

一、土地制度を確立し農村の土地を農民農村の手に確保

一、農家現金支出の約四割を占むる肥料問題の解決

一、農村經濟團體の建直し

右の三點に重點を置くこととなし、右のうち肥料に關しとにかく重要肥料統制法を制定する見透しがついたので今後は之が運用に關して嚴

重な注意を拂ひ同問題の解決を圖ることに努め土地制度に關しては既に農務局に命じ内閣調査局と緊密なる聯携の下に立法化するやう指令して居る、而して最後の農村經濟團體に關しては、現在は殆ど産業組合中心に經濟行爲が營まれて居りこの點に關しては農相としても今後ともます／＼その傾向を助長する要ありと認めてゐるが、之が現在の運營について種々是正する必要があるとして考察して居る、而して農相は從來企されながら容易に實行出来なかつた農村團體刷新に着手するについてはその影響するところ廣範圍なるに鑑み慎重なる態度を持し出来るだけ監督官廳の監督權濫用を避け先づ情勢の馴致から始めようとする方式をとるものと見られるが、その根本方針としては、

一、協同精神の徹底化

一、地主富農中心の經營を自小作階級の實際的に協同動作を必要とする人々のものとする

の二點に出發して居るが具體問題としては、

一、産業組合、同中央金庫、帝國農會等のなかには事大主義封建主義が流れて居る爲め同團體の使命を十分に果すことは出来ず、所謂營利主義に走つて居る點は農村更生の爲め速かに是正する必要がある。

一、産業組合中央金庫の金融方針等についても一般銀行と同一觀念の下に經營されて居る爲め小農に恩恵を與へることは極く稀である、これは協同精神の不徹底によるほか種々の原因が考へられるので之を適當に修正して行くこと。

を當面の問題として取上げ之が爲めには右諸團體に對する指導監督方法の改正運營の當事者たる高級人事に就ても刷新を行ふやう考慮して居る、右の農村團體の自主化については團體内部に於ても永年希望されて來て居ることであるから農相の意圖は相當の反響を呼ぶこととなるべく成行は大に注目されてゐる。

尙ほ農林省においては四月十五、六日の兩日農相官邸に於て經濟更生中央委員會特別委員會を開催、農林大臣の農山漁村の經濟更生恒久化に對する方策如何の諮問事項に付き種々協議の結果産業組合の監査制度の確立等左の如き種々の意見を交換三時半閉會したが、右委員會の結

果新たに第一、第二の二委員會を設置、第一委員會（廣瀬委員以下八名）に於ては經濟更生一般に關する件、又第二委員會（和田委員以下六名）に於ては産業組合監査制度に關する件を審議する事となつた。

- 一、農民の自覺を促すこと。
- 一、各經濟更生の指定村が數箇村又は郡區域に集り協議する様にし、郡に經濟更生委員會を設置すること。
- 一、經濟更生計畫の生産事業についてはその指導に横の連絡を必要とすること。
- 一、農村本位の指導を行ふこと、諸政策を速に解決せよ（例へば負擔の軽減等）
- 一、各種團體の機能を發揮せしむること。
- 一、技術員の俸給の國庫支辨を實現すること。
- 一、農會に教化部を置き政治的社會的教育を農民にすること。
- 一、學校教育を郷土的、農村的にし、農村より人材の去るを防止せしめること。
- 一、産業組合の監査制度を徹底させること。

更に亦た島田農相は農村對策の積極化に關して農村行政全般に互り再検討を加へんとする希望を持ち、特別議會後にこれが具體策を樹立せんとして居るが、目下省内各部局の意向を綜合するに從來の富農地主本位の行政より耕作者中心の行政へ轉化すべき時となして右の項目につき刷新策を要望して居る。

- 一、土地制度を確立し農民、農村の手で金融資本の脅威から防止確保すること。
- 一、小作法を制定し物納より金納へと改め一方耕作權の確立を期す。
- 一、農村行政機關の合理化。

一、農村團體自主化促進。

一、農村の共同組織化。

一、農村對策の生産増加本位から價格調整への移行。

一、負擔不均衡の是正。

- 一、土地制度を確立し農民、農村の手で金融資本の脅威から防止確保すること。
- 一、小作法を制定し物納より金納へと改め一方耕作權の確立を期す。
- 一、農村行政機關の合理化。

- 一、農村團體自主化促進。
- 一、農村の共同組織化。
- 一、農村對策の生産増加本位から價格調整への移行。
- 一、負擔不均衡の是正。
- 一、農村負債の整理金融の改善。
- 一、農村工業の促進合理化

控訴院長、檢事長會議

林法相はその就任挨拶と司法部の革新協議とを兼ね控訴院長、檢事長會議を開催することとなり其第一日を三月二十三日午前十時から法相官邸會議室にて開會、まづ林法相より就任の挨拶と今次事變の内容並びに廣田新内閣の使命について詳述し、更に法相提示の司法部刷新案について協議したが、右の刷新案は林法相が就任以來、慎重に考慮をめぐらしたものであつて、その改善刷新案は傳統を重んずる司法部としては相當思ひ切つたものでこれが實現の成否は各方面から注視されてゐるが、林法相としては現内閣の使命に鑑み不渡り手形は發行しないといふ堅き決意で臨んでゐる。

一、國憲國法の尊嚴保持

國憲國法の尊嚴を保持する第一義は司法權の獨立を確保するにあり、しかしてこれを具體的に摘示すれば國憲國法を輕視する犯罪を嚴罰に處することが必要である、故に(イ)選舉事犯(ロ)左右兩翼の思想犯罪(ハ)暴力威迫による犯罪(ニ)瀆職罪等は永續して嚴罰方針で臨む。

二、民刑裁判の速審

裁判は幾ら適正に行はれてもその手続きが遅れると効果を失ふことになるから、極力審理の進行を圖ることに努める。

三、行刑方針の改善

今日の行刑方針には多々考究を要する點がある、故に根本に遡つて再検討を加へ時代に適應した新方針を決定する。

四、高等司法會議の設置

司法權の適正迅速を期する土臺は人にある故に、司法部にては人事行政が最も大切な問題であるが、由來司法部の人事は司法大臣の專權に屬してゐる、これでは適材を適所に配して有能の材を發揮させることが出来ない、そこで高等司法會議を設置して重要な人事は司法大臣よりこれに諮問して決定し、司法部人事の公正を一般に信じさせるやうにする。

五、常設法律調査機關の設置

國憲國法の尊嚴を保持するには法律が國民の心にピッタリ合つてゐることが必要であるが、從來の立法は實際に即せざる點が多い、故に從來の分散式法律改正委員會を全廢して單一の法律調査會を設置し、實際に法律の運用に當つてゐる判檢事その他の機關から法律不備の點を報告せしめ、不合理と認められる點は部分的に逐次改正の方針を取つて法律に時代の生命を通はせることに努める。

法相の訓示要旨

而して同會議第一日に於ける林法相の初訓示の要旨は左の如し。

一、司法權の獨立公正の確保

新内閣の綱政中に『常に國憲國法の尊嚴を保持するは特に現下の時局においてその最も切要なるを信ず』とあるはまことに司法部の總意を表現せられたるものにして、司法部に取りては最も意義深きものなり、國憲國法の尊嚴は司法權の獨立公正を確保することにより保持せら

るものなるを以て、職に司法部にある者は責任の重大なることを自覺し任務に精進し、以てその使命を全うせざるべからず。

一、司法精神の昂揚と因襲の打破

司法事務全般にわたりて光輝ある傳統的司法精神を維持昂揚すると共に、固陋なる因襲を打破し時代の進運に適する必要な革新をなさ

るべからず。

而して同會議第一日に於ける林法相の初訓示の要旨は左の如し。

一、司法權の獨立公正の確保

新内閣の綱政中に「常に國憲國法の尊嚴を保持するは特に現下の時局においてその最も切要なるを信ず」とあるはまことに司法部の總意を表現せられたるものにして、司法部に取りては最も意義深きものなり、國憲國法の尊嚴は司法權の獨立公正を確保することにより保持せら

るものなるを以て、職に司法部にある者は責任の重大なることを自覺し任務に精進し、以てその使命を全うせざるべからず。

一、司法精神の昂揚と因襲の打破

司法事務全般にわたりて光輝ある傳統的司法精神を維持昂揚すると共に、固陋なる因襲を打破し時代の進運に適する必要な革新をなさざるべからず。

一、常設法律調査機關の設置

現行の法令中その起草に當り範を外國法に採りたるがため、往々にして我國風民情に適せざるものあり、また時勢の進展、社會事情の變遷によりて事の實際に適せざるに至りたるものなきに非ず、この事たる將來においてもまた常に起り得る現象なり、故にこれが調査機關を常設し、これが改正を行ふの要ありと認む。

一、特殊犯罪の嚴重檢舉

犯罪防壓のため檢察權の適正にして徹底せる活動を期すべきは勿論なるが、なかんづく左の犯罪は現下最も嚴重にこれを檢舉するの要ありと認む、但しその手續の合法妥當に意を用ふべきは勿論なり。

- 1、國體に反しまたは國體と相容れざる思想に基く犯罪
- 2、目的の如何を問はず非合法的手段殊に直接行動に出づる犯罪
- 3、選舉に關する惡質の犯罪
- 4、官公吏または議員の瀆職罪
- 5、地位または權勢を利用して行ふ犯罪
- 6、常習的または團體的に暴力または恐喝によりて私利を圖るの犯罪

7、流言飛語をなしよつて人心を惑亂するの犯罪

8、その他法律または裁判を輕視する思想または動機に出づる犯罪

一、訴訟手續並に執行手續の促進

裁判はその内容の適正に最も意を用ふべきは勿論なるも訴訟手續遅延するにおいては、刑事においては刑罰の効力を減じ民事においては權利保護の實を擧ぐるを得ず、殊に民事については執行手續の適正と促進とにつき特に意を用ふるの要あり。

一、人事高等諮問機關の設置

現行の法制においては人事行政は司法大臣の專權に屬しこれを行ふについては最も慎重を期すとへども萬一の過誤なきを期し、また專恣にわたるの疑惑なからしむるため一定の範圍の人事に關しては判事、檢事等純粹の司法官を包含する機關に諮問したる上これを決するを以て適當なりと認む。

一、行刑の刷新と行刑に關する司法官の關心

行刑は收容者の職業訓練に偏重することなく精神訓練に力を注がざるべからず、これを指導方針として諸般の施設を行はんとす。

同會議第二日は二十四日午後二時より司法大臣官邸會議室において開會、前日に引つゞいて司法部刷新に關する意見交換を行ひ午後五時全部の日程を終了した、しかしてその結果司法部の重要人事を決定する司法高等會議の設置案が確定したが、右司法高等會議は司法人事の公正を期せんとする立前に基づいて地方裁判所長、檢事正級以上の人事を附議する機關とし司法大臣、大審院長、檢事總長の三長官を以て構成委員とすべしといふ意見が有力で、林法相としては遅くとも六月頃までに實現を期したい意向を有してゐるやうであるが、これに附隨して司法官の停年を年一回に取まとめて發令すれば司法高等會議設置の意義を一層深めることとなるので、裁判所構成法改正の議も起つてゐる。

増稅計畫案に關し藏相言明

馬場藏相はその就任に際して發表せる聲明に基き非常時財政に處すべく、昭和十二年度より増稅を實施したき方針であることは既記の通りであるが、特別議會を控へて大藏省では目下十一年度豫算の編成に忙殺され、未だ増稅案については具體的審議には入らず特別議會終了後着

員とすべしといふ意見が有力で、林法相としては遅くとも六月頃までに實現を期したい意向を有してゐるやうであるが、これに附隨して司法官の停年を年一回に取まらめて發令すれば司法高等會議設置の意義を一層深めることとなるので、裁判所構成法改正の議も起つてゐる。

増税計畫案に關し藏相言明

馬場藏相はその就任に際して發表せる聲明に基き非常時財政に處すべく、昭和十二年度より増税を實施したき方針であることは既記の通りであるが、特別議會を控へて大藏省では目下十一年度豫算の編成に忙殺され、未だ増税案については具體的審議には入らず特別議會終了後着手する段取であり現在の所その具體的内容については全く白紙の態度をもつて臨んでゐる、しかるに最近増税案等について種々の言説が傳はりこれがため株式市場をはじめ一般財界は不安人氣に襲はれてゐる、藏相もこの事態を憂慮して三月二十三日夕刻藏相官邸において左の如き談話を試みその意のある所を明かにした。

世間ではいろいろと増税案の内容を云々してゐるやうであるが、我輩としては全然關知しないところである、我輩は就任早々單に増税をやるといふ決意は示したが、その方法内容については再三聲明した如く今後十分研究を進めるといふわけで具體案については現在全く白紙の状態にある、第一財政需要の見透しもつかぬ前から就任後一、二週間の内にさう問題が決められるものではない、しかもかゝる大問題が我輩一個の考へで決まるものではなく、今の所事務當局とも何等打合せをなしたこともないのだ、市場方面で色々騒ぐのが我輩には全く諒解が出来ない、増税にしても低金利政策にしても財界に急激な變動を與へないやうに漸を追うて行ふ方針であることは聲明した通りで、具眼の士なら誰でも分ることと思ふから少しも騒ぐ必要はないと思ふ、大藏大臣が白い旗を出してゐるのに色眼鏡をかけて勝手に赤だ青だといつて騒いだつて我輩の關知せざるところで自分が一々眼鏡を外してやるわけにも行くまいではないか。

專任文部大臣決定

廣田首相は現内閣の重大政綱である國體明徴、文教刷新問題累積の折柄專任文相を至急決定する必要からその詮衡に當つても特に慎重を極

めた結果、勅選議員平生三郎氏を最適任者として交渉するに決し、特に平生氏の東京を求めて交渉し、其内諾を得たので、三月二十四日の定例閣議に先だち永田拓相、潮兼攝文相を招致して平生氏との交渉経過を報告し、後任文相に平生氏を推すこととなり閣議に諮つた後廣田首相は午後二時六分首相官邸に平生氏を招致して正式に交渉した結果承諾を得たのでこゝに正式決定を見た、よつて廣田首相は宮中の御都合を伺ひ二十五日午後二時宮中に於て左の如く親任式を舉行せられた。

任 文 部 大 臣

勳 五 等 平 生 三 郎

免 兼 官

内 務 大 臣 兼 文 部 大 臣 潮 惠 之 輔

而して新文相平生氏とは如何なる人か、その横顔を一瞥すれば、氏が現に荷ひつゝある文政審議會委員、甲南學園理事長、兵庫縣教育會々頭とおよそ文教に關係ある肩書を並べてみても相當ではあるが、實業家としての肩書はそんな生やさしいものではないことは周知の事實、慶應二年生れといふから今年七十一になる、岐阜縣の出で生家も養子に行つた先も共に槍一筋の家柄だ、明治二十三年に東京高商を出た一ツ橋派の元老で、初め朝鮮の政府に招かれ仁川税關で働いてゐたが、一三年で歸つて兵庫縣立神戸商業學校の校長さんになつた、次で東京海上火災保險入りで、兄弟以上の仲にある各務日本郵船社長と一緒に今日の東京海上の基礎を築き上げた、その後保險界を歩いた足跡は『保險界の大元老』とちやんと大きく印されてゐる、神戸川崎造船がゴタ／＼の際、整理委員の一人になつて、やがてその社長にをさまつたのが昭和八年の春、それまで一時——大正十三年頃から——財界を退いて専念したのが甲南學園、縣教育會、文政審議會、自由通商協會、甲南病院等で『もう金まうけとは絶縁だ』とすつかり教育家、社會改良運動家となりましてゐたものだ。

實業界返り咲きのこの川崎造船社長就任のときの一條件に重役報酬は無報酬とするならばと申出た、この人は高商時代の語學の教授ロシア人が歸國して革命後の動亂のため衣食に窮してゐる由を手紙で知るや、十數年來の長い間、怠りよく毎月いくらか宛の金を送つてやつたと云ふ佳話を持つてゐる、それから又、昨年南米ブラジル經濟使節として使ひし、對南米貿易親善に力を盡くしたことは實業界をはじめあまねく

人の知るところである。

商人から文教の長に……平生さんの文相はちよつと意外の感を抱かせるが、平生さん位教育に理解を持つ人は少いといふ隠れたる教育家だ、といふのは毎年全國數百の中等學校に手紙を出して優等生で上級學校に進めぬ埋もれる秀才に無條件で學資を出してゐる、今ではこの數も數十名に上り、東京に寄宿寮まで建てゝゐる、そして時々上京して來ては學生を相手に、すき焼會をやり談笑するのを楽しみとしてゐる、す

で「もう金まうけとは絶縁だ」とすつかり教育家、社會改良運動家となりましてゐたものだ。

實業界返り咲きのこの川崎造船社長就任のときの一條件に重役報酬は無報酬とするならばと申出た、この人は高商時代の語學の教授ロシヤ人が歸國して革命後の動亂のため衣食に窮してゐる由を手紙で知るや、十數年來の長い間、怠りよく毎月いくら宛の金を送つてやつたと云ふ佳話を持つてゐる、それから又、昨年南米ブラジル經濟使節として使ひし、對南米貿易親善に力を盡くしたことは實業界をはじめあまねく

人の知るところである。

商人から文教の長に……平生さんの文相はちよつと意外の感を抱かせるが、平生さん位教育に理解を持つ人は少いといふ隠れたる教育家だ、といふのは毎年全國數百の中等學校に手紙を出して優等生で上級學校に進めぬ埋もれる秀才に無條件で學資を出してゐる、今ではこの數も數十名に上り、東京に寄宿寮まで建てゝゐる、そして時々上京して來ては學生を相手に、すき焼會をやり談笑するのを楽しんでゐる、すず子夫人も同様に神戸の御影に裁縫女學校を經營してゐる、甲南高校も平生さんの出資になるものとは知る人は少い、とにかく教育については玄人はだしだ。最後にゴシップを一つ記して置かうなら、氏は中々の坐談好きで興ずると途方もない長談義を平氣でやつてのけるが、もう可なり前の話ではあるが松方幸次郎、小林一三兩氏と共に大阪から夜行に乗り込んで東上したことがあつた、その折り氏は只一人、兩氏を相手に盛んにしゃべりつゞけたので、堪まりかねた小林氏が「いゝ加減にやめて寢臺へ行かう」と立上つた途端汽車は東京驛に着いたさうだ。

新文相の抱負

新文相平生氏は二十五日午後四時、初登廳、潮兼攝文相と事務引つぎを終り、次で大臣室に廳員一同を集めて一場の訓示をなしたが、退廳後往訪の新聞記者に左の如く語つた。

自分も就任した上からは、大に報國の誠をつくす覺悟である、勿論、廣田内閣の聲明した文教を刷新し、國民精神の作興を圖ると共に、團體に對する思想を極力排除する事に努めねばならぬが、只これをどういふ風に具體化して、實行に移すかと云ふことに就ては、今こゝで直ちに言明することは出来ない、凡て實行出来るかどうかの見透し、決斷がつかぬ時徒らに抱負經綸を語るやうな事は、國民をして迷はしめる外何等益するものでないからこの點大いに慎しむべきである、拙速主義をとつて將來に禍根を残すやうな事はよくない、眞實に見事な花を咲かせ實を結ばせるのでなければいかぬ、故に文教の刷新についても徒らに急ぐことなく、内閣全體においてこれならといふ結論を出

した上斷行するやうにせねばならぬと思つてゐる。

首相外人記者團招待

自主外交の宣言

新内閣の對内外政策につき諸外國の認識を深め、我が東亞政策の遂行に資する必要があるので、廣田首相は、三月二十五日午後四時外相の資格を兼ね首相官邸に於て、在京外國新聞通信記者代表三十七氏、外務省より天羽情報部長、佐藤同第一課長、加瀬事務官等出席、廣田首相より我自主積極の外交政策につき明確なる態度を披瀝し直ちに質疑應答に入り、内政及び外交の全局にわたり隔意なき意見交換を行ひ我國策の動向を示唆し、諸外國側の反省を要望し同五時過ぎ散會したが、その言明において東亞の安定勢力としての日本の地位を強調し「通商の自由及び經濟的必要」の語により市場及び資源の公平なる配分を示さす所あつた、席上廣田首相の談左の如し。

廣田首相談

現内閣の對内外政策については數日前公表して置いたから御承知の次第と思はれるが、我對外政策の根本は昭和八年三月二十七日聯盟脫退通告の際發布せられた御詔勅に宣明せられてある通りである、要するに我々は先づ東亞の安定を確保し同時に萬邦協和の精神を以て友邦諸國と親善關係を進め國際平和及び人類福祉増進のため一層の貢獻を致さんことを希ふものである、しかして我國國際關係を見るに幸ひにして盟邦滿洲國は國運駸々乎として健全なる發展を續けて居り、日支國交も漸次敦厚を加へつゝあるから日、滿、支間に平常關係を樹立し進んでその提携協力を促進すると共にこの際英、米、露その他爾餘の諸國とも益々舊來の親交を温めつゝ東亞の安定なる吾人の大使命を充分に遂行したいと考へる、また通商經濟の問題に關しては帝國の經濟的必要を滿し、特に通商の障害を除去調整して自由なる通商の進展を計るため大いに

努力する方針である。

質問應答内容

外交問題

質問 自主積極外交とは何ぞや、

と親善關係を進め國際平和及び人類福祉増進のため一層の貢獻を致さんことを希ふものである、しかして我國國際關係を見るに幸ひにして盟邦滿洲國は國運駸々乎として健全なる發展を續けて居り、日支國交も漸次敦厚を加へつゝあるから日、滿、支間に平常關係を樹立し進んでその提携協力を促進すると共にこの際英、米、露その他爾餘の諸國とも益々舊來の親交を温めつゝ東亞の安定なる吾人の大使命を充分に遂行したいと考へる、また通商經濟の問題に關しては帝國の經濟的必要を滿し、特に通商の障害を除去調整して自由なる通商の進展を計るため大いに

努力する方針である。

質 問 應 答 内 容
外 交 問 題

質問 自主積極外交とは何ぞや、

首相 自主とは獨立の外交をやるのだ、從來外交の遂行に當つては最善の努力を拂つたが懸案の解決が遅きに失するとの批評もあつた、今度は諸外國との懸案解決は積極的に努める考へだ。

質問 日支關係は重要問題と見るが今後如何なる方針を採るか、

首相 最重要の外交問題であるから帝國政府としては非常に重視し兩國關係の調整に努めるつもりである。

質問 第六十八議會において總理がなした日支三原則はそのままこれを推進するつもりか、

首相 議會の演説は不變である、三原則は日支問題調整の根本方針なるも日本の利益のみから考へたものではなく、實に支那の利益ともなる次第で、兩國相互の利益のために調整せんとする方針である。

質問 最近露首相モロトフ氏は在モスコイ外人記者に日露關係は好轉しつゝありと語つてゐるが如何、

首相 新聞記事を見たが誠にうれしく思ふ次第である、余はモロトフ首相とはモスコイに大使として在任時代親密にしてゐた、ある時は腕角力をしたこともある間柄だ、日本は友好關係の維持に努めてゐるが、ソ聯側はある時は日露關係は險惡になつたといひ、またある時は好轉したといふが、これは先方の見方であつて日本の態度は何等變るところがない、モ氏が日本の態度を善解しつゝあるといふ事は結構なことだ。

質問 北サガレンの買収問題が話題になつた事があるか、また如何に考へるか、

この時首相はソ聯國營タス通信社のナギー特派員を顧みて、

それはナギー君がよく知つてゐるから聞いて呉れ給へ。

と鮮かに答をそらした。

内政問題

質問 現内閣は素より内政の改革に向つて全力を注ぐものと思ふが前途なほ中々の困難事にあらずや、

首相 従来とも内政問題に多くの積弊は認められたが充分なる清算の行はれなかつたことは遺憾である、現内閣はこの問題のために全力を注ぐ覚悟である、誠に春夏秋冬が何等季節上の變化なしに一年を経過したならばその單調に吾人は堪へ難いであらうが、その間には暴風雨あり降雪あり、人生もまた單調の時よりも何等か異常なる變化の後にこそ鼓舞刺戟されるものである、東京の地區は封建時代よりそのまゝであり従来地區の改正が常に要求され來つたに拘らずその事なしに來たが、かの關東の大地震の慘害により期せずして今日の近代都市の形態をとるに至つた、吾人も勇氣を押ししてこの非常時局の後を受け積弊の打開に努めんとするものである。

質問 内政問題においては農村問題がその最も重要な問題と思ふが如何、

首相 しかり、吾人もその重要性を認め農村振興に全力を捧げんとするものである。

質問 教育の刷新とは如何なるものであるか、またそれは必然外國思想の抑壓を意味するか、

首相 日本は従来外國思想の攝取に多忙であつた餘り、その思想が眞に日本の國情に適してゐるか否かを検討するの暇なき場合もあつたやうに考へられる、吾人は依然外國の文化攝取には努めるが、それが日本の國情に適合するや否やを充分慎重に検討するが、なほ青年教育は道義の確立、體育の向上に主眼を置く考へであるが、それよりはむしろ青年の自發力涵養に努むる覺悟である、これこそ日本民族の眞の要求である。

質問 經濟問題においても多くの弊害あるものと見るか、

首相 しかり、その積弊改革についても善處する。

因みに廣田首相兼攝外相は、右外人記者招待會以前、即ち三月十九日午後四時永田町首相官邸において、駐日大公使を招きお茶の會を催し

た。出席者は、

首相 日本は従來外國思想の攝取に多忙であつた餘り、その思想が眞に日本の國情に適合してゐるか否かを検討するの暇なき場合もあつたやうに考へられる、吾人は依然外國の文化攝取には努めるが、それが日本の國情に適合するや否やを充分慎重に検討するが、なほ青年教育は道義の確立、體育の向上に主眼を置く考へであるが、それよりはむしろ青年の自發力涵養に努むる覺悟である、これこそ日本民族の眞の要求である。

質問 經濟問題においても多くの弊害あるものと見るか、
首相 しっかり、その積弊改革についても善處する。

因みに廣田首相兼攝外相は、右外人記者招待會以前、即ち三月十九日午後四時永田町首相官邸において、駐日大公使を招きお茶の會を催した。出席者は、

パツソルピエール(白)、グルウ(米)、ユレニエフ(ソ聯)、アウリツト(伊)、ビラ(佛)、デイルクゼン(獨)、クライヴ(英)、ベロツサ(ブラジル)、許(支那)、謝(滿洲)の各大使及び各國公使(キューバ、ウルグワイ、ペルーの三國公使缺席)、全部三十名並に廣田兼攝外相、藤沼書記官長、次田法制局長官、重光次官以下外務省各局長出席。

廣田兼攝外相より新内閣の外交方針として、

國際信義に立脚して列國との誼をあつうし、東亞諸國の共存共榮特に日滿兩國の不可分關係を基調として東亞の安定力たるの實を擧ぐる方針である。

旨を力説強調し、各國大公使よりもそれ／＼質問あり歡談を重ねて五時過ぎ散會した。

植田關東軍司令官赴任

關東軍司令官植田謙吉大將は、河邊大佐・園田、渡邊兩少佐等幕僚を帶同、廣田首相初め多數の見送りを受けて三月二十二日午前九時、東京驛發赴任の途に就いたが、車中において日滿兩國に關する當面の重大問題について左の如く語つた。

一、在滿兵備の充實

滿洲國建國の根本義に鑑み滿洲國の建設完成に協力することは我國策の樞軸をなすものである、従つて滿洲國を圍繞する方面は我國防の重

點であり、我在滿兵備の充實は急速にこれが實現を期する必要がある、これによつて先づ治安維持の全きを期し、以て各種資源開發を行ひ民衆の福祉増進を圖らねばならないしかも滿洲國における兵備の充實は決して侵略的な意圖を有するものでなく我正当なる主張を容認せず我國威國權に服せぬものに對しては斷然とし起たねばならない、起つた場合には軍本來の使命として必づ勝つ決心と成算がなければならぬ、この意味からも現實の事態に相應する兵備の充實は斷然必要である、從來關係各方面との外交々涉による懸案の解決がとかく好ましい成果を得られなかつた觀があるのはこれに伴ふ充實した軍備が不足して居た事實によることはこの際銘記すべきである、特に我對滿國策については單に滿洲國とか陸軍とかの問題とせず、國民全體の問題として新たな着眼から國內情勢と國際環境の現實を正しく認識して對處すべきであつて、この際一日のとう安は百年の悔を残すものである。滿洲問題をこの角度から考察すれば兵備の問題の如き自ら一般國民の間から聲が起り國論も自ら歸一することゝ信ずる。

一、滿洲國の治安問題

滿洲國建國の第一歩は、日滿兩國不可分關係に起つて共存共榮、同憂同樂産業の開發とか交通施設の建設とか、各種福祉の増進等に存するもので、これがためには民心安定の基礎として治安維持が最大の急務である、現在匪賊の數は屢次の討伐によつてその員數を減じ、活動も徐々に局限されて來たが、残つたものは百戰練磨のもので、しかもある方面から使そうされ援助されてゐる疑あり、滿洲國の東部並に東北部の山嶽森林地帯、滿露國境方面を根據としてゐる状況にあり、なほ相當の努力が必要である、これが徹底的な掃蕩には滿洲國軍兵備機構の改善充實とか、制度の改編とか、あるひは懷柔についても充分なほ一層誠意を必要とする、これによつて庶民も安んじてその堵に落着くものと思ふ。

一、滿鐵改組問題

これに關しては全く白紙であるから現地に行つて實情を調査した上で善處する、滿鐵は過去數十年間にわたつて國策の實行機關として功績

を擧げて來たものでかゞやく歴史を持つてゐる、この整備された大機構を理論によつて右から左と動かすことは百害あつて一利あるまい、しかし滿洲國が獨立して情勢が一變した今日では實情に即して能率的且効果的に對處さるべきであらう。

一、滿蒙露國境問題

目下關東軍と中央部とで對策が考究されてゐるが、赴任して現地の實情を調査した上で具體案を決定して、これが實行を期するつもりであ

の改善充實とか、制度の改編とか、あるひは懐柔についても充分なほ一層誠意を必要とする、これによつて庶民も安んじてその堵に落着くものと思ふ。

一、滿鐵改組問題

これに關しては全く白紙であるから現地に行つて實情を調査した上で善處する、滿鐵は過去數十年間にわたつて國策の實行機關として功績

を擧げて來たものでかゞやく歴史を持つてゐる、この整備された大機構を理論によつて右から左と動かすことは百害あつて一利あるまい、しかし滿洲國が獨立して情勢が一變した今日では實情に即して能率的且効果的に對處さるべきであらう。

一、滿蒙露國境問題

目下關東軍と中央部とで對策が考究されてゐるが、赴任して現地の實情を調査した上で具體案を決定して、これが實行を期するつもりである。

一、北支問題

滿洲國が獨立した今日北支はその接壤地として特に密接な關係にあり、東洋平和の確立といふ大局の見地からも北支における日、滿、支三國の提携は急務の必要があり、これが實現は先づ日、滿、支三國の經濟ブロックの實現にあるであらう、これが實現すれば北支における進むべき途は自然に拓けて來ると思つてゐる。

一、赤化防衛問題

これは我國であり、絶對的な問題である、最近支那共產軍は山西に侵入し、北は内蒙古、南は海南に進出せんとする動向を示し察哈爾、綏遠にわたつても既に民心收攬の地盤工作を完了して居り、天津には有力な機關が設置されてゐて、その目指すところも明瞭である、滿洲國としては四圍から兵力と思想工作とによつて侵略の脅威にさらされて僅かに朝鮮を通じて日本に向つてのみ血路が残されてゐる、よつて日本としては日本自體のためにも、滿洲建國の援助のためにも形而上下の餘力を盡して先づ北支において日、滿、支三國々々の調整を期し東洋平和確立の基礎を創設すべきである、目下北支は安定した如く傳へらるゝが、自分としては北支の安定は未だし、と考へてゐるものである。

最後にこの際國內情勢についても特に認識を新たにして農村地方を中心として民情の指導と向上には最も努力を拂はねばならない。

陸軍首脳部の大更迭

陸軍省は三月二十三日、今次事件の責任者の處分並にこれに伴ふ異動を左の如く發表した、而して之が新補新任式は同日午後二時半より宮内省に於て行はせられた、天皇陛下には松平式部長官の御前行松平宮相以下を従へさせられて鳳凰の間に出御、廣田首相侍立の上新任香月近衛師團長、宇佐美侍從武官長、伊東第三、岡村第二各師團長に對しそれ〴〵親任の勅語を賜ひ、廣田首相より左の如き職記を傳達、終つて陛下には入御遊ばされた。

參謀本部付被仰付

參謀次長陸軍中將杉山元

補參謀次長

同西尾壽造

補歩兵第四十旅團長

兵器本廠付陸軍少將山下奉文

補參謀本部付被仰付

第三師團長陸軍中將岩越恒一

補第三師團長

砲兵監陸軍中將伊東政喜

野戰砲兵學校長陸軍中將山室宗武

補砲兵監

自動車學校長陸軍少將井關隆昌

補野戰砲兵學校長

技術本部總務部長陸軍少將土橋本一

補 第三師團長

砲兵監 陸軍中將 伊東政喜

野戰砲兵學校長 陸軍中將 山室宗武

補 砲兵監

自動車學校長 陸軍少將 井關隆昌

補 野戰砲兵學校長

技術本部總務部長 陸軍少將 土橋一夫

補 自動車學校長

基隆要塞司令官 陸軍少將 渡邊謙

補 技術本部總務部長

陸軍次官 陸軍中將 古莊幹郎

航空本部付被仰付

陸軍中將從四位勳二等功五級 梅津美治郎

任 陸軍次官 (一)

參謀本部第二部長 陸軍中將 岡村寧次

補 第二師團長

近衛師團司令部付 陸軍少將 渡久雄

補 參謀本部第二部長

第七師團長 陸軍中將 宇佐美興屋

補 侍從武官長

補第七師團長

參謀本部付陸軍中將三宅一夫

兵器本廠付被仰付

軍務局長兼軍事參議院幹事長陸軍中將今井清

補軍務局長兼軍事參議院幹事長

中華民國在勤帝國大使館付武官陸軍少將磯谷廉介

補中華民國在勤帝國大使館付武官

同喜多誠一

補憲兵司令官

習志野學校長陸軍中將中島今朝吾

補習志野學校長

砲兵監部付陸軍少將谷口元治郎

滿洲國在勤帝國大使館付武官兼勤被仰付

同今村均

補近衛步兵第二旅團長

第四師團司令部付陸軍少將秦雅尙

仙臺教導學校長陸軍少將小泉恭次

補步兵第一旅團長

第十四師團司令部付陸軍少將關龜治

補步兵第二旅團長

舞鶴要塞司令官陸軍少將菊地門也

補近衛步兵第二旅團長

第四師團司令部付陸軍少將

秦 雅 尙

仙臺教導學校長陸軍少將 小 泉 恭 次

補步兵第一旅團長

第十四師團司令部付陸軍少將

關 龜 治

補步兵第二旅團長

舞鶴要塞司令官陸軍少將 菊 地 門 也

野戰重砲兵第三旅團長

野戰砲兵學校幹事陸軍少將 桑 木 崇 明

參謀本部第一部長

步兵第十五旅團長陸軍少將 三 宅 俊 雄

戶 山 學 校 長

步兵第四十聯隊長步兵大佐 篠 原 誠 一 郎

任陸軍少將步兵第十五旅團長

陸軍中將 香 月 清 司

補近衛師團長

陸軍中將 河 村 恭 輔

補第一師團長

陸軍中將 長 野 義 雄

同步兵第四十聯隊長

待命

侍從武官陸軍大將本庄繁

同

第一師團長陸軍中將堀丈夫

同

近衛師團長陸軍中將橋本虎之助

同

憲兵司令官陸軍中將岩佐祿郎

同

近衛歩兵第二旅團長陸軍少將大島陸太郎

同

歩兵第一旅團長陸軍少將佐藤正三郎

同

歩兵第二旅團長陸軍少將工藤義雄

同

野戰重砲兵第三旅團長陸軍少將石田保道

同

前豊橋教導學校長陸軍少將中井武三

滿洲國在勤帝國大使館付武官兼勤被免關東軍參謀長被仰付

陸軍少將板垣征四郎

陸軍少將今村均

關東軍參謀副長被仰付

寺内陸相談

右の異動につき寺内陸軍大臣は左の如く語つた。

本日の發令は今回の不祥事件に關する責任者の處分、並に中央部大部の異動であります、先に參謀總長として閑院宮殿下に於かせられま

しては、痛くその責任を感じさせられ、御辭職の御決意極めて堅きものがありませんでしたが、四圍の事情は到底これを許しませぬので、枉げて

御留任を得、その際特に召されて優渥なる御沙汰を賜りましたことは、既に前陸相の謹話も御座いましたが、今この發令に方りまして更に

記憶を新たに感激する次第で御座います、尙侍從武官長も軍の長老としての責を痛感し勇退せられました、また佐尉官責任者その他に關

する異動も本月中には發令の運びになつて居りますしまた責任者に對する懲罰的處分は既に各所屬長官において夫々嚴重に實施せられて居

右の異動につき寺内陸軍大臣は左の如く語つた。

本日の發令は今回の不祥事件に關する責任者の處分、並に中央部大部の異動であります、先に參謀總長として閑院宮殿下に於かせられま

しては、痛くその責任を感じさせられ、御辭職の御決意極めて堅きものがありませんでしたが、四圍の事情は到底これを許しませぬので、枉げて御留任を得、その際特に召されて優渥なる御沙汰を賜りましたことは、既に前陸相の謹話も御座いましたが、今この發令に方りまして更に記憶を新たにし感激する次第で御座います、尙侍從武官長も軍の長老としての責を痛感し勇退せられました、また佐尉官責任者その他に關する異動も本月中には發令の運びになつて居りますしまた責任者に對する懲罰的處分は既に各所屬長官において夫々嚴重に實施せられて居る筈であります。

陸軍の陣容整備

内外時局の重大性を強調して自主積極的國策の樹立實行を寺内陸相の入閣條件として提起した陸軍としては、廣田内閣組織に當つては具體的に國防の強化、教學の刷新、農村振興等の問題を中心として特に國防の強化に關しては數字をあげて我對外國策なかんづく我大陸政策との重要緊密なる關聯性を説いてこれが實行具體化を主張してゐるものである、よつて今回の不祥事件に關聯する陸軍首腦部の大更迭は建軍肅正の根本義に立脚したるものであると同時に、この我大陸政策の樹立實現を期して斷行されたものであつて、この新陣容による陸軍今後の動きは直接廣田内閣の内外國策實行如何を決するものとして最も注目さるゝものである、即ち參謀次長となつた西尾壽造中將は軍事調査部長を経て參謀部第四部長から滿洲事變一段落後の關東軍に參謀長として我對滿政策實行の樞軸にあり、最近の滿洲問題を繞る滿、蒙、露國境問題對支問題の實際に當つて來たものであり、次官となつた梅津美治郎中將もまた單に寺内陸相の女房役との見地を離れて參謀本部々長、支那駐屯軍司令官として經驗を活用すべく拔擢されたものであり、軍務局長磯谷廉介少將もまた參謀本部第二部長から支那大使館付武官として最近の日支問題解決に當つて來た貴重なる手腕、體驗を尊重されたものである、しかも磯谷少將は新外相たるべき有田八郎大使とは目下日支國交の調整に協力しつゝあつたものである、しかも新任師團長たる第二師團長岡村寧次中將、第七師團長三宅一夫中將何れも大陸政策の實行者で

ある點も注目し値するものがある、新陣容を固めた陸軍としてはいよく、一路我大陸政策の遂行に邁進する決意を内外に明示したものであつて、この結果は我在滿部隊の充實強化とこれに關聯する作戰資材の整備とを急速に實現せしむることとなるべく、また支那駐屯軍の擴充強化も早急に實現、かくて廣田内閣における我對外積極國策即大陸政策の遂行は實行に移るべく、これに關聯して内外の政策の具現に決定的な動向を與へることとなるべく、蓋し新陣容による陸軍の動きは最も注目されねばならぬ。

戒 嚴 司 令 官 更 迭

東京警備司令官兼東部防衛司令官、戒嚴司令官香椎浩平中將は今次の事件の責を負ひ、三月二十三日の大異動の際勇退する筈であつたが、現下の情勢上戒嚴司令官の重職は一日も帝都を離れる事を許さなため更迭を延期中の處、後任司令官たるべき參謀本部付岩越中將が同月三十一日着京したので寺内陸相より内奏御裁可を仰いだ結果、天皇陛下には四月二日午前十時三十分宮中鳳凰の間に出御、廣田首相待立の上これが親補式を行はせられ、岩越中將に對し親補の勅語を賜ひ首相より左の職記を授け陛下には入御遊ばされた。

陸軍中將正四位勳一等功四級 岩 越 恒 一

補東京警備司令官兼東部防衛司令官戒嚴司令官

同時に陸軍省より左の如く發表した。

待 命 被 仰 付

東京警備司令官兼東部防衛司令官戒嚴司令官陸軍中將

香 椎 浩 平

參謀本部付被免

陸 軍 中 將 岩 越 恒 一

岩 越 司 令 官 の 告 諭

親補式をへて退出した岩越新戒嚴司令官は一旦偕行社に歸り服裝を改めた後午前十一時二十分軍人會館の戒嚴司令部に到着、安井參謀長を從へて出迎への全職員に敬禮しつゝ横玄關より入り待ち合せてゐた香椎司令官と事務引継ぎを行つた後別項の如き告諭を發表した。

岩越司令官の告諭

親補式をへて退出した岩越新戒嚴司令官は一旦偕行社に歸り服裝を改めた後午前十一時二十分軍人會館の戒嚴司令部に到着、安井參謀長を從へて出迎への全職員に敬禮しつゝ横玄關より入り待ち合せてゐた香椎司令官と事務引繼ぎを行つた後別項の如き告諭を發表した。

【告諭第四號】（二日午後二時發表） にはかに大命を拜し不肖恒一前司令官の後を受け戒嚴司令官の重任を負ふ、戒嚴地域内の狀況は概ね平靜を保持し特異の事象を認めざるもなほ戒嚴令中必要とする規定の依然適用しつゝある所以のものは未曾有の今次不祥事件に關する善後處理を完全にし抜本塞源的肅正を行ひ、今後かくの如き不祥事の絶無を期し、軍民一體皇運を扶翼し宸襟を安んじ奉らんとするの目的に外ならず、官民よくその理を辨へ本職を信倚し、ます／＼言動を慎しみ操志を固くし協力一致戒嚴の施行をしていよ／＼遺憾なからしめん事を期すべし。

昭和十一年四月二日

戒嚴司令官 岩越恒一

軍司令官、師團長會議

陸軍の軍司令官、師團長會議は七日東京に召集され八日から會議を開くことになつたが、天皇陛下には會議に參列の軍司令官、師團長に對し拜謁を賜ひ御陪食を仰付けられる旨の有難き御沙汰があつた、よつて

小磯朝鮮、柳川臺灣兩軍司令官、香月近衛、河村第一、岡村第二、建川第四、林第五、谷第六、三毛第七、下元第八、松浦第十、田代第十一、清水第十二、末松第十四、鈴木第十九、三宅第二十各師團長並に各師團留守司令官、今村關東軍參謀副長、永見支那駐屯軍參謀長

は、七日午前十時半宮中に参内、表御座所において天皇陛下に拜謁仰付けられ、寺内陸相待立の上、それ〴〵管下の軍状について奏上し、御下間に奉答して一旦御前を退下、正午寺内陸相はじめ各軍司令官、師團長一同は豊明殿において御陪食仰付けられた、閑院参謀總長官、梨本元帥官、朝香、東久邇兩軍事参議官官の四殿下にも御臨席、また松平宮相、宇佐美侍從武官長、廣幡侍從次長等も御陪食を許され、一同光榮に感激して退下した。

因みに同日参内の將星中、殊に前月末堀先任師團長の後任として赴任した新第一師團長河村恭輔中將は、叛亂部隊を出した直接師團の首腦者として、又た香月近衛師團長も同様の意味で、共に約五分間にわたつて管下部隊の軍状について奏上するの光榮に浴し恐懼して午後二時三十分宮中を退下したが、河村第一師團長は直ちに滿洲出動前のごつた返してゐる第一師團司令部に入り、胸間の勳章をはずす暇もなく感激の面持で次のやうに語つた。

陛下には正午豊明殿に御慰勞の有難き思召から御餐會を催され、一同御陪食の光榮に浴し終つて千種間で茶菓を賜はりながら、序列に従つて軍状を奏上し奉りましたが、小官並に香月近衛師團長に直接事件關係師團長として詳しく報告せよとの有難き御言葉を賜りましたので一人二分間と定められた時間を御延長遊ばされ約五分間にわたつてそれ〴〵管下部隊の現状を言上致すの光榮に浴しましたことは恐懼感激の外ありません、陛下には今次事件に深く御軫念あらせられてゐることを拜察致し、この上はたゞ〴〵至誠奉仕の精神を以て御奉公申上げる覺悟であります。

會議第一日は四月八日午前九時より陸軍省第一會議室において開會され小磯朝鮮、柳川臺灣兩軍司令官、香月近衛、河村第一、岡村第二、建川第四、林第五、谷第六、三毛第七、下元第八、松浦第十、田代第十一、清水第十二、末松第十四、鈴木第十九、三宅第二十各師團長、田中、中村、熊谷各留守司令官及び今村關東軍参謀副長、永見支那駐屯軍参謀長、中央部側寺内陸相、梅津次官、磯谷軍務、平手經理、山脇整備、多田兵器、後宮人事、小泉醫務、大山法務各局長、町尻軍事課長、寺倉高級副官並に岩越東京警備司令官、西尾参謀次長、中村教育總監

部本部長、畑航空本部長、岸本技術本部長、中島憲兵司令官等列席、先づ寺内陸相より今回の不祥事に鑑み軍の徹底的振肅と軍秩の確保について左の如き重大訓示を述べ、次で梅津次官より諸般の事項に關する口演があつた後、指示事項につき協議を行ひ、正午陸相官邸にて午餐を共にしたる後午後一時より軍紀の肅正、統帥系統の恪守、軍秩の確保等につき隔意なき懇談を遂げ、更に梅津次官より一時間餘にわたり事件

會議第一日は四月八日午前九時より陸軍省第一會議室において開會され小磯朝鮮、柳川臺灣兩軍司令官、香月近衛、河村第一、岡村第二、建川第四、林第五、谷第六、三毛第七、下元第八、松浦第十、田代第十一、清水第十二、末松第十四、鈴木第十九、三宅第二十各師團長、田中、中村、熊谷各留守司令官及び今村關東軍參謀副長、永見支那駐屯軍參謀長、中央部側寺内陸相、梅津次官、磯谷軍務、平手經理、山脇整備、多田兵器、後宮人事、小泉醫務、大山法務各局長、町尻軍事課長、寺倉高級副官並に岩越東京警備司令官、西尾參謀次長、中村教育總監

部本部長、畑航空本部長、岸本技術本部長、中島憲兵司令官等列席、先づ寺内陸相より今回の不祥事に鑑み軍の徹底的振肅と軍秩の確保について左の如き重大訓示を述べ、次で梅津次官より諸般の事項に關する口演があつた後、指示事項につき協議を行ひ、正午陸相官邸にて午餐を共にしたる後午後一時より軍紀の肅正、統帥系統の恪守、軍秩の確保等につき隔意なき懇談を遂げ、更に梅津次官より一時間餘にわたり事件發生の原因、叛亂部隊の行動、叛亂鎮壓概況等事件の真相につき詳細なる説明をなし、事態をせん明する所あり同四時散會、引續き同五時より陸相官邸で三長官主催の晚餐會に出席、晚餐をともしして懇談夜七時半散會した。

寺内陸相の訓示要項

今次の叛亂事件は國軍未曾有の大不祥事にして、光輝ある國史に拭ふべからざる汚辱をのこしたることはまことに千秋の遺憾なり、全軍將士は須く一大覺悟を以て深くその原因を探究し、速に一切の禍根を芟除して、明朗光輝ある國軍往時の面目に復せしめざるべからず。

一、軍紀の肅正に就て 軍紀は軍の命脈なり、峻嚴なること眞に秋霜烈日の如く、いさゝかの弛緩虚隙も許すべきにあらず、しかるにさきに永田事件ありて期年ならざるに再び今次の不祥事を惹起す、洵に恐懼に堪へず、諸官深く軍の現状を精査し、克く建軍の本義に基いて上下一致愈々軍紀の肅正に邁進せられんことを望む。

二、統帥系統の恪守に就て 近時一般思想の變化に伴ひ特に青年將校中には動もすれば統帥系統を紊る者を生ずるに至りたるは洵に遺憾なり、これを以て部下教育に任ずる上級將校は、先づ自らを修めて部下敬仰の中樞となり、常に時勢の進軍を洞察し透徹したる識見を以てあくまで主動的に部下を指導誘掖して薫化せずんばやまざるの熱意と抱負とを有せざるべからず。これがためには温情薫化固より必要なるもその反面には常に嚴肅なる威令のこれに伴ふを必須の條件とす、若しあくまで指導してなほ薫化の餘地なしと認むる者あらば、國軍更生の大乗的見地に立ちて斷乎としてこれを一扫し禍根を將來にのこさざるの決意を以て善處せられんことを望む。

三、軍隊の精神的團結の強化に就て 國軍は大元帥陛下親率の下に一致して強固なる團結を有せざるべからず、抑も軍の團結は一糸紊れざる統帥系統に依據して上下左右の精神的強固なる融合によらざるべからず、これを以て上級將校は常に率先自ら範を示し、身を以て融合の核心となり、一切の情實因縁を排して専ら公正を旨とし、小異を去つて大同につき、建軍の大義に基きて千載搖ぎなき強固なる國軍の精神的團結を完成せられんことを望む。

四、將校の政治的關心に就て 國政の一新と軍備の擴充とは實に我國現下の急務にして、軍紀の肅正と共に特に本官の三大使命なりと確信す、しかしてその具現は軍においては一に本官を通じてのみ許さるゝところなり、軍人個々の政治的行動はたゞに軍人たるの本分にもとるのみならず、却つて所期の目的と背馳するに至らん、國政に對する軍の要望は嚴然たる國軍不動の威重とこれに對する國氣の信頼とによりてのみその重きをなすものなることを深く銘心せしめられんことを望む。

以上説述したる所の如きは固より極めて少數一部の者に限られ、その大部は諸官の熱誠なる指導によつて日夜孜々として本務に精進しあることを信じて疑はざるも、軍秩を紊るが如きはたとひ一人といへども斷じてその存在を許さざるが國軍の特質たり、しかるに今次事件の如きは實に全軍の大事なり、本官異常の覺悟を以て自ら衆に先んじ、斷乎としてその所信に向つて邁進せんことを期す。諸官希くは本官の意の存する所を諒とし、協力一致國軍の更生再建のために渾心の努力を傾注せられんことを。

會議第二日は引續き四月九日午前九時半より參謀本部大會議室において開會、

小磯朝鮮、柳川臺灣兩軍司令官、香月近衛、河村第一師團長を初め各師團長、留守司令官及び今村關東軍參謀副長永見支那駐屯軍參謀長、中央部側閑院參謀總長宮殿下を初め奉り西尾次長、飯田總務、桑木第一、渡第二、塚田第三、前田第四各部長、小畑陸大校長、鈴木陸地測量部長並に梅津陸軍次官、中村教育總監部本部長等列席。

まづ閑院參謀總長宮殿下より軍紀の徹底的肅正、指揮命令系統の恪守、軍隊の精神的團結について重大御訓示を賜はり、次で西尾次長より總

長宮殿下の御訓示に基づきて詳細なる口演があり終つて渡第二部長は最近におけるソ聯邦の極東政策、支那の一般情勢並びに國際情勢につき約一時間にわたり詳細説明を行つて正午休憩、午後一時半より西尾次長以下參謀本部首脳部との懇談會を開き、統帥部として今回の不祥事件に對する善後措置を説明し、今後の方針につき各軍司令官、師團長との間に重要見意の交換が行はれ同三時半過ぎ散會した。

小磯朝輔、柳川臺灣兩軍司令官、香月近衛、河村第一師團長を初め各師團長、留守司令官及び今村關東軍參謀副長永見支那駐屯軍參謀長、中央部側閑院參謀總長宮殿下を初め奉り西尾次長、飯田總務、桑木第一、渡第二、塚田第三、前田第四各部長、小畑陸大校長、鈴木陸地測量部長並に梅津陸軍次官、中村教育總監部本部長等列席。

まづ閑院參謀總長宮殿下より軍紀の徹底的肅正、指揮命令系統の恪守、軍隊の精神的團結について重大御訓示を賜はり、次で西尾次長より總

長宮殿下の御訓示に基づきて詳細なる口演があり終つて渡第二部長は最近におけるソ聯邦の極東政策、支那の一般情勢並びに國際情勢につき約一時間にわたり詳細説明を行つて正午休憩、午後一時半より西尾次長以下參謀本部首脳部との懇談會を開き、統帥部として今回の不祥事件に對する善後措置を説明し、今後の方針につき各軍司令官、師團長との間に重要見意の交換が行はれ同三時半過ぎ散會した。

會議第三日目は四月十日午前十時より教育總監部第一會議室において開かれ、中村教育總監代理より教育關係の肅軍方針につき口演、同十時三十分より大應接室に各軍司令官師團長並びに教育總監部首脳部參集懇談會に移り今次事件に鑑み將來の將校及び兵士の精神教育や演練指導方針に關し各自隔意なき意見を交換同十一時二十分終了、正午より首相官邸における廣田首相の招待午餐會に出席、午後は士官學校に在學中の管下學生に面接懇談をなしたが、右午餐會席上において廣田首相の述べた挨拶は次の如し。

廣田首相の挨拶

私はこの度過般の異常なる事變の後を受け時局益々多事多難なる秋に際し自ら圖らず大命を拜し内閣を組織致したのでありましてひたすら恐懼に堪へませんと共に責任の重大なるを痛感致してゐる次第であります、自ら顧みて微力果して此重荷に堪へ得るや否やを怖れるのであります、が夙夜精勵、渾身の努力を傾注致し時勢の痛切に要求する庶政の一新を心がけ匪躬の誠を致すことを深く期して居ります、去る二月二十六日の事變は上は畏くも痛く宸襟を惱まし奉り下は廣く人心に異常なる衝動を與へ遂に治安の保持の爲戒嚴の布告を見るに至りましたことは眞に恐懼の概みであります、此上は朝野齊しくその因つて來る所以を深く省察致し今後再びかゝることなからしむる様最善を盡さねばならぬと存じます。

現下の我國情の下に於て政府と致しまして鞏固なる國體觀念を愈々明徴にし文教の刷新國民精神の作興を計り國體と相容れざる思想は之を芟除し國民をして克く國難に堪へて忠良の臣民として益々報國の赤誠を盡さしめんことを期してゐるのであります、國際情勢の現状より

致しまして國防の充實並に之に關する諸施設の整備擴充に努力するは喫緊の時務と信するのであります。政府としてはこれと共に統一ある自主積極外交の確立に邁進し外交國防を歸一して帝國一貫の方針たる國際信義に立脚し東亞の安定力たるの實を擧げ延いて社會の平和、人類の福祉に貢獻するところあらんと致してゐるのであります。

各位は軍の重要な職司に在るが故に専ら御努力になつて軍の威重愈々高きを致されんことを希ふと共に政府の所期するところに就き格別の御諒承を御願ひ致し相俱に時難克服寔に時世に善處するため一層御力を致されんことを切望してやみません、終りに臨み各位益々加餐せられ御健康を維持し克く御重任に盡されんことを希つて乾杯致したいと存じます。

かくて三日間に亘る全國軍司令官、師團長會議は終了した、しかして今回の會議を通じて全陸軍軍人軍團を統督すべき地位にある陸軍大臣の肅軍並に國政の一新に關する方針は一點の疑ひもなく實に明確に宣明されたので、各軍司令官、師團長等はそれぞれ一兩日中に退京衛戍地に歸任し直に隷下團隊會議を招集して陸相の訓示を傳達し、更にこれが實現をはかるべき具體的事項を指示し以て各團隊長を通じて部下の官兵に至るまで普くこれを徹底せしむるやう種々有効適切なる措置を講じ、舉軍一致更生陸軍の再建に向つて不言實行の進軍をなすことになつた。

川崎商工大臣逝去

商工大臣川崎卓吉氏は、三月十二日以來流行性感冒に罹り本郷區駒込大和村の自邸において療養中のところ、其後胃潰瘍と肺炎とを併發し同二十七日朝來俄かに危篤に陥り、遂に同日午後零時五十三分逝去した。

畏き邊りでは三月二十七日午後二時半、川崎商相危篤の趣を聞召され葡萄酒一打を御下賜あらせられたが、二十八日その生前の功勞を嘉せられ、左の如く特旨叙位の御沙汰があつた。

商工大臣正三位勳一等川崎卓吉

叙從二位（特旨を以て位一級被進）

民政黨の次ぎの總裁を豫約されながら逝去した川崎氏の最後は、まことにあはたゞしかつた、死の原因となつた胃潰瘍の病名が分つたのは

商工大臣川崎卓吉氏は、三月十二日以來流行性感冒に罹り本郷區駒込大和村の自邸において療養中のところ、其後胃潰瘍と肺炎とを併發し同二十七日朝來俄かに危篤に陥り、遂に同日午後零時五十三分逝去した。

畏き邊りでは三月二十七日午後二時半、川崎商相危篤の趣を聞召され葡萄酒一打を御下賜あらせられたが、二十八日その生前の功勞を嘉せられ、左の如く特旨叙位の御沙汰があつた。

商工大臣正三位勳一等川崎卓吉

叙從二位（特旨を以て位一級被進）

民政黨の次ぎの總裁を豫約されながら逝去した川崎氏の最後は、まことにあはたゞしかつた、死の原因となつた胃潰瘍の病名が分つたのは二十六日の午後一時で、これを聞いた川崎氏は『非常時局の際に病氣で死ぬことは心苦しいから直ぐ辭表を捧呈したい』と語り中井川秘書官よりこの心境を町田總裁に通じ二十七日にはその手続きをすることになつてゐた、この日午前十一時二階十疊洋間の病床の川崎氏は苦悶を訴へたので直ぐに稻田、田中、眞鍋の三博士が駆けつけ應急手當をしたが、この苦悶の最中

『辭表捧呈の手續はまだか』

とそればかり氣に病んでゐた、枕頭にはうた子夫人令嬢の清子さん愛子さん秀子さん晶子さん、それに四歳の弘さんに看護られて、川崎さんはあわたゞしかつた生涯の幕を閉ぢたのだ、去月二十八日宮中の閣議に列席中帝大病院で死んだ長男太郎君の遺骨が床の間にあり、この埋葬式も濟まぬ内に父の川崎さんも跡を追つてしまつた、この重なる不幸に川崎邸は悲傷の涙に暮れてゐる。

川崎氏は廣島縣の産、明治三十六年の東大獨法科出身、少年時代はおよそ神童のあべこべのぼんやり小僧、頭でつかちで短軀『暗牛』の仇名通り闇夜の中からヌーツと牛が出て來たやうな感じがあつた、この感じは氏の一生を通じて離れぬ一つの個性だつた、官界への振り出しもいはゆる『暗牛』式だ、静岡縣小笠郡々長から石川縣警察部、この時故加藤高明伯に見出され警保局長、内務次官、若槻内閣の書記官長となつた、ゴルフもやれば酒も飲む、夫人相手の晩酌は氏の最も楽しいひと時だつた氣輕に冗談もいふし無雜作でちつとも威張らない、それでゐて仕事のことゝなるとしんねりむつり考へ込んで次々と處理してゐた、あの面倒な普選法の出來たのも川崎氏の警保局長時代だつた、民政黨の幹事長としてうるさい黨務も次々と片付けて來た、岡田内閣の松田文相のあとを繼いで二月一日文相に就任、在任僅か二十六日で、あの二・二六事件に會ひ今度再び廣田内閣の商工大臣に選ばれた、今度の事件で椅子は違ふが留任したのは廣田首相を除いては氏一人だつた、餘

程手腕を買はれてゐたものらしい、實際力量、膽力ともに次期民政黨總裁に擬せられてゐた。

『闇牛』と綽名された黙々たる面貌の中に秘めた激しい氣魄、川崎氏はその全部を政治に傾けつくしたのであつた——政黨にぶち込んだのであつた、そして二・二六事件が突如として全日本に捲き起した超非常時は、極度にまで氏の信念を燃えたゞし、その闘志を煽り立てたのである。あの朝、氏は家人の心配も一向に意にとめず、眞つ先に天機を奉伺すべく参内した閣僚は實に川崎氏であつたのである、自動車を取まなく銃劍の制止に對し、川崎氏は同乗の中井川秘書官に『文部大臣川崎卓吉がお召により参内するのだ』と云へと命じた、制止に逢ふこと實に十數度、しかも川崎氏は顔色一つ變へなかつた。

その翌二十七日、帝大病院に入院中であつた長男太郎君が死んだのだ、去る二月一日故松田文相の後任として文相に就任した時すでに太郎君の病は篤かつた、川崎さんの心痛は傍の眼もいたはしくお祝ひの言葉も述べかねる程であつたといふから、いま太郎君の死を聞いた川崎さんの胸中は想像に餘りある、しかし胸ひしがれながらも宮中の閣議では明朗日本のため卓を叩いて囂々の論を吐く川崎さんであつた、鬼も泣く悲壯な姿である、騒擾のさなかであつたため太郎君の喪は發表されなかつた、悲しみを包む川崎さんには目まぐるしいやうな幾日かゞ續いた、そして騒ぎも一段落を告げた三日太郎君の喪が發表された、川崎さんはやうやく『人前』で令息の死を悼むことが出来たのである、五日の午後三時太郎君の告別式が終り、これから多摩墓地へ行かうとしたところへ廣田氏に大命降下、廣田氏の電話一本はまたしても川崎さんを『父』から『政治家』に『葬儀場』から『組閣本部』に呼び返した、組閣參謀として六日の午前四時まで川崎さんは本部に頑張つた、歸邸一眠りした後もう午前九時過ぎには本部に姿を現してゐた、軍部の横槍、組閣難と身を擦り切らすやうな數日であつたが遂に内閣は成立した、悲しみと心身の疲労につけ込んだ病魔はこの頃川崎さんに取りついたらしい歴史的な初閣議を終へほつとした途端にぞく／＼する寒氣に襲はれた、微恙を押へながら十二日事務引繼を終へると、どうとそのまま床に臥してしまつた。

病勢は一進一退、さして案じる程のものではなかつた、内閣から廻された書類に副署する時には、紋付姿で床上に端座して認めたものであ

る二十四日夜にいたつて突然胃潰瘍と十二指腸が再發し血便を見てから病勢は急激に悪化して行つた、二十六日夜は吐血一合五勺、熱にうかされた川崎さんは『内閣と黨のために働かねばならないのに寝込んでゐてはまことに申譯ない』との言を繰返した、同夜命の盡きたのを感じた川崎さんは中井川秘書官に命じ辭表を町田總裁に届けさせた、二十七日午前十一時三度目の吐血が來た、そして駆けつけた町田總裁、頼

母木麗月、伊澤多喜男、大流雄男氏等と枕頭の上で夫人令嬢等と看らしながら零時五十三分六十六年の多端な生涯を閉ぢた、長男太郎君の死と前

りした後も午前九時過ぎには本部に姿を現してゐた、軍部の横槍、組閣難と身を擦り切らすやうな數日であつたが遂に内閣は成立した、悲しみと心身の疲労につけ込んだ病魔はこの頃川崎さんに取りついたらしい歴史的な初閣議を終へほつとした途端にぞく／＼する寒氣に襲はれた、微恙を押へながら十二日事務引繼を終へると、どうとそのまま床に臥してしまつた。

病勢は一進一退、さして案じる程のものではなかつた、内閣から廻された書類に副署する時には、紋付姿で床上に端座して認めたものであ

る二十四日夜にいたつて突然胃潰瘍と十二指腸が再發し血便を見てから病勢は急激に悪化して行つた、二十六日夜は吐血一合五勺、熱にうかされた川崎さんは「内閣と黨のために働かねばならないのに寝込んでゐてはまことに申譯ない」との言を繰返した、同夜命の盡きたのを感じたか川崎さんは中井川秘書官に命じ辭表を町田總裁に届けさせた、二十七日午前十一時三度目の吐血が來た、そして驅けつけた町田總裁、頼母木遞相、伊澤多喜男、大麻唯男氏等と枕頭の夫人令嬢等に看られながら零時五十三分六十六年の多端な生涯を閉ぢた、長男太郎君の死と前後することまさに一ヶ月、奇しくも日を同じうしたのも眼に見えぬ運命のつながりであらうか『政治の鬼』川崎さんはまた温かい父性の模範を示してその最期を飾つたのだつた。

かくて川崎氏の遺骸は、二十七日午後三時その病室に當てられてゐた小石川區駕籠町の自邸表二階の洋間から、同じく二階の日本間に移されて、午後四時から築地本願寺副輪番玉川義隆師により枕經誦讀が行はれ引續き同九時から藤音輪番の讀經により、いたいけな嗣子弘君を抱いた歌子夫人はじめ近藤進一郎氏夫人の長女清子さんその他親戚關係者參列の下に納棺式が行はれた朗々たる讀經の中に聞えるすすり泣きの聲が一段しめやかに香煙をかきみだす、式後近親者のみで故人への追想をめぐつて懇な御通夜が営まれ悲しみの第一夜は更けたが、葬儀は三月三十日午後一時より青山齋場において佛式で盛大に行はれ、午後二時から三時まで告別式が行はれた、共に非常なる盛儀であつた。

後任商工大臣決定

川崎商相の逝去に伴ふ後任商相詮衡に關し、廣田首相は三月二十七日午後川崎邸弔問の際町田民政黨總裁と會見し、現内閣の組閣方針を述べ「後任商相を民政黨から採りたい、ついでには町田總裁から適當なる人物を推薦願ひたい」旨を申入れた、これに對し民政黨では新進拔擢ならば小川郷太郎氏、黨長老を推す場合には櫻内幸雄氏、以上兩者のうちいづれかを推薦することに大體の方針を決しこれが人選は町田總裁に一任した、よつて町田總裁は二十八日午前八時五十五分外相官邸に廣田首相を訪ひ、現内閣の組閣方針、商工省の使命及び學識經驗の點か

ら稽へて、小川郷太郎氏を後任商相として推薦同九時十七分辭去した、よつて廣田首相は永野海相、馬場藏相及び吉田調査局長官を相次で外相官邸に招致、小川氏就任につき諒解を求めた處いづれもこれに賛成、更に他の全閣僚も諒解を與へたので首相は小川氏に正式交渉することになり、同十一時半中野區櫻山の小川氏私邸に電話を以て會見を申込んだ、かくて小川氏は午後零時十五分外相官邸に入り廣田首相と會見商相就任を正式受諾した、よつて廣田首相は宮中の御都合を伺つた上午後二時半宮中に參内し内奏、同三時二十分親任式を左の如く執行はせられた。

任 商工大臣

正四位勳二等 小川郷太郎

小川氏の略歴

新商相小川郷太郎氏は明治九年六月岡山縣に生れ本年六十一歳、同三十六年東京帝大政治科卒業、直ちに京大講師、次で助教授、同三十九年ドイツへ留學し後、伊、佛、白の各國に轉じ財政經濟を専攻、同四十五年歸朝と同時に教授に進み、大正二年法學博士の學位を受く、同十一年經濟學部長となり、同十三年京大を辭し昭和四年濱口内閣の大藏政務次官に任ぜられた、一方大正六年以來代議士當選六回、現に民政黨の長老で顧問であり、學者として政治家として學界政界に印したる足跡は大きい、滿洲、上海兩事變には功勞により勳二等瑞寶章を授けられた。

尙ほ小川氏起用の事情については、當初町田民政黨總裁は、川崎前商相の逝去が餘りに突然であつたがため、これが後任者推舉につきても一時その方途に迷ひ三月二十七日夕刻の民政黨緊急總務會において兎も角後任人選を總裁一任に決定、同夜頼母木遞相、大麻幹事長の兩氏を牛込の私邸に招致し政府方面の情勢を聴取すると共に黨内事情に關して參考意見を徴した結果、詮衡範圍を川崎商相の黨並びに政府部内における重要な地位に代るべき長老級人物を推舉すべきか、またはこの際閣僚としての經驗なき新材を推薦して、こゝ數年來長老閣人物の相次ぐ逝去により寂寞を加へつゝある黨首腦部陣營を強化すべきことを主眼とすべきかの二點につき慎重考慮を拂つた末つひに新人の起用を決意

し、二十八日午前九時外相官邸に廣田首相を訪問、最適任者である小川郷太郎氏を後任商相として推舉する旨を述べ會見十分にして辭去したのであつた、しかし町田總裁より小川氏の推薦を受けた廣田首相はこれを快諾したが、一應寺内、永野の陸海兩相並びに馬場藏相と意見交換の上、小川郷太郎氏を後任商相として奏請する事に正式に決定したものである、小川氏は現内閣の閣僚中廣田首相を初め馬場藏相、潮内相、

永田石相等と同窓その他の關係にあり、多年の親交からこれ等各相も當初より小川氏の入閣を希望してゐたものゝ如く、たゞ小川氏の平素の

一時その方途に迷ひ三月二十七日夕刻の民政黨緊急總務會において兎も角後任人選を總裁一任に決定、同夜頼母木遞相、大麻幹事長の兩氏を牛込の私邸に招致し政府方面の情勢を聴取すると共に黨内事情に關して參考意見を徴した結果、詮衡範圍を川崎商相の黨並びに政府部内における重要な地位に代るべき長老級人物を推擧すべきか、またはこの際閣僚としての經驗なき新人材を推薦して、こゝ數年來長老閣人物の相次ぐ逝去により寂寞を加へつゝある黨首腦部陣營を強化すべきことを主眼とすべきかの二點につき慎重考慮を拂つた末つひに新人の起用を決意

し、二十八日午前九時外相官邸に廣田首相を訪問、最適任者である小川郷太郎氏を後任商相として推擧する旨を述べ會見十分にして辭去したのであつた、しかし町田總裁より小川氏の推薦を受けた廣田首相はこれを快諾したが、一應寺内、永野の陸海兩相並びに馬場藏相と意見交換の上、小川郷太郎氏を後任商相として奏請する事に正式に決定したものである、小川氏は現内閣の閣僚中廣田首相を初め馬場藏相、潮内相、永田拓相等と同窓その他の關係にあり、多年の親交からこれ等各相も當初より小川氏の入閣を希望してゐたものゝ如く、たゞ小川氏の平素の財政經濟方針並びに國防問題に對する認識において果して現内閣の施政方針と一致するや否やが難色とされてゐた模様で、首相はこの點につき陸、海、藏三相と協議したのであるが、最近における同氏の政財、國防問題に對する意見は必ずしも現内閣の施政方針と背馳するものではないとの事實を確認することが出来たのであり一面新人材の起用が現下の時局に處する革新的氣運に副ふべきものであると同時に、特に商工行政に關しては財政經濟の權威者である同氏の抱負經驗に信頼して小川氏を拔擢するに至つたのである。

斯くて小川氏の商相就任に關しては、廣田内閣の全閣僚はいづれも異議なく賛成したのであつた、小川氏は民政黨内唯一の財政通として永年地味に堅實に、健全なる財政論を唱えて來た人であり、増稅論者ではあるがその増稅論は至極着實で無茶な増稅による産業破壊や、悪性インフレの危険に對しては身を以て抗争して來た人である、軍費インフレに對する檢討も透徹し氏の財政質問は民政黨の代表的質問であつたばかりではなく、議會の白眉であり、非常時財政の歳出の見透しと一貫した財政計畫の確立を常に主張してゐた。

政友會の兵農兩全主義に對し兵農財三全主義を民政黨のスローガンとして主張して來たのも小川氏で、極端な大衆課税や資本案課税をとものに排し國民全部の負擔によつて、赤字財政の危機を切抜くべきことを持論とし、その論理的な質問振りは高橋前藏相の一番の苦手となつてゐた、且人格的にも立派な人で、商工行政にはいさゝか縁遠い憾もあるが総合的國策樹立の立場からいへば、各省割據打破には最も適當な人であり、且民政黨との聯絡も今後圓滑に行くものと見て、政府部内は小川氏の就任を心から喜んだ、馬場藏相以外、財政通に乏しかつた現内閣に小川氏を一枚加へ得たことは現内閣の財政陣を強化し、同時に馬場財政に對する一種のブレーキともなり、現内閣の財政方針に一つの軌道

を興へることに役立つであらうといはれてゐる。

尙ほ新商相小川氏は三月二十八日商工大臣官邸において、就任の感想並びに今後の商工行政について大要左の如く語つた。

最近、統制経済といふ言葉をつかふと、政府当局者としてはそれが必ずしも経済界に悪影響をもたらすものでないといふ信念の下に言ふのであるが、聞く方では何時もこれを悪く受けるのは誠に困つたことである、世間では最近の世相から政府はこの點に關し、統制経済の強化乃至は重要産業の國家管理等のことを實現せしめるのではないかといふ向もあるが、統制経済といひ自由経済といふも要は産業の進展に資さうといふ觀念から來るものであつて、經濟事情に對應してその何れかを選ぶに過ぎない、この點に關し自分としても多少抱負はあるがこの際それを鮮明にすることは財界に衝動を興へる恐れがあるから差控へたい、そして今後の政治並に經濟界の動向に従つて過誤なきを期す考へである、假に統制經濟の強化が一部のものゝいふが如く理想的なものであるとしても、自分としては經濟界に急激な變化を來すやうなことは好まない、たゞしかし當面の問題である重要産業統制法の改正については消費者の利益擁護に重點を置き度い。要するに漸進主義を以て産業の進展に努めることが、最も當を得たものであると自分は信じてゐる。

小川商相西下車中談

小川商相は四月十五日夜十時半東京驛發列車で、伊勢神宮、桃山御陵、橿原神宮、熱田神宮等に新任奉告の爲め西下したが、その車中左の如く語るところあつた。

會期二十一日といふ特別議會に重大法案を多數提出して果して審議し盡せるか否かを懸念する向もあるが舉國一致内閣の下に政黨各派もこれに協力することゝなつてゐるのであるから悲觀したものでなく我輩はむしろ樂觀してゐる、關西地方には我輩がこれまでの半生を京都に過したといふ關係から財界方面に知己が多いので、この際非公式ながらそれ等の人々と大阪において會見して種々懇談したいと思つてゐる、懇談の中心は今後の商工行政のやり方についてであるが、それはそれとして世間に傳へられてゐる産業統制の強化が財界に悪影響を及ぼすといふことについては一面肯ける點もないではないから、若しさうした風説が財界不安の原因だといふのなら財界安定といふ見地から一言辨する考へであるが一體産業統制といふことは度々いふことだが要するに産業貿易の進展に資するための經濟政策であつて、世間の恐

れるのはその強化の度合であらうが、このことはロシアが最もよい例で徹底的な産業統制などはいふべくして行ひ得られないのであるから

如く語るところあつた。

會期二十一日といふ特別議會に重大法案を多數提出して果して審議し盡せるか否かを懸念する向もあるが舉國一致内閣の下に政黨各派もこれに協力することゝなつてゐるのであるから悲觀したものでなく我輩はむしろ樂觀してゐる、關西地方には我輩がこれまでの半生を京都に過したといふ關係から財界方面に知己が多いので、この際非公式ながらそれ等の人々と大阪において會見して種々懇談したいと思つてゐる。

懇談の中心は今後の商工行政のやり方についてであるが、それはそれとして世間に傳へられてゐる産業統制の強化が財界に悪影響を及ぼすといふことについては一面肯ける點もないではないから、若しさうした風説が財界不安の原因だといふのなら財界安定といふ見地から一言辨する考へであるが一體産業統制といふことは度々いふことだが要するに産業貿易の進展に資するための經濟政策であつて、世間の恐れるのはその強化の度合であらうが、このことはロシアが最もよい例で徹底的な産業統制などはいふべくして行ひ得られないのであるから時運に伴つて適當に安排することが最も合理的だと考へてゐる、従つてこの際そんなに恐れることはない、日鐵以外の製鐵各社に熔鑛爐建設認可したのは政府が日鐵中心主義を放棄したものと批評されるが、現在我國の鐵鋼界は銑鐵の不足を示してゐるのでそれを補ふための策として認可したものであり、當面の問題としては兩者並行して需要増に對應せしめねばならない。

尙ほ右の談話中に製鐵事業のことに就て一言觸れてゐるが、我鐵鋼國策は日鐵の設立を中心に樹立されたものとみられてゐたが、滿洲事變を契機としての需要増傾向は依然として止まず、最近においては銑鐵のみで六七十萬トンの供給不足をみせてゐるが、國策遂行の中心となるべき日鐵はこの點に關しては全く力及ばず、政府は止むなく既報の如く日鐵創立當時聲明した日鐵中心主義を一時放擲してアウトサイダーの銑鐵増産計畫を認めるに至つた、しかるに製鐵事業の特異性としてこの好況が一轉不況に陥つた場合、日鐵は兎も角として設備増設後のアウトサイダー各社は固定資産増に苦しむことは必定であり、一方日滿經濟統制の見地からする滿鐵における製鐵事業との聯絡についても政府として確たる方針もないため常に問題を起してゐる現状を以て進めば、我國鐵鋼業は勿論その需給についても光明を見出し得ぬ譯である、かかることは國家として一貫した製鐵國策が確立されてゐないことに起因するもので、小川商相はこの際これが確立のため陸海軍、大藏、拓務、商工各省その他關係省を以て製鐵國策審議會を設立するの要あることを痛感し調査を進めしつゝあるから恐らく特別議會閉會後具體化するものとみられてゐる。

林 法 相 の 時 局 談

林法相は神宮、山陵に親任奉告の爲め三月三十一日午後十時半東京驛發列車で西下したが、出發に先だち左の如き談話を試みた。

自分は司法大臣として、(一)國憲國法の尊嚴保持、(二)國體の明徴、(三)吏道振肅、(四)國民精神の作興だけは是非とも實行したいと考へてゐる。

一、國憲國法の尊嚴保持は法律裁判、人事の三方面から時局に適應するやう改正するつもりだ。

二、國體明徴の問題は司法部としては消極的に協力するに止まり積極的施設を講ずるのは内務、文部兩省の仕事で、司法部としては國體に反するやうな思想若くは動機に基く不法行爲は嚴重に取締る方針である。

三、吏道振肅問題に對する態度もまた司法省としては消極的であるが、最近の傾向をみるに職務に關する犯罪が相當に多い、いやしくも公職にあるものはもつと時局を認識し緊張して國家のために盡すといふ氣分を持たねばならぬと思ひ、司法處分上から振肅の實をあげるやうに努めたいと研究してゐる。

四、國民精神の作興に關しては犯罪の動機が精神の廢頹に基くことが多いのに鑑み、他省と協力して一般國民に對する精神作興の方法を譯すと共に刑務所に收容したる者に對して精神的たゞき直しの方法を講ずるつもりだ、大體九月頃刑務所長會議を召集して具體策を講ずる豫定で、これは囚人に對する職業訓練と相待つて相當の効果をあげ得るものと確信してゐる。

因みに二・二六事件以來、特に國憲國法の尊嚴保持が強調せられ、林法相は先頃の司法官會同においてもこの點につき重要訓示をなしたがこれが具體策として法相はいよゝ法律、裁判、人事の三面より再検討をなすことゝなつた、その骨子とするところは左の通りであるが、法律改正の常設委員會を設けて近時の急激に變化する社會情勢に直ちに對處し得るやう法律を改正することは從來法律の改正に數年を費したる

事實に對照して畫期的大改革といふべく、これと同時にその法律を運用する裁判及びその裁判を實際に行ふ司法官の人事を改正し相待つて法
治國の榮譽を確保せんとしてゐることは刮目に値する。

一、法律改正に關する常設委員會の設置

る豫定で、これは囚人に對する職業訓練と相待つて相當の効果をあげ得るものと確信してゐる。

因みに二・二六事件以來、特に國憲國法の尊嚴保持が強調せられ、林法相は先頃の司法官會同においてもこの點につき重要訓示をなしたがこれが具體策として法相はいよゝ法律、裁判、人事の三面より再検討をなすことゝなつた、その骨子とするところは左の通りであるが、法律改正の常設委員會を設けて近時の急激に變化する社會情勢に直ちに對處し得るやう法律を改正することは從來法律の改正に數年を費したる

事實に對照して畫期的大改革といふべく、これと同時にその法律を運用する裁判及びその裁判を實際に行ふ司法官の人事を改正し相待つて法治國の榮譽を確保せんとしてゐることは刮目に値する。

一、法律改正に關する常設委員會の設置

從來法律の全面的改正を企てたため一法律を改正するに數年を費しそのため改正までの間國民の悦服し難い點があつたことは争はれない、特に近時の如く急激に變化する社會情勢にあつては是非刻々にこれに對處し得るやう改むる必要があり、このため司法官、辯護士、商工會議所議員等法律の實際に接觸する人々を集めて常設機關を設置し社會の飛躍に應じて、即刻その不適應となつた點を部分的に相次で改正する。

一、裁判の獨立公正保持

裁判制度方法その他に總て再検討をなし如何なる勢力にも左右せられざるやう特に考究する。

一、人事の公正

人事の公正はつとに理想として實行されて來たが、なほ實際問題としては考究すべき點あり、これがため適當の施設をなす。

馬場財政の三大要件

大藏省では所謂馬場財政の三大要件、即ち一般的増税、積極的公債政策、低金利の徹底の具體化を計るべく、全力をあげてその準備に取りかゝる事になつた。

即ち低金利政策の實施については、過日發行した十一年の公債三億一千萬圓の發行條件においてその片鱗を示し、増税に關しては二十五日に開かれる地方稅務監督局長、專賣局長、稅關長の全體會議において増税具體策につき諮問し最も實情に即した増税案の樹立を立案せんとし、なほ主稅局においては増税案の立案について萬全を期し、齋藤内閣當時創設された臨時稅制改正準備委員會を活用することとなり、近くその會合を催して増税根本方針を協議し、また内閣調査局と協力して具體案を確立することになつてゐる。

一方主計局においては、數年の歳出總額の見通しをつけるために全幅の努力を致すこととなり、理財局においては積極的公債政策の實現について鋭意研究中である、しかして馬場藏相の聲明によれば増税は中央、地方を通じた稅制整理と同時に斷行し専ら普通歳入の増加を目標としてゐるのであるから、増税は相當廣範圍にわたるものにならうと豫想される、なほ大藏省事務當局は、稅制整理の本旨は負擔均衡にありとなし、能ふる限り社會政策的増税を行ひ極端な大衆課稅は極力回避せんとする意向である、しかして十二年度より増税を斷行すること、その總額は如何なる程度とするかは今後各省要求豫算の總額、一般經濟界の情勢、公債消化力等萬般の事情を考慮して決定することになつてゐるので、目下の處は全然未定であるが、大藏當局としては増税を穩當な方法で實施し、低金利政策を併行することによつて、増税は經濟界に急激な變動を與へず、馬場財政は國民の支持によつて比較的圓滑に遂行され得るであらうと増税の前途に樂觀的觀測を下してゐる。

ある。

一方これと同時に内閣調査局においては昨春設立以來中央、地方を通ずる稅制改革案の立案を以てその最も緊急重要な課題としてゐたのであるが、その眼目とするところは

ありとなし、能ふる限り社會政策的増税を行ひ極端な大衆課税は極力回避せんとする意向である、しかして十二年度より増税を斷行することにして、その總額は如何なる程度とするかは今後各省要求豫算の總額、一般經濟界の情勢、公債消化力等萬般の事情を考慮して決定することになつてゐるので、目下の處は全然未定であるが、大藏當局としては増税を穩當な方法で實施し、低金利政策を併行することによつて、増税は經濟界に急激な變動を與へず、馬場財政は國民の支持によつて比較的圓滑に遂行され得るであらうと増税の前途に樂觀的觀測を下して

ゐる。

一方これと同時に内閣調査局においては昨春設立以來中央、地方を通ずる税制改革案の立案を以てその最も緊急重要な課題としてゐたのであるが、その眼目とするところは

一、増税斷行による國家歳入の増收

一、都市と農村における負擔の不均衡を是正し農村の負擔を輕減せしめる

の二點に存し、今後更に大藏當局と協力研究を續けた上最後の成案樹立を急ぐこととなつて居る、今日までのところでは大體増税總額の多寡に應じて左の如き數段構への腹案をねらつてゐるが、調査局は成るべく大衆課税を避け漸進的増税を以て進みたい意向のやうである。

一、増税總額一億圓以下の増税ならば大衆課税に及ぶ事なく、相續税、所得税、營業收益税、印紙税、登録税骨牌税等の改正によつて大體目的を達し得る。

一、總額一億圓以上の増收を目論む場合には増税の外に新税を設ける必要あり、その種目としては財産税、産業組合に對する免税特權剝奪、法人に對する課税、百貨店税等を新設する。

一、更に増收額を大ならしめんとするならば通行税、賣藥印紙税、木綿織物税、醬油税等の復活、ガソリン税、マッチ税、奢侈税、賣上税等の間接税を新設して大衆課税によるの外はない。

一、國民負擔の均衡については地方税の減税を斷行して農民負擔を輕減しこの減收を埋合せる方法としては、

(イ)特定の財源を各地方に與へるか

(ロ)一般の國稅收入よりこれを補填する

更に亦た遞信當局に於ては、明年度より一般的増税實現と共に當然通信料金の値上げを大藏省から要求されるものと見られ、これに對して

考慮しつゝある料金値上げの具體案は、

葉書の一錢五厘は五厘なる通貨なき現在において二錢に値上げ、これより五百餘萬圓、信書三錢を四錢に値上げ、これにより五百餘萬圓と合計約一千百萬圓の増收を圖る、といふにあるがこれに對しては葉書一錢五厘はむしろ一錢に値下げして、最低の貨幣單位で通信が出来るやう社會施設見地より斷行すべきであるとの議があり、この結果約五百萬圓の收減となり、切手四錢による五百萬圓の増收は相殺されるので第一種開封郵便物二錢を三錢に、第三種郵便物五厘を一錢に第四種中あるもの（たとへば點字郵便物）五厘を一錢に値上げして若干の増收をはかるべしとの案もある、いづれにしても値上げ斷行の曉は増收は折半して一般會計繰入れと共に従業員待遇の改善を行ふ方針のやうである。

醫療保健制度の普及化

内務省では現内閣が、この重大政綱の一として聲明せる國民生活の安定方策に關し、社會局及び衛生局を中心として鋭意調査研究に着手したが大衆生活の不安困窮の重要な原因が、諸種の疾病並びに醫療費の支出にある點に深く鑑み、一般の社會政策と關連せしめて、醫療國策の確立に邁進することとなり、挾間衛生局長は三月二十日内閣調査局に吉田長官を訪問して種々協議する所あつたがその結果、今後社會、衛生の兩局並びに内閣調査局とが相提携聯絡して、これが實現に協力し、十二年度より實施することとなつた。

その大綱は左の如く中産階級、労働者、農民並びに醫療費の支出能力なき貧困階級及び生活無能力者に至る一般大衆を目標に醫療保健の普及徹底化を圖り、以て社會生活安定の基礎を固めんとするものである。

一、俸給生活者農民中小商工業者等いはゆる中産階級を對照とする國民健康保險制度の確立

一、三百萬人の工場鑛山労働者を目標とする現行健康保險制度の擴充

一、生活能力あるも醫療を受くる能力なきものゝ主として農村を對照とする救療制度の確立

一、生活無能者に對する救護法の擴充

一、全國三千の無醫村に對する醫療機關の設置普及

一、結核豫防國策の擴充

及徹底化を圖り、以て社會生活安定の基礎を固めんとするものである。

- 一、俸給生活者農民中小商工業者等いはゆる中産階級を對照とする國民健康保險制度の確立
- 一、三百萬人の工場鑛山労働者を目標とする現行健康保險制度の擴充
- 一、生活能力あるも醫療を受くる能力なきものゝ主として農村を對照とする救療制度の確立

一、生活無能者に對する救護法の擴充

一、全國三千の無醫村に對する醫療機關の設置普及

一、結核豫防國策の擴充

拓務行政の刷新企圖

永田拓相は就任以來、拓務行政の大刷新をなすべく、事務當局を督勵して種々考究中であるが、大體左の如き方針の下において海外拓殖、移民の全面的躍進を企圖し、それと同時に國民の海外雄飛に對する認識の強化を促す意向である。

一、國民に積極進取の氣象を興へ、廣く海外への勇飛發展を鼓舞し獎勵するは、國民精神作興の上よりに喫緊の重要事である、よつて今後の大衆覺醒運動に力點を置き、各府縣に在る移住協會とも聯絡を取つて、或はポスターに或は講演會に各機關を總動員して國民に呼びかける準備を進めてゐる。

一、前内閣時代に決定した國策としての南支、南洋を包含する南進政策及び樺太を主體とする北守政策に對しては陸海軍部よりも積極的發展が要望されてゐるので、今後とも大いにこれが擴大強化を圖る方針で、この程に至り大體臺灣及び南洋兩拓殖會社設立案は特別議會に提出すべく決意した模様であるなほこれに對しては三月二十七日上京する中川臺灣總督より現地の情勢を聽取した後最後の決定をなす意向である。

一、更に南進北守政策と不可分關係にある滿洲移民に對しては、暫定的國策代行機關として先に新京に設立された滿洲拓殖會社（資本金千五百萬圓）以外更に強力な移民會社を設立し、對滿國策の基調をなす大量移民を圖る意向である、これがためには、兒玉前拓相時代省内に創立された海外拓殖委員會が助成機關として資本金五千萬圓の移民會社を設立すべしと本月上旬答申案を可決拓相に具申してゐるので水田

、拓相もこの趣旨を尊重し、陸軍側とも提携協力して大いにこれが發展を圖るものと期待される。

一、また各外地長官の人事に關しては永田拓相は極めて慎重の態度をとり外地長官に對しては現在全然白紙の心境にありすべては特別議會後に任してゐる。

地方長官會議

政府の方針を明示すべき現内閣最初の地方長官會議は、三月二十六日午後一時半永田町首相官邸に開會された、今回は特に治安維持の重要性に鑑みて招集日を定めず前例を破つて二十六日當日招集のこととしたにも拘らず、各地方長官は十一年度追加豫算の編成方針にも關聯して、招集當日二、三日前より上京するもの多かつた。佐上北海道、横山東京府知事等四十七名（羽生福井縣知事病缺代理出席）漏れなく出席これに石田警視總監、中島憲兵司令官を加へ政府側より廣田首相以下各大臣並びに内閣三長官、各省事務次官、内務及び内閣部局長等も列席緊張裡に會議に入る、劈頭廣田首相は先づ起つて重大時局の正しい認識を強調すると共に急轉せる現下の社會情勢に處すべき政府の政綱方針として、

一、國體明徴と文教の刷新 一、國防の充實と自主積極的外交の確立 一、税制の改革と財政經濟の刷新 一、吏道の振肅と行政機構の更新

に關し、あくまでその實現具體化を力説する旨の重要訓示を行ひ、次で馬場藏相より同様現下の時局に處すべき財政政策を中心に、更に寺内陸相は非常時局に對する軍の正しき動向を基調として訓示をなし、最後に林法相また起つて警察當局の決意を忌憚なく披瀝せる訓示を行ひ、終つて午後三時半一應閉會、更に同四時より會議は内務省に移され潮内相の訓示ありたる後安井戒嚴參謀長より今回の事件概要を説明事件の認識を深めしめた、なほ廣田首相は内務省における會議終了後午後六時より首相官邸に地方長官を招待、晚餐會を催し種々腹藏なき意見の交

換を行ひ歡談を遂げた。

廣田首相の訓示要旨

に關し、あくまでその實現具體化を力説する旨の重要訓示を行ひ、次で馬場藏相より同様現下の時局に處すべき財政政策を中心に、更に寺内陸相は非常時局に對する軍の正しき動向を基調として訓示をなし、最後に林法相また起つて警察當局の決意を忌憚なく披瀝せる訓示を行ひ、終つて午後三時半一應閉會、更に同四時より會議は内務省に移され潮内相の訓示ありたる後安井戒嚴參謀長より今回の事件概要を説明事件の認識を深めしめた、なほ廣田首相は内務省における會議終了後午後六時より首相官邸に地方長官を招待、晚餐會を催し種々腹藏なき意見の交

換を行ひ歡談を遂げた。

廣田首相の訓示要旨

顧みれば、去月二十六日輦轂の下において異常の事變起り、上は宸襟を惱まし奉り、下は人心に衝動を與へ治安亂れて遂に戒嚴の布告を見るに至りましたことは眞に恐懼措く能はざる所であります、しかしこの不慮の凶變によつて、國の重寄に任せられたる顯官の俄に薨去せられましたことは、國家のためまことに痛惜の極でありまして多年の勳勞を仰ぎ追慕の念禁する能はざるものであります、またこの事件に際し身を挺してその職責の萬全を竭し、つひに殉職せられました警察官吏に對して、心からなる哀悼の意を表すると共に、その尊い精神が永く後代に訓を垂るゝことを信するのであります、非常時局の打開容易ならず、今回更に不祥事件の勃發を見るに至りましたことは、現下の時局が極めて多難にてその淵源の甚だ深きものあるを思はしむるのであります、故に組閣に當りまして、私は「深く思をこゝに致して大革正を行はねばならぬ時である、政黨、軍部、閣僚の別なく舉國一致して積弊を芟除し、確固不拔の國策を樹立し、これが實現を期せねばならぬ、これがためには眞に時局を認識し一死報國の至誠に燃ゆる人々を集め、一致結束して施政に邁進せねばならぬ」と思つたのであります、これ新内閣の存續中常に變らざる指導精神であります。

新内閣の政綱は去る十七日にこれを公表いたしました、凡てこの精神によつて庶政を一新し、この難局の打開に當らんことを期したものであります、即ちこの庶政の一新を期せんがためには施政の基本を肇國の理想の顯揚、一君萬民舉國一體の濟美に置くべきは言をまたざる所でありまして、強固なる國體觀念をいよく明徴にし内外諸般の方策をして皆これに朝宗せしむべきであります、殊に文教の刷新、國民精神の作興と相待つて國體と相容れざる思想はこれを芟除し、常に國憲國法の尊嚴を保持することは、特に現下の時局に處してその最も切要なることを信するのであります、外交に關する帝國一貫の方針は、國際信義に立脚して列國との誼をあつうし、東亞諸國の共存共榮特

に日滿兩國の不可分關係を基調として東亞の安定力たるの實を擧げ、ひいて世界の平和人類の福祉に貢獻するにあることは既に御承知の通りであります、外交國防を歸一して共にこの國是に即應せしめねばなりません、國際情勢の現狀に鑑み、國防の充實並にこれに關する諸施設の整備擴充に努力すると共に、統一ある自主積極的外交の確立を期するのであります、國運の進展に伴ひ、これに適應せしむるため、税制の改革等財政經濟の刷新に努め、産業貿易の伸張に力を盡して國力の基本を培ふことは現下喫緊の要務であります、しかして近時社會の各方面にわたり宿弊漸を追うて繁く國民生活に對する重壓いよ／＼加はらんとし、各般の利害隨所に對立を惹起しつゝある現狀は、まことに我道義立國の大精神に背戻し、國家の憂患これより大なるはなしと思はれるのであります、この故に國民生活のあらゆる分野においてその安定向上を目途として施設經營の徹底を圖り、遍く陛下の赤子をしてその堵に安んぜしめんことを期して居るのであります、庶政の匡革は今や單に作用運營のみにおいてその全きを期し難き狀況でありまして、大いに吏道を振肅し行政機構の更新を必要とするに至つて居るのであります、政府は徒らに舊慣に囚はるゝことなく、今後努めて實現可能なる具體案を作成し、順次實行に移して行くべきであります、これがためには全國民の理解と信頼と支持とを得なくてはなりません、各位はこの意味においてあらゆる機會に政府の意の存する所を全國民に透徹し、全國民的基礎の上に力強く庶政一新の實を擧げ得るやう勉められたいのであります、文武互にその職分に恪循すべきことは、夙に詔書を以て御諭しを忝うして居るのであります、軍においては、曩に軍紀の振肅に關し聲明する所あり、これと相並んで大に吏道の振肅を圖らねばなりません、これ恐らくは全國民の齊しく熱望する所であると察せられるのであります、若しそれ派閥相排擠し、上下相疎隔するが如きこと有りとせば、寔に戒愼を要するのであります、官吏の心がけは今更改めて説くまでもありません、今力強く庶政の一新を期せんが爲めには、それ／＼その職責の遂行に最善を盡すべきであります、政府が今後各般の國策を具現するに當つては、中央地方を通じ各職司に在る者の協心戮力を要すること甚だ切實なるものがあります、各位は克く内外難局の淵源甚だ深きを省察して充分その職責を竭されんことを望む次第であります。

寺内陸相の訓示要旨

今次の不祥事件を契機とし軍は大に自省自戒し克く建軍の本義に基いて軍紀を肅正し益々皇軍の精華を發揚して聖旨に應へ奉ると共に國

隔するが如きこと有りとせば、寔に戒愼を要するのであります、官吏の心がけは今更改めて説くまでもありませんが、今力強く庶政の一新を期せんが爲めには、それ〴〵その職責の遂行に最善を盡すべきであります、政府が今後各般の國策を具現するに當つては、中央地方を通じ各職司に在る者の協心戮力を要すること甚だ切實なるものがありますのであります、各位は克く内外難局の淵源甚だ深きを省察して充分その職責を竭されんことを望む次第であります。

寺内陸相の訓示要旨

今次の不祥事件を契機とし軍は大に自省自戒し克く建軍の本義に基いて軍紀を肅正し益々皇軍の精華を發揚して聖旨に應へ奉ると共に國民の信倚に副はんことを期しあるものなるが、特に本事件の發生に伴ひ部外には種々反軍策動の行はれたるのみならず、動もすれば國民の兵役義務に對する觀念あるひは銃後の支援等に動搖の兆を認めらるゝは洵に遺憾とする處にして、これ等を芟除して眞に強固なる軍民一致の實を擧げ愈々國防の強化を圖るがためには、地方行政の中樞にありて廣く國民に接し直接これが指導に任ぜらるゝ地方長官各位の協力にまつものすこぶる多きを以てこゝに卑見を開陳してその協力を冀望する次第なり。

一、軍に對する誹謗と反軍策動に就て

本事件はこれを要約すれば極めて少數一部の將校が矯激なる部外者と通謀してつひにこの暴舉を執行したるものなり、實に軍人の本分に悖り軍紀を紊り光輝ある國史に拭ふべからざる汚辱を貽すに至り斷じて許すべからざる叛亂行爲なり、其責は固より軍全體の負ふべき所なるも巷間には往々にしてこれを以て直に全軍をこれ等叛亂軍と同一視し、あるひは軍内にはなほ多數この種不穩分子の存在するが如く誣ひ甚しきは本事件は一部の軍首脳部と暗黙の諒解ありたるが如き浮説をすら流布する者あるも斯くの如きは全く故意に軍の名譽を毀損しその威信を失墜せしめて軍民の離間を策せんとする非國民的反軍策動なり、速にこの種反軍策動を防遏して軍民一致の實を擧げんことに各位の協力を望む。

二、事件と部外の背後關係に就て

今次事件の範圍は軍内のみに止まらず軍部外の各層にわたつて相當多數の關係者あるものゝ如く、これ等が軍内一部の者とあるひは通謀し、あるひはこれを使喚してつひに事件の發生を見るに至りなほその發生後においてもこれに策應せんとして蠢動したる者は決してして少

からざりしが各責任當局の獻身的努力と敏活なる機宜の處置とによりて幸ひにその擴大を防止することを得たるが今後これ等不穩分子を一掃してその禍根を絶滅するまでには、前途なほ遼遠なるを以て各位の不斷の協力を望む。

三、怪文書の取締に就て

輓近怪文書は著しく増加したるのみならずその内容が益々悪化したるにこれを徹底的に防遏すること能はざるは洵に遺憾なり、今次事件發生の原因もその發生後の社會不安もこれ等怪文書と極めて密接なる關係を有することは今や隠れなき事實なり、國家國軍の利益を擁護するため怪文書の徹底的防遏は今や喫緊事なり、その取締の勵行に最善の努力を拂はれんことを望む。

四、國民の兵役義務心動搖の防止に就て

今次事件において命令によりて行動し遂に叛亂軍に投じたる一般兵に對してはまことに憐びんの情に堪へざるものあると共にこれを未然に防止すること能はざりし軍の責任は極めて重大なり、國民特にその父兄に對して衷心遺憾に堪へざるものあり、これ等兵士は目下司直の手において取調べ中なるがその審理は固より特にこれを慎重にして命令に基く行動に對する責任の歸趨を明にして禍根を將來に貽さざることを期しあるものなるが本事件の影響により些少なりとも崇高なる兵役義務の觀念に疑惑を抱かしめあるひは後援團體の動搖、軍隊慰問の中止等銃後の後援を減退せしむるが如きことあらば由々しき大事にして國防上眞に憂慮に堪へざる所なり、速にこれ等の疑惑動搖を芟除して國民の兵役義務に對する信念を強化向上せしむることに最善の努力を拂はれんことを望む。

なほ本事件の本質に鑑み國政の一新は現下必須の事項なるを以て軍もまたこれに邁進して國民の信倚に副はんことを期す、深く各位の協力を望んでやまず。

林法相訓示要旨

現今我國の情勢を察しまするに、内外共にすこぶる多事多難でありまして、革新を要すべきものが決して少くないとは考へますが、然

力を望んでやまず。

林法相訓示要旨

現今我國の情勢を察しまするに、内外共にすこぶる多事多難でありまして、革新を要すべきものが決して少なくないとは考へますが、然しその目的の爲めには手段を選ばず、國憲に背反し國法を無視して直接行動に出づるが如き思想は、その動機の如何を論ぜず、斷乎として排斥致さなければなりません。五・一五事件、血盟團事件以後諸制度の改革を直接行動によつて達成せんとするの事犯漸くその跡を絶たんとする時に當り、圖らずも二月二十六日事件が突發致したことは甚だ遺憾とする處であります。今回の事變發生したる原由については爲政者は勿論一般國民も深く考察を加へなければならぬものがありますが、法治國においては政治的要求は議會の協賛その他合法手段によるべきものであつて、動機純正は決して詭激なる直接行動を正當化するものでないことは申すまでもありません。昨年全國的に行はれたいはゆる暴力團の檢擧は、これによつて多數の不良不逞の徒を膺懲し社會不安の原因の一をせん除するにつき貢獻する所少くなかつたと思ふのであります。しかしながら從來の經驗に徴しまするに、この種の犯罪は一と度その取締の手を緩めるにおいては、また忽ち擡頭し再び同種犯行の簇生を見るに至る恐れがありますから、將來も繼續的にこれが取締並に檢擧を勵行し、この種惡風の一掃を期せられたいのであります。現下の重大時局に際しては公職にある者は深くその責任を自覺し、吏道を振肅して一意君國に奉ずるの範を示すべきであります。いやしくも慌怠あるを許さぬのであります。國家社會の安寧秩序を保持することは、庶政更張の基礎をなすものであります。今回の如き大事變の後においては相當の期間一種の社會不安を伴ふことは免れない所でありまして、一日も速かにこれが不安を除去し秩序の保持に努むるは現下における喫緊の要務であります。故に人心を動搖惑亂せしむるが如き不穩なる文書出版物等に關しては、特に取締上遺漏なきを期し、いやしくも違反事實の發生する場合には、迅速にこれを檢擧し、よつて社會人心の平靜を維持することに力を致されんことを切望する次第であります。

斯くて會議は前記の如く午後四時半から引續き、内務省五階の大會議室で再開され、本省側より潮内相、湯澤次官、廣瀬社會局長官、岡田土木、大村地方、挾間衛生、館神社各局長（萱場警保局長は病氣缺席）以下各關係官、地方長官佐上北海道長官を初め三府四十三縣知事、（羽生福井縣知事は病氣のため總務部長代理出席）並に石田警視總監、中島憲兵司令官出席、潮内相の訓示に續いて今回殉職した五警官に對し哀悼の意を表し、石田警視總監から謝辭あつて秘密會に入り、戒嚴司令部參謀長安井少將から約四十分間にわたり二・二六事件の真相並びに經過につき詳細に説明、更に國實と警察の協力により治安維持の確保を期するとともに軍民一致協力して非常時突破、國運の隆昌をはかりたい旨の熱烈なる希望あり、非常事態に相應しい緊張裡に同五時二十五分會議を終つた、なほ一同は打そろつて同六時首相官邸の招宴に臨み相互に意見を交換し、同八時散會したが、大部分は即日歸任した、尙ほ潮内相の訓示要旨左の如し。

潮内相の訓示要旨

今次の不祥事件は一部分穩分子の策動にもとづくものにして、皇軍の基礎はこれがため何等微動するものに非ず、事件の善後處理に關しては陸軍當局において強固なる決意の下に軍紀の肅正に努めらるゝ所なるを以て一般もまた深くその措置に信頼し益々軍民一致の實を擧げて以て彌々皇軍の光輝を顯揚するに協力する所なかるべからず、惟ふに時弊の匡救政治の革正に關する諸般の主張または運動にしてその純正健全なるものは固よりこれを排除すべきに非ずといへども、その實體においてまたその手段方法において國憲を紊り國法を犯すが如きものに對しては極力これを制壓することを要す。

國民生活の現状を見るに都鄙を通じて漸くその安定を欠かんとし、殊に農漁山村の疲弊はなほ甚だ深刻なるものあり、よつて全般の施設經營につきその改善促進をなすべきも殊に地方の税制及び財政の改革等によりて負擔の均衡と輕減とを圖ると共に各方面にわたり適切なる社會政策的施設を進め、更に民力の根源を培養すべき事業を行ひ國民生活の安定向上と社會各層の偕和とに努め以て時運の要求に對へんことを期す。

とを期す。

國家の公器に在る官吏は各自その責任を重んずるとともに整然たる統制の下に互に相扶け眞に一丸となりて事に當るべきは勿論深く時代の趨勢を洞察しまた常に人心の動向に注意することを要す、若しそれ自ら尊うするの餘り民意尊重の念を欠き獨斷に流れ輕躁に涉るが如き

に對しては極力これを制壓することを要す。

國民生活の現状を見るに都鄙を通じて漸くその安定を欠かんとし、殊に農漁山村の疲弊はなほ甚だ深刻なるものあり、よつて全般の施設經營につきその改善促進をなすべきも殊に地方の税制及び財政の改革等によりて負擔の均衡と輕減とを圖ると共に各方面にわたり適切なる社會政策的施設を進め、更に民力の根源を培養すべき事業を行ひ國民生活の安定向上と社會各層の偕和とに努め以て時運の要求に對へんとを期す。

とを期す。

國家の公器に在る官吏は各自その責任を重んずるとともに整然たる統制の下に互に相扶け眞に一丸となりて事に當るべきは勿論深く時代の趨勢を洞察しまた常に人心の動向に注意することを要す、若しそれ自ら尊うするの餘り民意尊重の念を欠き獨斷に流れ輕躁に涉るが如きは嚴にこれを慎しむべきは言を待たずといへども、正すべきは正し改むべきは改めて所信に邁往するの氣はく熱意なかるべからず、徒らに身分保障の安きに狎れ舊慣に泥み安逸を事とするが如きは其の最も戒むべき所なり。

國內の治安確保

廣田内閣の下における初の地方長官會議は、右の如く二十六日豫定通り終了したが、今回の會議は去る二月二十六日の不祥事件直後の事であり、政府當局は勿論、地方長官側も異常なる緊張を以て終始したのであつた。

殊に席上、寺内陸相のなせる訓示は軍統制の再建に對し、相當強硬な決意を抱きつゝあることを明示し、特に國民の兵役義務觀念の確保については最も痛心、最善の努力をなすべきことを要望し、地方長官も亦た此の點については今後、全國的各地において軍部と協力すること、なつた政府としては今回の會議の成果に相當の期待をかけてゐるが、從來國內の治安取締、犯罪豫防等に關し内務省側と軍部との間にかく聯絡統制を欠いた點も認められるので今後は過般の不祥事を一轉機として全面的な治安の確保に邁進することとなり、積極的に兩者の聯絡を密にし、情報の交換から國防、取締方針の統一をも期することとなつた、二十六日の會議散會後はこの點に關し、廣田首相、寺内陸相、潮内相、梅津陸軍次官、湯澤内務次官、藤沼書記官長等政府首脳部の間で具體的な話合が行はれた模様で、これが具體化せば治安警察上相當注目すべき變化を見せることゝならう。

大藏省地方部局長會議

馬場財政の趣旨徹底を期する大藏省稅務監督局長、稅關長、專賣局長の合同地方局長會議は、三月二十五日午前九時三十分より丸の内中央會議所において開會、馬場藏相より新財政方針に關する訓示を行ひ、午後は關係各局毎に本省首腦部との間に事務打合せを行つた、藏相の訓示要旨左の如し。

馬 場 藏 相 の 訓 示

今回の不祥事は誠に遺憾千萬の出來事であつたには違ひありませんが、これは決して突發的な原因に由來するものでなく、その淵源するところは甚だ深いのであります。斯様な非常事において私が大藏大臣の大命を拜受いたしましたのは、決して私一個の一身上の考慮にとづくものでは無いのであります、全く己を空しくし一死奉公の精神を以て出馬いたしましたのであります。

次に財政の問題について見まするに、最近における政策は遺憾ながら時代の動きに適應したものと認め難いのであります、私は從來の財政政策に對して相當程度の變更を加へることはまことに己むを得ざる所であると信するのであります、私を見る所を以てすれば、幾多國策の遂行上、近き將來において歳出の減少を豫想することは恐らく不可能であるのみならず、あるひは更に新たなる國費の増加をも覺悟せねばならぬと思ふのであります、従つていつまでも糊塗的、彌縫的乃至は非常時的なる赤字財政を繼續して行くことは決して當を得たものではないのであります、私は速かに將來における歳出の見透しをつけ、これに對する歳入計畫を樹立し、財政の基礎を強固ならしめねばならぬと思ふのであります、これがためには稅制の改正を行ひこれと同時に相當程度の増稅を行はねばなりません、また專賣制度等についても周到なる検討を加へることが必要となつて參るのであります、勿論卵を多く獲んとして鶏を殺すの愚は、我々の充分に考慮せねばならぬ所でありまして、財政の根底たる國民經濟力を破壊する如き急激なる變動を財界に與へることは嚴に慎まねばならぬ所でありまして、更

にまた増收計畫は必ずその反面において慎重に計畫せられたる産業貿易の振興政策と表裏せねばならぬのであります、一面において國民經濟力の發展伸長を圖ると共に、他面において増收を期するといふことでなければならぬのであります、我國の産業貿易は過去數年來異常なる發展を示して居るのであります、この發展は益々これを助長し伸展せしめ、躍進日本の原動力たる經濟力の基礎とせねばならず、こ

ならぬと思ふのであります、これがためには税制の改正を行ひこれと同時に相當程度の増税を行はねばなりません、また專賣制度等についても周到なる検討を加へることが必要となつて参るのであります、勿論卵を多く獲んとして鶏を殺すの愚は、我々の充分に考慮せねばならぬ所でありまして、財政の根底たる國民經濟力を破壊する如き急激なる變動を財界に與へることは嚴に慎まねばならぬ所でありまして、更

にまた増收計畫は必ずその反面において慎重に計畫せられたる産業貿易の振興政策と表裏せねばならぬのでありまして、一面において國民經濟力の發展伸長を圖ると共に、他面において増收を期するといふことでなければならぬのであります、我國の産業貿易は過去數年來異常なる發展を示して居るのでありますが、この發展は益々これを助長し伸展せしめ、躍進日本の原動力たる經濟力の基礎とせねばならず、これが國家財政の強固なる根底となり、またならねばならぬことは申すまでもない所でありまして、かやうな見地より致しますならば、獨り大藏省關係の官吏のみならず、官吏全般にわたつて餘程考へなほさねばならぬ時期であると思ふのであります、それは時代が非常に變つて來て居る、しかもその變り方は並大抵のものではない、この變化をよく觀察し、よくこれに適應して行く心構へといふものが極めて必要であるといふことをはつきりと自覺して居らねばならぬのであります。

官紀振肅といつたことが此頃よく唱へられて居りますが、私は此際かやうな消極的なことは申述べませぬ、もつと強く、もつと積極的な心構へとより眞劍なる精神とを持たねばこの非常時の難局を乗越えて行くことは出來ないのであります、諸君はよく時代の趨向を察し、國策の重要性を認識し、また諸君の重責を想ひ、協力一致して我國財政經濟のために力を致され度いのであります。

明年度實行豫算省議

大藏省では三月二十八日午後一時より藏相官邸において豫算省議を開き、特別議會に提出すべき昭和十一年度實行豫算につき、審議をなしたる結果、一般會計豫算の歳入額並びに大藏、陸軍、海軍、外務、商工五省の歳出額に關して大體の査定を終つたが、これによつてほゞ判明したる十一年度實行豫算歳出總額は内務省所管たる第一號追加豫算中の災害善後費をも加へて廿三億一千萬圓見當、また歳入における公債發行額は七億一千萬圓程度となり、第六十八議會の不成立豫算に比し歳出總額において三千餘萬圓、公債發行額において約三千萬圓見當の増額を見る豫定である、しかし右豫算案においては新内閣の新規政策に基づく經費を含んでゐないので、特別議會までに別に第二號追加豫算案

を編成することになつて居り、それによつて歳出總額も公債發行額も更にある程度の膨脹を見ることとなるであらう、即ち高橋財政のモットーとしたる公債漸減主義は早くも十一年度實行豫算において葬り去られることとなる譯であるが、二十八日の省議において決定したる所はいまだ不成立豫算の範圍と大差なく大要左の如き内容を示してたる。(單位千圓)

	歳 入	歳 出
經 常 部	一、四五〇、〇〇〇	
臨 時 部	八六〇、〇〇〇	
内 普 通 歳 入	一五〇、〇〇〇	
公 債 金	七一〇、〇〇〇	
合 計	二、三一〇、〇〇〇	二、三一〇、〇〇〇

經常臨時合計當日決定したる分

外 務 省	二、三一〇、〇〇〇
大 藏 省	三一、〇〇〇
陸 軍 省	四九五、〇〇〇
海 軍 省	五〇七、〇〇〇
商 工 省	五五一、〇〇〇
	一八、〇〇〇

なほ租税その他の普通歳入は總額において不成立豫算に比し二百四十萬圓程度増加する計算になるがその理由は左の如くである。

豫算關係法律案 (單位千圓)

實施遲延に伴ふ歳入減

A、製鐵獎勵法改正に伴ふもの

海 軍 省
商 工 省

五五一、〇〇〇
一八、〇〇〇

なほ租税その他の普通歳入は總額において不成立豫算に比し二百四十萬圓程度増加する計算になるがその理由は左の如くである。

豫算關係法律案（單位千圓）

實施遲延に伴ふ歳入減

A、製鐵獎勵法改正に伴ふもの	八七〇
B、礦油關稅改正に伴ふもの	六〇〇
C、競馬法改正に伴ふもの	七〇〇
これ等による租稅收入減合計	二、二〇〇
そ の 他	四〇〇
合 計	二、六〇〇
一、海軍取託收入その他による臨時部歳入の増加	五、〇〇〇

因みに右の省議において十一年度實行豫算歳入を審議、るとともに大藏省關係歳出豫算の審議を終つたが、十一年度實行豫算に計上すべき豫算金は左の如く第二豫備金において五百萬圓見當の増額を見る筈である。

第一 豫 備 金	八、〇〇〇、〇〇〇
第一 豫 備 金（滿洲事件費）	二、六〇〇、〇〇〇
第二 豫 備 金	二〇、六九四、一一四

斯くて明年彼實行豫算案は、四月十日の閣議に附議し決定することとなつたが、同月七日の定例閣議においても、右實行豫算案並びに追加豫算案に關し種々打合せが行はれた、而して馬場藏相は當局の席上先づ、

十一年度實行豫算案は前内閣の不成立豫算を大體において踏襲し、これに追第一號たるべき災害豫算を加へて提出する方針であつて、そ

の額は過般大藏省議において大體二十三億七百萬圓に決定した、しかして現内閣の新政策豫算は追第二號たるべき追加豫算中に盛る意向であるが各閣僚は綜合國策樹立の立場から各省對立の態度を捨て、豫算編成に協力してほしい、なほ豫算案に關係ある法律案は至急提出されたい。

と諒解を求め協力を要望した、これに對し小川商相、島田農相、潮内相等から米、繭、肥料、商工中央金庫、自動車工業、重要産業統制及び臨時地方財政調整交付金等の具體問題に關し交々發言し、藏相と意見交換を行つた結果、十一年度實行豫算は結局十日の閣議で最後決定をすることになつたが、新追加豫算を合し十一年度豫算總額は前記の如く廿三億一千餘萬圓となる見込である。

通信國策遂行企圖

我國新聞通信社及び日本放送協會の協力により國策遂行の大任に當る世界的強力通信社の設置については、先に社団法人同盟通信社の設立を見、次で日本電報通信社の正式合流承認を得たので、頼母木遞相は三月三十一日の閣議にこれを報告承認を得た、右に關し頼母木遞相は同日午後遞信省において左の如く語つた。

最近の國際情勢と各國通信界の趨勢とに鑑みて我國においても速かに實力あり信用ある一大強力通信社を實現せしむることは現下帝國の重要國策の一となつた、即ち内外にわたる自主的報道網の充實と無線放送その他の近代的通信施設の活用によつて公外報道の正確と敏速とを期し以て内に健全なる輿論を喚起し、外に對しては帝國の實情の國際的諒解の増進を圖ることは頗るその重要性を増して來てゐる、しかるに從來我國においては日本電報通信社と新聞聯合社の兩社對立して居りこれをこのまゝにしておいては通信國策を遂行する上に甚だ遺憾の點があるので政府は兩社を打つて一丸とした一大通信社設置の必要を痛感してこの二通信社を合同し、公益法人としてこの國策遂行のために貢獻せしめたいと考へて兩社に對しこの事を交渉した結果、兩社においてもこれを承認されてこゝに通信統一の國策を遂行することが

出來たのは誠に悦ばしいことである、いづれ今後この兩社において協議の上それ〴〵の手續きを終り五月一日頃から實質を整へた強力なる大通信社として世界の大通信社と肩を並べて、世界平和のため我國策遂行の重大使命を全うすることであらうと考へる。

るに從來我國においては日本電報通信社と新聞聯合社の兩社對立して居りこれをこのまゝにしておいては通信國策を遂行する上に甚だ遺憾の點があるので政府は兩社を打つて一丸とした一大通信社設置の必要を痛感してこの二通信社を合同し、公益法人としてこの國策遂行のために貢獻せしめたいと考へて兩社に對しこの事を交渉した結果、兩社においてもこれを承認されてこゝに通信統一の國策を遂行することが

出來たのは誠に悦ばしいことである、いづれ今後この兩社において協議の上それ〴〵の手續きを終り五月一日頃から實質を整へた強力なる大通信社として世界の大通信社と肩を並べて、世界平和のため我國策遂行の重大使命を全うすることであらうと考へる。

有田外相外國記者團に聲明

有田外相は四月二十五日午後三時半より外相官邸において就任後最初の外人記者團との會見を行つたが席上帝國の外交方針を左の如く聲明した後一問一答の形式で帝國外交の具體的方針を明示した。

帝國の外交の根本方針は聯盟脱退に際して渙發せられた御詔書に宣明せられてある通りであつて終始一貫不動である、我々は東亞の安定を確保し他方友邦列國と益々親交を暖め以て世界平和維持及び人類幸福の増進に貢獻せんとするのである、おもふに世界平和の維持については從來幾多の考案が提唱せられ、また種々の方法が實施せられたのであるが、實はそのいづれも充分なる成功をもたらさなかつたのである、世界は歐洲大戰において最も辛き經驗を嘗め、その悲惨なる印象は未だに消え去らないのであるが、大戰以後といへども戰禍は常に絶えざる有様である、これは一に爲政者がたゞ平和機構の樹立のみに汲々として平和を脅威する原因のせん除につき充分の考慮を拂はなかつたためであると思ふ、我々はすべからず平和を脅威し紊亂する各種の原因を根本的に除去するとともに世界の大國たる諸列強は各自その實力の及ぶ範圍において平和擁護のために最善の努力をなすべきであると信ずる。

日本としては東亞の安定確保は國家存立上實に死活の問題であると同時に我々の世界に對する天與の責務であると考へてゐる、しかしてこの重責を果すためには我々は先づ滿洲國を中心としてその接境國たるソ支兩國との間に速かに善隣友好關係を設定し、以て政局の安定を圖るが最必要であると考へてゐる、この意味において現下滿洲國の國運が益々隆盛にして各方面において健全なる發展を遂げつゝあることはすこぶる吾人の意を強うするところである、最近滿ソ、滿蒙間に國境紛争頻發したため歐米諸國においては種々不穩の流言が行はれてゐ

るやうに聞き及んでゐるが、我々は相手が侵略的行動に出でざる限り我々より無法に進んで侵略的行動をとる考へはない。

目下ソ聯邦と日本及び滿洲國との間に種々の懸案があるもこれはいづれも外交交渉によりて解決し得るものと信じてゐる、日支兩國は同文同種唇、齒輔車の間柄で共存共榮を旨とすべきはもとより論をまたざるところであるが、雙方隣接關係にあるため自然種々の問題が起ることはまた止むを得ぬところである、しかしながら我々は東亞の二大友邦が親善提携の實を擧げ以て東亞の安定を確保せんとしてゐるのである、歐米諸國においては往々我對支政策に對して中傷的批評をなすものがあるが、これら諸國にして日本の地位に立つて現實の情勢を靜思するにおいては必ずや容易に吾人の態度を釋然諒解するに至るものと信ずる、他方我々は常に英米その他の歐米諸國との親交増進に努力してゐるが特に太平洋を圍繞する諸國との修好に意を用ひてゐる、輒近これら諸國との間にはやゝもすれば、通商貿易上の利害衝突を見ることあるも相互依存の見地から適宜これを調整すること必ずしも難事ではないと考へてゐる、我々は世界經濟の振興國際平和の促進を圖るためこの際は非共通商自由の回復を達成し國際間に自由と信頼の空氣を醸成したい積りであるが、これは同時に人類の福祉と繁榮とにこの上もなき貢獻をなすものと思ふのである、これは要するに我々は我國民の生存を確保しその平和的發展に努むると同時に各國民との融和を計り相共に世界平和の確立に寄與せんとねがふものである。

次で外相は記者團の質問に對して左の如き一問一答をなした。

問 歐米には日ソ戰爭の勃發を心配するものがあるが果して眞實か、

答 戰爭が起る程切迫してゐるとは思はぬ左様の風説は誇大に流布されたものと思ふ。

問 日ソ戰爭は不可能か、

答 ナポレオンは吾人の辭書には不可能といふ字はないといつてゐるよ。

と巧みに應ずれば、

問 日ソ關係は數年前に比し困難を重ねた事はないか、

答 今は懸案も多く國境紛争もあり問題が増えた。

問 日ソ不可侵條約締結の意向なきか、

答 戦争が起る程切迫してゐるとは思はぬ左様の風説は誇大に流布されたものと思ふ。

問 日ソ戦争は不可能か、

答 ナポレオンは吾人の辭書には不可能といふ字はないといつてゐるよ。

と巧みに應ずれば、

問 日ソ關係は數年前に比し困難を重ねた事はないか、

答 今は懸案も多く國境紛争もあり問題が増えた。

問 日ソ不可侵條約締結の意向なきか、

答 昭和七年暮芳澤駐佛大使がモスコフ通過の際リトヴィノフ外相より右の提議があつたが時期尙早としてこれを拒否し、我方よりは國境紛争處理並に國境確定委員會の設置をより實際的であり効果的であるとしてソ聯側に提議し、今日もこの方向に向つて日ソ交渉は進んでゐる。

問 ソ聯は極東に軍備を増加してゐるが、日本はソ聯の軍備も減少させ日本と均等にする提議をなす考へなきや、

答 日本はソ聯が極東に過大の軍備を有する事には多大の關心を有す、ソ聯が軍備を少くすることは兩國間の緊張せる空氣を緩和するに貢獻することは何人も認める所である、しかしソ聯に對し極東の軍備撤退乃至縮減等を何等かの交渉題目としたことはない。

問 佛ソ相互援助條約の成立は日本の對ソ外交に如何なる影響を與へるか、

答 佛ソ相互援助條約は極東にその力を及ぼさぬとの佛國側の言明にも拘らず日本の一部においてはソ聯はこの條約の成立を迎へて西方國境の安全が保障されたから極東方面にその兵力を増加し得る立場に置かれたと見てゐる向もある。

問 佛ソ條約に對抗して日獨同盟を締結するの考へはないか、

答 日本の一部にはその佛ソ相互援助條約觀より割出して日獨提携を熱心に主張してゐる人々もある、しかし政府當局としては日獨同盟締結の如き事を考へてゐない。

問 貴大臣は駐支大使として南京に活躍する蔣行政院長、張外交部長と懇談されたがその反響はどうであるか、

答 南京政府首脳部との會談は全く相互の諒解を深めるためであつて、何等正式に議題その他を定めた交渉はなかつたから具體的にその效果

をお話することは出来ぬ、たゞ南京會談の結果受けた自分の印象からすれば日支兩國々交調整の前途にはなほ多くの困難があり充分なる努力を必要とすべき事を痛感した次第である。

問 日支兩國の協力の基礎としてはいはゆる日支親善の三原則を以て當られるか、

答 廣田前外相の目的を踏襲し三原則の精神を以て兩國提携の實現に當る覺悟である。

問 三原則の實際的適用の方法は強壓を以てするのかそれとも互讓的方法によつてやるのか、

答 三原則そのものは支那側においても既に異存のない問題なのであるから、これが實際的適用方法として強壓政策をとるなどいふことはその必要がない、相互に溫和なる手段を以て漸次兩國の提携を深むべきことは論をまたない。

馬場藏相の車中談

馬場藏相は伊勢神宮並びに各御陵に親任奉告のため、四月二日午前九時東京驛發「つばめ」で西下したが、當面の財政諸問題について車中左の如く語つた、

神宮、御陵に参拜して後大阪、名古屋の二ヶ所において同地方の財界人と懇談する豫定である、東京では就任以來機會ある毎に財界人も會つてゐたが、關西へは初めてであるから現内閣の財政政策について説明し援助を求めたいと思つてゐる、内容は今まで東京で話したことを繰返すだけで別に具體的問題には觸れない、たゞ時局に對する認識が徹底してゐないやうだからこの點について充分話して見たいと思つてゐる。

昭和十一年度實行豫算は先日大藏省議で略々總額二十三億七百萬圓と決定したがまだ若干各省との事務的並に政治的折衝が残つてゐる、しかし十日の閣議には提出することが出来るだらう、額にも大した變動はない筈である、また現内閣は前内閣の豫算編成當時と幾らか社會

情勢その他に變化があるので緊急止むを得ざる經費は追加豫算第二號として提出するやう各省に通達してあるから、あるひは幾分出て來るかも知れないが特別議會まで時日がないので現内閣の新政策を盛るやうなことは到底間に合ふまい、また國防費についても満露國境問題も外交々涉で解決するであらうから急に新規要求をするやうなこともあるまいし、追加第二號は本當に緊急な少額經費に止まるだらう。

とを繰返すだけで別に具體的問題には觸れない、たゞ時局に對する認識が徹底してゐないやうだからこの點について充分話して見たいと思つてゐる。

昭和十一年度實行豫算は先日大藏省議で略々總額二十三億七百萬圓と決定したがまだ若干各省との事務的並に政治的折衝が残つてゐる、しかし十日の閣議には提出することが出来るだらう、額にも大した變動はない筈である、また現内閣は前内閣の豫算編成當時と幾らか社會

情勢その他に變化があるので緊急止むを得ざる經費は追加豫算第二號として提出するやう各省に通達してあるから、あるひは幾分出て來るかも知れないが特別議會まで時日がないので現内閣の新政策を盛るやうなことは到底間に合ふまい、また國防費についても滿露國境問題も外交々渉で解決するであらうから急に新規要求をするやうなこともあるまいし、追加第二號は本當に緊急な少額經費に止まるだらう。

臨時町村財政補給金については先にも潮内相と話し合つたが、前内閣の方針通り二千萬圓を支出することに大體諒解が出來た、この制度を法文化しようとの説もあつたがもと／＼この案は暫定的なものであつたから大藏當局としてはその必要を認めてゐない、いづれ恒久策については内閣調査局と大藏、内務兩省が協力して研究調査して行くことにならうが、この問題は中央、地方を通じての税制整理と關聯して研究さるべき問題で、その方法についてもいろ／＼と議論があるが、あるひは税制整理によつてその必要がなくなつて來るかも知れないし恒久策の樹立は今後に残された問題である。

税制整理、これに伴ふ一般的増税については特別議會までに根本方針に對し自分の腹だけは見せておきたいと思つてゐる、自分としてはこれについて大臣就任前一學徒として研究した二、三の案があるが果してこれが實際に適合するかどうか大藏、内閣調査局等においても研究してゐることであるからこれ等の案ともよく照らし合せて行きたい、いづれにせよこの問題は十二年度から實現せねばならないのだから歸京して十一年度實行豫算が濟んだら早速着手したいまた、税制整理と同時に今まで増税についてはどの程度の増税をなすべきか最高限度どれ位にするかといふに、それは財政需要が判然せぬ限り決定することは至難で、従つて増税案を立案する場合は第一案、第二案といつた風に色々考慮して案をおく必要があらうしまた地方案についても同時に再検討を加へるべきは論を待たない。

因みに藏相は四月六日午後三時二十五分、東京驛列車で歸京したが、關西財界人との懇談その他時局に關して車中次の如く語るところあつた。

大阪、名古屋とも主として時局の決議につき懇談した、財政問題に對しては別に具體的のことは何も話さなかつた、然しながら時局につ

いては大體自分の語つた所をよく理解してくれた様であるから、將來これらの人達が先にたつて一般國民をリードして行つて呉れることを望む、出席者はいづれもこの種の懇談を將來もやつてもらひたいと希望してゐたし、官氏一致して難局を打開して行くのに相當効果あることと思ふので機會さへあれば續けてやつて見度い、また東京でも近く適當の機會に開くつもりである。

實行豫算は大體整理も出來たことと思ふので是非とも十日の閣議で決定するつもりだ、増税その他の財政々策については具體案は到底特別議會までには間に合はない、その後慎重に調査研究の上十月頃までには成案を得て十二年度から全部でなくとも實行に移す考へである。

最近貴族院の改革問題がいろいろ論議されてゐるやうであるが抜本寒源的のことは容易でないであらう、先づ改革するとせば公侯爵議員の世襲是非、伯子男爵議員の互選の方法、勅選議員の選任方法、任期、また多額議員を職能代表にするかどうか等色々の問題が考へられるが、我國の貴族院令が法律でなく勅令によつて定まつてゐるのは二院制度の妙味を發揮させようとの趣旨から成つてゐるもので、この點も考慮しなければならず慎重に研究さるべき問題である。

日 銀 利 下 げ

日本銀行では四月六日午後重役會を開き同行金利を左の如く一厘方引下げ七日より實施することゝなつた。

- 一、商業手形割引歩合
 - 日歩九厘（一厘下げ）
- 一、國債を抵當とする貸付利子及び國債を保證とする手形割引歩合
 - 日歩一錢以上（一厘下げ）
- 一、國債以外のものを抵當とする貸付利子及び國債以外のものを保證とする手形割引歩合
 - 日歩一錢一厘以上（一厘下げ）
- 一、當座貸越及びコルレスボンデンス貸越利子
 - 日歩一錢三厘（一厘下げ）

日銀深井總裁は引下の事情につき、同日午後五時二十分左の如く發表した。

現下金融界及び經濟界の情勢に對應するため今回本行金利一厘方の引下を行ふことゝせり、最近短資市場は引緊りの状態にありといへども、これは特殊の原因による一時的の現象と思はるゝが故にこの際利下を實行したる次第なり。

一、國債以外のものを抵當とする貸付利子及び國債以外のものを保證とする手形割引歩合
日歩一錢以上(一厘下げ)

日歩一錢一厘以上(一厘下げ)

一、當座貸越及びコールレスボンデンス貸越利子

日歩一錢三厘(一厘下げ)

日銀深井總裁は引下の事情につき、同日午後五時二十分左の如く發表した。

現下金融界及び經濟界の情勢に對應するため今回本行金利一厘方の引下を行ふこととせり、最近短資市場は引緊りの状態にありといへども、これは特殊の原因による一時的の現象と思はるゝが故にこの際利下を實行したる次第なり。

馬場藏相は右の日銀利下に關し、今後も低金利政策の徹底化を圖るべく言明したが、これにつれて當然問題となるべき市中銀行預金利下、本年度新規發行公債條件の低下及び郵便貯金引下等の諸點について六日夜往訪の記者團に對して左の如くその態度を表明したが、殊に郵貯利子引下の社會的影響を考慮してこれが實施は低金利政策の最後の鍵たらしめんとする點並に郵貯利子認可制度の改正に關する意見は注目を要する、即ち藏相言明の要點は次の如くである。

一、現内閣は既にその組閣以來金融の改善を標榜して起つたものであるが、經濟界の基調を見るに金融及び産業兩部面共に低金利政策の一步推進を適當とする状態に到達しつゝあるものと考へられる、こゝにおいて日銀公定歩合を引下げることが政府の方針を具體化する指導的意味から當然のことである、その利下限度を一律に一厘下げに止めたのは財界に對する急激な影響を避けるためであつて、今後も政府は漸を追うて指導的金融統制に乗出し低金利政策の徹底化を期するつもりである、この際市中銀行の預金利下といふ問題がついて廻るが、金利の大勢からいつても當然さうなるべき道理で漸を追うて自然に低金利の實効を發揮せしめることにしたい。

二、次に發行を豫想される本年度新規公債の條件は右の如く金融情勢が變つて來れば當然順次に變へて行かねばならぬので相當考慮してゐる、最近日銀當局は公債の賣止をしてゐるが、これもしばらく様子を見た上で決すべき問題であらう。

三、低金利政策の遂行に伴つて郵便貯金の利下も考へられるが、これは零細な資金の集積であるから利下による社會的影響を考慮せねばならず、行く／＼下げるにしても恐らく最後に廻さねばならぬと思ふまたこの點で郵貯利率の決定權が大藏省になく、遞信省に歸屬してゐることなどは金融統制の遂行上相當不便を感ずるので何とか改善の途はないものかと考慮してゐる。

日銀利子引下げの結果、郵便貯金利子の引下げも、早晚實行せらるべき振合にあるが、これにつき頼母木遞相は四月六日、この問題に關し左の如く語つた。

日銀利子引下げは低金利の趨勢

にあることを明示するものではあるけれど、一厘程度の引下げでは直ちに郵便貯金の利子引下げを斷行するといふ考へはない。

新公債發行條件決定

〔大藏省發表〕 政府は來る五月一日を以て昭和十一年度及び昭和十二年度中に期限の到來する五分利國庫債券合計三億七千三百餘萬圓の低利借換を行ふこととし借換へのために發行する新公債の條件を左の通り決定した。

- 一、發行總額 三億八千百萬圓
- 一、利率 三分五厘
- 一、期限 十二年
- 一、發行價格 九十八圓
- 一、利廻 複利三分七厘 單利三分七厘四毛
- 一、發行方法 日銀引受
- 一、發行期日 五月一日

なほ日本銀行は乘換へ希望者に對しては個人に對しても賣却の求めに應ずる筈である。

借換理由〔大藏省發表〕

五分利債の三分五厘債に借換を斷行した理由につき大藏省は次の如く發表した。

今回の借換は市場における金利事情から推して適な當處置と考へられたのみならず、一面においてこれによつて國庫の負擔を輕減する目的を持つてゐるものである、三分五厘公債は政府の低金利政策の標準を示すものであり、同時に市場の安定に資する筈である、政府の方針は今

一、發行期日 五月一日

なほ日本銀行は乗換へ希望者に對しては個人に對しても賣却の求めに應ずる筈である。

借換理由〔大藏省發表〕

五分利債の三分五厘債に借換を斷行した理由につき大藏省は次の如く發表した。

今回の借換は市場における金利事情から推して適な當處置と考へられたのみならず、一面においてこれによつて國庫の負擔を輕減する目的を持つてゐるものである、三分五厘公債は政府の低金利政策の標準を示すものであり、同時に市場の安定に資する筈である、政府の方針は今の度の借換を皮切りとして近く期限の到來するものから順次に市場の許す限度で借換を行ふ心算である、しかし借換に際しては特にプレミアム等の優遇方法は講じない、借換の方法を漸進的に行ふことは巨額の借換を行つて大インフレーションを惹起せしめざるための用意である、また日銀當局の公債賣止めは市場の落着きを待つて解除されるものと考へられが、現在の九十九圓二十五錢の發行價格を以て賣却に應ずる事が困難であり相當の引上げを行はねばならぬことは明瞭である。

海軍部内の人事刷新

永野海相は先の艦政本部長等更迭以來、海軍部内の人事刷新をはかるべく着々準備を進めつゝあつたが、いよいよ三月二十八日付左の如く、三軍事參議官を初め中將級七名少將級六名の待命を斷行することゝなつた。

軍事參議官海軍大將	山	本	英	輔
同	小	林	躋	造
同	中	村	良	三
軍令部出仕海軍中將	今	村	信	次郎
同	松	下		薰
同	津	田	靜	枝

同	大野寛
同	和波豊一
同	小林省三郎
同	主計中將池邊安雄
同	海軍少將大西次郎
同	江坂徳藏
同	佐口健一
同	糟谷宗一
同	眞崎勝次
同	造船少將橋口保孝

待命(各通)

聯合艦隊司令長官高橋中將、吳鎮守府司令長官藤田中將は四月一日付大將に進級することになった。なほ兩大將とも十一月の定期異動までは現職にとどまる筈である。

任海軍大將(各通)

聯合艦隊司令長官正四位勳一等功五級海軍中將	高橋三吉
吳鎮守府司令長官正四位勳一等功四級同	藤田尙徳

蓋し今回の異動は、永野新海相が廣田内閣の國政一新と呼應して、部内外の刷新を爲すべく海軍傳統の沈黙主義を一擲して、一九三七年の

無條約秘密軍備時代に對處し、併せて來るべき太平洋時代の一大安定勢力たるべき、帝國海軍の一大使命遂行の爲め設置した海軍制度調査會と共に、帝國海軍今後の動向を示すものとして極めて注目される。

山本大將は大將の先任で海軍高等技術會議々長を勤め、他方海外に駐在して國際情勢にも通じ西郷南洲の信仰家として知られ青年將校から

聯合艦隊司令長官正四位勳一等功五級海軍中將 高橋三吉
吳鎮守府司令長官正四位勳一等功四級同 藤田尙德

任海軍大將（各通）

蓋し今回の異動は、永野新海相が廣田内閣の國政一新と呼應して、部内外の刷新を爲すべく海軍傳統の沈黙主義を一擲して、一九三七年の

無條約秘密軍備時代に對處し、併せて來るべき太平洋時代の一大安定勢力たるべき、帝國海軍の一大使命遂行の爲め設置した海軍制度調査會と共に、帝國海軍今後の動向を示すものとして極めて注目される。

山本大將は大將の先任で海軍高等技術會議々長を勤め、他方海外に駐在して國際情勢にも通じ西郷南洲の信仰家として知られ青年將校からは大いに畏敬されてをり、小林大將はしばしば海相にも擬せられてゐたがその機會遂に來らず海軍としてはあらゆる要職を經來つた逸材である、中村大將は前艦政本部長として頭腦明せきな武將型で軍縮方針の確立には大なる功績を立てたが、今回この三大將が表面勇退申出による待命といふものゝ山本大將と大角前海相及び小林大將と野村吉三郎大將とはそれゝ同期であり先任後任混同してゐるところに多少の事情の存することを窺知される。

次に中將級以下では元駐滿海軍部司令官として内外に勇名をとどろかせた小林省三郎中將と眞崎甚三郎大將の弟眞崎勝次少將がこの間軍令部出仕となつたばかりで待命となつた外は當然あるべき異動が行はれたまでと見てもよからう。

内務省局部長會議

特別議會對策並びに内務行政刷新根本策樹立のため潮内相は四月一日午後一時から内務省大臣室に始めての正式局部長會議を開き、湯澤次官以下局部長を集めて前後六時間にわたり協議の結果大體左の如き根本方針で進むことになつた。

特別議會對策

- 一、職業紹介法の改正案を提出する
- 一、社會局の退職積立金法案は内容をもつと研究して提否を決定するが、期間の短い特別議會には危ぶまれる。
- 一、怪文書取締法案は警保局で研究中なるも陸軍、司法との關係もあり、その効果につき研究を要す。

一、地方財政調整交付金は取あへず十一年度は不成立豫算の二千五百萬圓とし法制を必要としない點についても地方局で研究する。

一般 内 務 行 政 刷 新 策

一、吏道の振肅

一、人事の刷新

一、行政機構の改革

地方制度改正の重點を何處に置くかよく調査するやう大臣から地方局長に命じたが更に近く地方長官に意見書の提出を求め有力な参考とする。部落制度や都制についても員數やその他形式ばかりでなく實質的改革を圖る。

一、治安維持

怪文書取締については法律を特別議會に提出しない場合も陸軍司法兩省等とよく協調し現行法の運用によつて徹底的に取締り治安の維持を確保する。

一、醫療國策の確立

國民保健法の研究を初めもつと社會局と衛生局との關係を緊密にし結核豫防その他醫療國策の萬全を期する。

一、社會政策の徹底

醫療國策と關聯して國民保健法の實施や救護法を擴充しまた職業紹介法の改正でその機能刷新を圖り、徹底的社會政策を實施する特に都市に比較し等閑視された傾きある地方農村に對しては農村社會政策ともいふべき特別の方策を研究する。

尙ほ同省に於ては救濟事業の積極化を企圖し、職業紹介事業の國營化を目標となし、先づその第一着手として來る特別議會に職業紹介所法の改正案及び豫算二十二萬圓を提出することゝなつた、職業紹介事業制度の改正要綱は從來の中央職業紹介事務局その他七地方の事務局を廢

止して新たに主要十一府縣に職業課を、その他の各府縣に職業係を創設するとともに内務省社會局の職業課に事務官、勞務官各一名、屬、雇員若干名を増員し全國的に監督指導と聯絡統制をはかることゝなつた、改正要綱は左の如くである。

一、職業紹介事業の聯絡統一、監督の機關改正

醫務國策と關聯して國民保健法の實施や救護法を擴充しました職業紹介法の改正でその機能刷新を圖り、徹底的社會政策を實施する特に都市に比較し等閑視された傾きある地方農村に對しては農村社會政策ともいふべき特別の方策を研究する。

尙ほ同省に於ては救濟事業の積極化を企圖し、職業紹介事業の國營化を目標となし、先づその第一着手として來る特別議會に職業紹介所法の改正案及び豫算二十二萬圓を提出することゝなつた、職業紹介事業制度の改正要綱は從來の中央職業紹介事務局その他七地方の事務局を廢

止して新たに主要十一府縣に職業課を、その他の各府縣に職業係を創設するとともに内務省社會局の職業課に事務官、勞務官各一名、屬、雇員若干名を増員し全國的に監督指導と聯絡統制をはかることゝなつた、改正要綱は左の如くである。

一、職業紹介事業の聯絡統一、監督の機關改正

二、道府縣立職業紹介所の設置

(イ)特別の必要ある場合は道府縣は職業紹介所を設置し得る。

(ロ)道府縣立職業紹介所に關する經費に對しては市町村立の場合と同様に國庫より補助する。

三、多數勞務者を雇傭する者に對し職業紹介上必要なる事項(男女別、職種別、人員等)につき行政廳に通報を命ずる規定を設く。

更に亦た内務省の十一年度實行豫算並びに追加豫算は大藏省議において總額二億六百萬圓と決定したが、非常時局突破に邁進する廣田内閣の政策としては、なほ姑息を免れないので内務省は一日夜以來潮内相以下首腦部において協議の結果新たに(單位千圓)

一、治水災害土木費三年乃至十ヶ年繼續總額

二四、〇〇〇

一、官國幣社々殿修築費

二〇〇

一、災害復舊財政援助費

一、〇〇〇

一、警察連帶支辨金

三、〇〇〇

一、徴兵旅費

五〇〇

等を要求することに決定した、この中二千四百萬圓の治水災害土木費は必要缺くべからざるものとし兒玉會計課長、岡田土木局長、荒木河川課長は二日午後大藏省に賀屋主計局長を訪問、前後三時間にわたり折衝の結果、大體の諒解を得、五日午後馬場藏相の歸京を待つて正式決裁を得ることになつた。

新規要求繼續事業土木費總額二千四百萬圓の中、十一年度分は約五百萬圓にして治水事業費中小河川改良助成費、砂防工事費等積極的施設費を中心としたもので、治水事業費の中には筑後川、磐木川、渡川(高知)烏川(群馬)また中小河川の中には京都加茂川、大阪安治川、神崎川等問題の河川を含んでゐる。

尙こゝに附記して置き度いのは就任以來内務行政の刷新、吏道の振肅に努力して來た潮内相は前記の内務省首脳部會議において内務行政刷新の根本方針を決定するとともに制度の改革といひ行政の刷新といふも根本は人事にあるとの認識から、吏道精神の徹底的立直しに重點をおき、省内では毎月二回の局部長會議と一回の書記官、課長會議(場合により事務官も参加)を開き相互に意見を交換して親睦をはかり、また地方に對しては局部長みづから出来るだけ出張して地方官に接觸し、實際の地方行政を研究する事とした、更に問題の考査表はこのまゝ存續し地方長官みづから書いたものを卒直に受入れ、人事異動の重要な参考となし、有資格者にして内務省の採用試験を受けない者も時期と方法を考慮して適當に登用の道を講じ、また人事課の機能を擴大して地方官の異動に際しても大臣、次官、人事課長以外各局部長の意見を廣く聴取し出来るだけ公平に客觀性を持たしめることとした、これは潮内相抱負の片りんを現したもので、内務省としては思ひ切つた革新であり、近く行はれる地方官の異動にも表面化すべく注目される。

而してこの抱負を持する潮内相は、三月二十七日夜東京驛發伊勢參宮の爲め西下するに先だち、官邸に於て内務行政一般の方針につき左の如く語つた。

川崎さんは先日の閣議のとき、ソファに寝てゐて「どうも身體が疲れていかん」との話だつたから「もつと靜養を充分になさい」と云つたのが自分が同氏と言葉を交した最後であつた全く惜しい人を失つて残念である。

地方長官會議は、陸軍大臣、安井參謀長の説明でよく解つたようだ。各長官も時局認識を新たにした。自分は二十九日夜歸るが歸つたら早速省内局部長官會議を招集し地方長官會議の訓示に基いて具體案及び人事につき協議したい、大體

一、吏道の振肅 一、行政機構の改革 一、治安維持の確保

一、特別議會提出の法律案並に豫算案 一、人事行政の刷新等が中心となるであらう。

吏道の振肅と行政機構の改革について調査を命じておいた、地方長官會議でもいつたが地方長官から本當の意見を聞きいゝものはどしどし

川崎さんは先日の閣議のとき、ソファに寝てゐて「どうも身體が疲れていかん」との話だつたから「もつと静養を充分になさい」と云つたのが自分が同氏と言葉を交した最後であつた全く惜しい人を失つて残念である。

地方長官會議は、陸軍大臣、安井參謀長の説明でよく解つたようだ。各長官も時局認識を新たにした。自分は二十九日夜歸るが歸つたら早速省内局部長官會議を招集し地方長官會議の訓示に基いて具體案及び人事につき協議したい、大體

一、吏道の振肅 一、行政機構の改革 一、治安維持の確保

一、特別議會提出の法律案並に豫算案 一、人事行政の刷新等が中心となるであらう。

吏道の振肅と行政機構の改革について調査を命じておいた、地方長官會議でもいつたが地方長官から本當の意見を聞きいゝものはどしどし實行に移して行きたい。治安維持の具體的方法是、警保局で考究中であるから何とか近く目はなが付かう。殊に怪文書問題は今度の經驗を参考に研究し徹底的に取締る怪文書取締法案、交付金法案等の意見もあるが。

特別議會提出については考慮中である、選挙法の改正については今警保局と地方局で昨年秋の地方選挙と今回の總選挙の結果を調査してゐるからその結果で改正の必要あらば着手するが特別議會には提案しない人事行政は行政機構と密接の關係があるが、これも今調査してゐるから歸つてから考へる、適材、適所、人物本位で行く、從來は卒業年度の順序で目白押で來たが、これには必ずしも拘泥しない、最近數年間人も増え仕事も多くなつてこの傳統は亂れて來た、經濟部問題はよく話に上るがその善し悪しは人が主だからまだ批判する時期ではない、まだく運用の餘地が残されてゐる。

有田外相親任式

有田駐支大使は四月三日午後三時二十五分東京驛着歸京、直ちに首相官邸に廣田首相を訪ひ、入京の挨拶を述べた後首相より外相就任の交渉を受け、これを正式に受諾して同四時十分辭去した。よつて廣田首相は同四時半宮中に參内天皇陛下に拜謁仰付けられ、專任外相に有田大使を内奏御裁可を仰いで御前を退下、同五時十分宮中鳳凰の間において廣田首相侍立の上左の如く親任式を執り行はせられた。

任外務大臣

特命全權大使正四位勳二等 有田八郎

免兼官

内閣總理大臣兼外務大臣 廣田弘毅

有田氏の略歴

新外相有田八郎氏は明治十七年九月新潟縣に生れ、同四十二年東大法科卒業、外交官及び領事官補にパスし、シカゴ、オツタワ、ホノルル、天津の各總領事、米國大使館一等書記官、外務省亞細亞局長から昭和五年オーストリア公使となり、犬養内閣の芳澤外相の下に次官を努め、その後全權大使に進みベルギー駐在を仰付けられ更に去る二月駐支大使として赴任、在任僅か一ヶ月足らずで廣田内閣の外相に就任したものである、本年五十三歳の働き盛り、その外交的手腕は大いに期待されてゐる。殊に有田氏は去る二月渡支以來、日支兩國の全面的國交調整に關する準備工作をなし、次で北支、滿洲國に渡り諸般の事態を視察して向後の帝國外交に對する新たなる認識を廣めて來たが、有田氏はこの新認識に基づき、將來の帝國外交に對する具體的方策を腹中に收めて來たのでこの點を廣田首相にも陳述し、更に閣議に報告して諒解を求め、こゝにいよいよ新方針の實踐に第一步を踏み出し、有田外交の實現に邁進するものと見られる、即ち有田外相としては現在の國內事情及び國際的情勢を充分検討すると共に、最近やゝもすれば軌道を脱せんとするかに見える日ソ、日支の關係を調整するに全幅の努力を傾注すべく、この兩隣邦との國交調整によつて我東亞主義、大陸政策の完成を期するものと信ぜられる、これ現内閣が成立に際して國民に公約せる自主積極の外交に外ならず、廣田前外相の協和外交を踏襲すると共に一面これを擴大強化するものといへる、日支の關係についていへば兩國の親善提携を促進し、兩國民の繁榮により東亞の安定をはかるものであり、過般來南京における蔣介石、張群氏等との數次の會談においても雙方ともこの根本方針については大體諒解を遂げたるものと見られる、一方日ソ滿蒙の關係においては國境紛争の頻發より近時日滿ソ蒙國間に面白からざる空氣が充満してゐるのに鑑みこれが一掃を期して居り、それには從來の我主張たる國境確定及び紛争調停委員會の設置は無論のこと、特にソ聯に對しては極東における現在の不必要なる大軍隊を撤退せしむべく要求を發し、同時に外蒙に對しては滿洲國との間にまづ國交の開始を要求し、東亞平和の大局的見地から政治的根柢解決をはかることゝならう、しかし有田氏の最も憂慮しつゝあるものは赤化思想の侵入と我通商貿易が世界各地においてその正當なる進展を阻害されつゝある事實であり、これ等に對しては今後あらゆる努力をもつて當面の打開をはかるものと見られる、しかしながらこれ等の方針を遂行するに際しては、何をにおいてもまづ國論の統一が必要であり、外交の一元化をはかるにあらざれば到底初期の目的は貫徹されないで、この見地より近く陸海軍を初め各關係當局とも折衝を開始するであらうが、何れにしても有田氏の外相就任は漸く沈滞せんとする帝國外交に新生命を吹き込むものとして大いに期待をかけられてゐる。

の面から見る空気が大減してゐるのに鑑みれば、一掃を期して居り、それには従來の我主張たる國境確定及び紛争調停委員會の設置は無論のこと、特にソ聯に對しては極東における現在の不必要なる大軍隊を撤退せしむべく要求を發し、同時に外蒙に對しては滿洲國との間にまづ國交の開始を要求し、東亞平和の大局的見地から政治的根柢解決をはかることゝならう、しかして有田氏の最も憂慮しつゝあるものは赤化思想の侵入と我通商貿易が世界各地においてその正當なる進展を阻害されつゝある事實であり、これ等に對しては今後あらゆる努力をもつて當

面の打開をはかるものと見られる、しかしながらこれ等の方針を遂行するに際しては、何をにおいてもまづ國論の統一が必要であり、外交の一元化をはかるにあらざれば到底初期の目的は貫徹されないので、この見地より近く陸海軍を初め各關係當局とも折衝を開始するであらうが、何れにしても有田氏の外相就任は漸く沈滞せんとする帝國外交に新生命を吹き込むものとして大いに期待をかけられてゐる。

有田新外相の聲明

有田新外相は二日夕親任式より退下後、目白の自宅において國際非常時局に對處すべき外交方針に關し談話の形式で左の如く聲明した。

外務大臣として今後とるべき外交方針についてはいづれ他の閣僚とも充分協議を遂げた上でないといはれないが、今日大命を拜した直後の氣持をいふならば——勿論今はそれ以上はいへないが——日本の外交方針は國際聯盟脱退の詔書に最もよく明示されてゐるところであつて、我々としてはこの御趣旨を奉體し全力を擧げてこれが遂行に努力しなければならぬ、日本として最も關係の深い隣邦支那との國交調節問題あるひはソヴェット聯邦との關係等についても、詔書の御趣旨に従つて諸懸案の解決に努める考へである、英米その他列國との關係についても同様なことがいひ得る、目下最も重要なことは何といつても赤化思想の危険より東洋を救ふことゝ、日本國民の經濟的その他における窒したる氣分を緩和することに努力するにあると思ふ。

尙ほ有田外相は、四日外務省に初登廳をなし、廣田前外相との事務の引つぎを了したる後、省内高等官に對し外相就任の挨拶を兼ねて今後の外交方針につき左の如く自己の抱負を語つた。

帝國の外交方針は現に前外相たる廣田氏が首相として内閣を組織してゐる以上、大なる變更を見るべきものではない、自分は現内閣が組閣に當つて發表したる聲明にある所を體し、國際非常時局を乗切つるために最善の努力を拂ふものであるが、東亞の平和を確保するためには、世界に向つて日本が、東亞の安定勢力たることを明確に認識せしむる必要がある、この意味よりして對支、對ソの當面の問題解決は勿論の

こと、諸懸案の解決並に日本の經濟的發展を阻害する所の諸障害除去に向つて全幅の努力を拂ふ必要がある、外交官は少數ではあるがよく各員が協力し、更に國家内外の情勢を洞察して國內各方面との協和を圖り、國論を統一して進んだならば所期の目的を達することが出来るであらう。

即ち外相は世界平和に貢獻するゆゑんのもの一つに東亞の和平を確保するにあり、これに對しては専ら國論の統一と國內各方面との協力が必要である旨を強調したものであつた要するに有田は廣田外交の延長と見られ、國家内外の情勢より更にこれを更に擴大強化しいはゆる自主積極の大はいを掲げて國際外交界に乗出すものと見られてゐる。

外務省人事異動

外務次官を初めとし外務人事異動は四月十日の定例閣議において決定、左の如く正式發令を見ることゝなつたが、吉田駐英、來栖駐白兩大使の親任式は即日執り行はせられた。

從三位勳一等 吉田 茂

任特命全權大使英國駐劄被仰付

通商局長 來栖 三郎

任特命全權大使ベルギー國駐劄被仰付

亞米利加局長 堀内 謙介

任外務次官 (一) 亞米利加局長事務取扱を命ず

外務次官 重光 葵

文官分限令第十一條第四項に依り休職被仰付

外務書記官(通商局第一課長) 松島 鹿夫

任通商局長(一)

任特命全權大使ベルギー國駐劄被仰付

亞米利加局長 堀 内 謙 介

任外務次官 (一) 亞米利加局長事務取扱を命ず

外務次官 重 光 葵

文官分限令第十一條第四項に依り休職被仰付

外務書記官(通商局第一課長) 松 島 鹿 夫

任通商局長(二)

なほ亞米利加局長は後任者決定まで、當分堀内次官の事務取扱ひとなつた。亦た通商局第一課長の後任は當分第二課長土田豊氏が兼任することゝなつた。而して來栖駐白、吉田駐英兩新大使は五月早々それ〴〵赴任することゝなつたが、兩大使は赴任に先だち約三週間の豫定を以て滿洲國並びに北支地方を視察することゝなつた。

廣 田 首 相 西 下

廣田首相は四月七日午後十時半東京驛發鳥羽行列車で西下伊勢神宮、樞原神宮、畝傍山陵、桃山御陵、熱田神宮に參拜し新任奉告をなし九日午後九時歸京したが、西下の車中左の如く語つた。

組閣後、當面處理すべき諸問題も大體は片つき、閣員の任命もそろつたので組織以來、遺憾ながら延び〴〵になつてゐた伊勢神宮をはじめ樞原熱田兩神宮、それから畝傍、桃山兩御陵參拜のため西下する機會を得るに至つたが、自分としてはこの際特に責任の重大なるを痛感するゆゑんは過般の異常なる事變の後を承け時局極めて重大の折柄、自ら揣らず大命を拜して只管恐懼に堪へぬものがあるに因るのである。政府の當に採るべき政策の大綱についてはさきに聲明した通りであるが、今後の問題は一に繋つてこれ等根本方針を實際に具現する事に在るので國民の關心もまたこゝに集まり、内外の齊しく注視する所であると思ふ。

時局は眞に多事多難であり、政府は擧げてこれに對處する方途を誤らざらんことを期し、しかも及ばざらんことをこれ惧れるのであるが、この際時弊を釐革し、庶政を一新するためには須く舉國一致國民擧つて時勢の要求を察し、政府の目指す所を正解して協心戮力の實を示し

世を擧げて更始するの一大氣運を醸成する事が何より肝要と考へる。最近傳へられる議會方面の革新の如きは誠に快心のこと、かくの如く若し朝野各方面それ／＼その分野において自發的に相携へて實行にかゝるならば庶政革新の實を擧げることを得ると確信する、近々開かる、特別議會に依つて當面の國務遂行上必要なる諸案の協賛を得たいと思つて居るが、政府の専ら所期する諸般の籌畫は寧ろその後において策進せられることゝならうと思ふ。

これを要するに政府としては各方面の後援の下に充分なる覺悟を以て國政の處理に當らんとして居るのであるから、社會各方面においてもそれ／＼その意氣を以て進まれんことを切望する次第である。

神宮參拜を終へ四月八日大阪に入つた廣田首相は午後六時三十分より中ノ島中央公會堂で開かれた大阪府、市、商工會議所共同主催官民合同歡迎會に臨席、安井府知事の歡迎の辭に答へ、大要左の如き挨拶をなして非常時局に處する首相の決意を示すと、一般國民の覺悟を要望する所あつた。同夜首相は新大阪ホテルに一泊、九日午前九時三十分大阪驛發列車で途中、名古屋に立寄り同夜歸京した。

大阪に於ける首相の挨拶

去る二月二十六日帝都に勃發いたしました異常なる事變は、上は長くも宸襟を惱まし奉り、下は人心に非常なる衝動を與へ、ついに治安の保持のため戒嚴の布告を見るに至りましたことは、眞に恐懼措くところを知らざる次第でありましてこの際朝野を擧げて肅然として戒愼し向後斷じて再びかゝること無からしむるは實に刻下緊要の時務たるを信するものであります。これに對處するの途は要するに時弊の根源を究め、その眞相に徹して革正の實を擧ぐるの他はないと考へるのであります、政府におきましてはもとよりこの時弊を認識して庶政の一新に邁進致す覺悟でありましてこれは實に新内閣の存續中不變の指導精神とするところであります、單に政府の施設のみならず社會のあらゆる方面においてもそれ／＼改新を斷行するの意氣を示し政府と相携へて庶政一新の氣運を醸成せられんことを庶幾して止みませぬ、新

内閣の政綱は大要去月十七日公表致した通りであります、外交に關する根本の方針もこれまたあまねくせん明致してゐるところであります、政府は國際情勢の現状に鑑み國防の充實並にこれに關する諸施設の整備擴充に努力するとともに統一ある自主積極外交の確立に邁進せんことを期してをるのであります。

し向後斷じて再びかゝること無からしむるは實に刻下緊要の時務たるを信するものであります。これに對處するの途は要するに時弊の根源を究め、その真相に徹して革正の實を擧ぐるの他はないと考へるのであります。政府におきましてはもとよりこの時弊を認識して庶政の一新に邁進致す覺悟でありましてこれは實に新内閣の存續中不變の指導精神とするところであります。單に政府の施設のみならず社會のあらゆる方面においてもそれ〴〵改新を斷行するの意氣を示し政府と相携へて庶政一新の氣運を醸成せられんことを庶幾して止みませぬ、新

内閣の政綱は大要去月十七日公表致した通りであります、外交に關する根本の方針もこれまたあまねくせん明致してゐるところであります。政府は國際情勢の現状に鑑み國防の充實並にこれに關する諸施設の整備擴充に努力するとともに統一ある自主積極外交の確立に邁進せんことを期してをるのであります。

財政經濟政策のことに關しましては先日馬場大藏大臣より詳細説明致して居ることゝ存じましてこゝに多くを申しませぬが、要するに産業貿易の伸張により國力の基本を培ひますことは何より急務と思ふのであります。我國の商工業の中心都市たる當地の官民各位には特に熱心なる御努力を待望致してやみませぬ、國家興隆の一面には社會の各方面にわたりまして弊竇漸く繁く累を國民生活の康寧に及ぼすの恐れが増大しました、各般利害對立し社會の各分野において抗爭紛糾を見んとする情勢は我道義立國の大精神に反するは勿論社會民衆の生活の安定幸福を阻害するこれより甚だしきはないと考へ政府はこれが匡救に向つて施設經營の徹底を圖りあまねく陛下の赤子をしてその堵に安んぜしめんとするは當に政治の要道なりと信する次第であります。

これ等の政綱要目を具現致すにつきましては政府はもとよりあまねく周知を採り、深く民意を察しいやしくも燥急事を進め徒に現状に紛糾混亂を惹起するは嚴に戒めねばなりません。その是なりと信する所に向つては斷乎として邁進しあへて儉安一時を糊塗して百年の大計を忘るなからんことを固く期するものであります。

内閣審議會廢止

廣田内閣成立と共に内閣審議會の廢止意見が政府部内に有力化しつゝあつたが、同審議會の成立事情が岡田前内閣當時舉國一致に失敗してその補強工作のためになされた點に鑑み、既に新内閣によつて政情に多大の變化を來してゐる上、内閣の責任政治を強調することゝなつてゐるため、廣田首相もついに廢止の決意を固めるに至つた。よつて首相は七日西下に先だち審議會設置に參畫せる吉田調査局長官を招いて廢止

の善後措置に關する意見を聴取した結果、來る十日の閣議で正式に内閣廢止の旨を諮り、同時にこれに伴ふ經費を十一年度實行豫算中から削減することゝなつた、従つて山本(達)水野、安達、秋田、富田、青木(信)黒田(長)の各委員に對しては八日中に藤沼書記官長が歴訪して首相の意向を傳へ、それ〴〵諒解を求め、更に九日は池田、各務、小倉氏等財界出身委員を訪問、同様の挨拶をなす筈であるが、既に審議會は設立當時議會、樞府を初め各方面において屋上屋を架するものとの非難を浴び岡田首相も樞府において『暫定的のものである』と説明してゐる事實もあり、その廢止斷行はむしろ好評をもつて迎へられてゐる。

尙ほ内閣審議會の廢止に伴ひ、かねて政府より諮問されて審議を續けてゐた中央、地方財政の刷新策並びに文教刷新の二件は一應これを廣田首相に引繼ぐことゝ決定、審議會關係の事務で將來に残るものは當分内閣調査局で處理することゝなつた、調査局の組織については從來その擴大強化が叫ばれて來た關係上、審議會の廢止によつていよ〴〵その可能性が増加したが、差當り特別議會提出の追加豫算に具體化するまでは至つてゐないけれど、近き將來には具體化を見よう。

廣田首相車中談

伊勢神宮、畝傍、桃山兩御陵等へ組閣奉告のため西下中の廣田總理大臣は豫定の如く參拜を済ませた上、八日夜大阪における官民合同懇親會に出席、それより熱田神宮に參拜し九日夜九時東京驛着『つばめ』で歸京したが車中左の如き時局談を試みた。

八日夜大阪における官民合同歡迎會における私の挨拶は大阪の有力者達にも相當同感者があり、庶政刷新はこの際やるべきだと力づけてくれる人もあつた、先方側の意見もいろ〴〵聞いて見たが希望意見として歴代政府が行つてゐた政策の妥當だつたか否かを今一應再検討してくれといふ意見も出た、次に産業貿易と將來の見透しが出来るやう成るべく政府の行はんとする方針の大綱を早目に知らして欲しいといふ希望もあつたが、これはなかく難かしいことだが大體政府の行ふところを信用し安心して産業に勵み貿易に努めてもらひたいといつてお

いた日銀の利下げその他馬場藏相の財政々策は關西財界、企業界一般に好感をもたれてゐた。

貴族院改革問題は自分の聞いた範圍では同院各派間で研究され、且つ非常に熱心だといふことだ従つて近い機會にある形となつて表面化するのではなからと思ふ、その時期は特別議會などもその一つであると思つてゐる。これに伴つて衆議院にも亦たこの種の話が擡頭してゐる

八日夜大阪における官民合同歓迎會における私の挨拶は大阪の有力者達にも相當同感者があり、庶政刷新はこの際やるべきだと力づけてくれる人もあつた、先方側の意見もいろいろ聞いて見たが希望意見として歴代政府が行つてゐた政策の妥當だつたか否かを今一應再検討してくれといふ意見も出た、次に産業貿易と將來の見透しが出来るやう成るべく政府の行はんとする方針の大綱を早目に知らして欲しいといふ希望もあつたが、これはなか／＼難かしいことだが大體政府の行ふところを信用し安心して産業に勵み貿易に努めてもらひたいといつてお

いた日銀の利下げその他馬場藏相の財政々策は關西財界、企業界一般に好感をもたれてゐた。

貴族院改革問題は自分の聞いた範圍では同院各派間で研究され、且つ非常に熱心だといふことだ従つて近い機會にある形となつて表面化するのではないかと思ふ、その時期は特別議會などもその一つであると思つてゐる。これに伴つて衆議院にも亦たこの種の話が擡頭してゐるようであるが、衆議院では先づ選舉法の改正が眞つ先きに取り上げられるのではないかと思ふ。これは先達ての選舉の結果、その不便と不合理が各方面で指摘されてゐる事でもあるから政府としては兩院改革問題を取上げる場合は國民の意向をよく洞察してその期待する時潮に順應する必要がある。

政府が抱懐する庶政刷新並にこれに伴ふ行政機構の改革整備問題は特別議會後に着手の豫定だ、これは單に一省一局などの部分的な問題ではなく總體としての行政機構を對象として考へねばならぬが、これを行ふに當つては必然的に省の廢合等も考慮されよう、無任所大臣設置問題もこれと時期を同じくし關聯して考慮するに至ると思ふ。この問題は自分のみならず全閣僚その意氣である、内閣審議會の存廢は十日の定例閣議で廢止と決定しよう、植民地の人事問題については自分は何事も考へてもゐない。

滿ソ、滿蒙國境紛争處理のための委員會は日、滿、ソ三國間に混合委員會が近く成立することにならう、この委員會は國境畫定及び紛争處理の二問題を處理することを目的とするものである。

本年度實行豫算決定

昭和十一年度一般會計並びに各特別會計實行豫算案を附議すべき閣議は、四月十日午前十時二十分より首相官邸に開會、廣田首相以下各閣僚（平生文相缺席）出席、馬場藏相より

本豫算案には五分利債の低利借換による國債利子の支拂減は計上してゐない、而して本豫算案は、解散議會に提出された不成立豫算に比

し三千百七十八萬圓の増加となつてゐるが、これは災害費その他各省新規事業費等追加豫算の一部を組入れたためである、なほ豫算と關係ある法律案は至急提出されたいと實行豫算案の説明をなし、一般會計實行豫算案を正式決定、次で特別會計實行豫算案も正式決定した。次に廣田首相から内閣審議會は廢止することに決定し、内審關係の豫算は本年度實行豫算案から全額削除した旨を報告、各閣僚の諒解を求めたところ全閣僚賛成しこゝに内審廢止は正式に決定、閣議は同十一時四十分散會した。

しかして決定された右豫算案の一般會計歳入、歳出合計は二十三億九百九十一萬圓に上り、これを解散議會に提出せる不成立豫算二十二億七千八百十三萬圓に比すれば三千百七十八萬圓の増加となり、なほこれを昭和十年度豫算に比すれば九千四百四十九萬七千圓の増加となつてゐる但し右は五分利公債借換へによつて生ずる歳出減を見込まざるものであり、その額は一般、特別會計を通じて五百六十萬圓に上るので少くも計數整理の結果四百萬圓銀は歳出を減する豫定である、また前記豫算は不成立豫算を根幹とした追第一號を合せた實行豫算であるが、その後諸情勢の推移により緊急止むを得ざる新規經費は追第二號として目下各省が編成、大藏省に提出しつゝあり、結局前記公債借換へによる歳出減と相殺して特別議會に提出の十一年度豫算は前記二十三億九百九十一萬圓と大差ないものとなるであらう、なほ公債發行豫定額は一般會計七億九百七十七萬圓、特別會計七千四百八十萬圓合計七億八千三百九十七萬圓と決定したが、右は五分利公債借換へによる歳出減五百六十萬圓に伴ふ同額の公債發行減を含まざるもので計數整理の結果は七億七千八百三十七圓となるものである。しかして一般會計においては前記原案數字によれば不成立豫算に比して二千八百八十五萬圓の公債増發となつてゐる。

一般會計實行豫算 (追加豫算第一號共、單位千圓)

歳 入

一、四五〇、〇五〇

經 常 部
臨 時 部

八五九、八五〇

普 通 歳 入
公 債 金

一五〇、六八〇

七〇九、一七〇

計

二、三〇九、九一〇

歲入

經常部
臨時部

一、四五〇、〇五〇
八五九、八五〇

普通歲入
公債金

一五〇、六八〇

七〇九、一七〇

二、三〇九、九一〇

歲出

經常部
臨時部

一、三六七、三四〇

九四二、五七〇

二、三〇九、九一〇

歲出各省別內譯

所管別

經常部

臨時部

計

皇室費

四、五〇〇

〇

四、五〇〇

外務省

一七、二七〇

一四、六一〇

三一、八八〇

內務省

五七、六五〇

一四九、一五〇

二〇六、八一〇

大藏省

四六八、八七〇

二八、六九〇

四九七、五六〇

陸軍省

一九〇、九〇〇

三二七、四〇〇

五〇八、三二〇

海軍省

二三六、七五〇

三二三、六四〇

五五〇、三九〇

司法部

三六、六七〇

二、六五〇

三九、三二〇

文部省

一三一、二七〇

一一、一〇〇

一四二、三八〇

廣田内閣

二三四

農林省

三四、〇九〇

六〇、三〇〇

九四、四〇〇

商工省

五、六七〇

一三、一四〇

一八、八一〇

遞信省

一八一、四七〇

一五、〇二〇

一九六、四九〇

拓務省

二、一八〇

一六、八一〇

一九、〇〇〇

計

一、三六七、三四〇

九四二、五七〇

二、三〇九、九一〇

追加豫算各省別内譯

外務省

二、七九〇

内務省

六五、六二〇

大藏省

一八、七七〇

陸軍省

一〇八、一四〇

海軍省

一三四、九五〇

司法省

一、五一〇

文部省

二、七八〇

農林省

一二、八八〇

商工省

五、九二〇

遞信省

七、八三〇

拓務省

一、二六〇

計

三六二、五一〇

主要特別會計追加豫算(第一號共)

歳入

歳出

公債金

その他

計

經常部

臨時部

計

通信事業資本勘定

一四、〇〇〇

三九、九二〇

五三、九二〇

—

六〇、六五〇

帝國鐵道資本勘定

三八、〇〇〇

一〇九、九四〇

一四七、九四〇

—

一六三、六三〇

朝鮮總督府

二二、八〇〇

二九五、四八〇

三二八、二八〇

二三四、四六〇

八三、八一〇

三二八、二八〇

臺灣總督府

〇

一三三、四七〇

一三三、四七〇

九八、三九〇

三五、〇八〇

一三三、四七〇

...

...

...

...

...

...

...

道路公債	九、九九〇
滿洲事件公債	一七三、九〇〇
歳入補填公債	五一八、二七〇
特別會計	七四、八〇〇
帝國鐵道	三八、〇〇〇
通信事業	一四、〇〇〇
朝鮮總督府	二二、八〇〇
計	七八三、九七〇

因みに決定された右豫算案が、不成立豫算より三千百七十八萬圓の増加となつた原因は左の如くである。

歳入 法律改正によるもの即ち議會開會が遅れたるため法律の實施が二ヶ月遅れたゝめの減收(單位千圓)

製鐵獎勵法改正	八七九
鐵油關稅引上	六二二
競馬法改正	七七二
合計	一一、二七三
歳入増	五、五五七
その中主なるもの受託增收(海軍省所管)	三、九九五
港灣治水事業納附金	四六六

歳出 減額せるもの

總選舉費用(内務、司法兩省所管)

その他月割によるもの

二、六四三
四、五一二

合計	二、二七三
歳入増	五、五五七
その中主なるもの受託増収(海軍省所管)	三、九九五
港灣治水事業納附金	四六六

歳出 減額せるもの

總選舉費用(内務、司法兩省所管)

その他月割によるもの

合計

増額せるもの災害費

(内農林省所管 四、七三五、内務省所管二一、〇六六)

歳入に伴ふ歳出増(受託増収、納附金等)

その他各省新規事業

合計

鐵道豫算

昭和十一年度鐵道省實行豫算及び特別議會に提出する追加豫算大要は左の通りである(單位千圓)

收益 勘定

一、歳入

追加豫算

合計

運輸收入

一九、九〇〇

五五〇、三〇〇

雑收入

〇

九、五〇〇

假收入等

九、九〇〇

二一九、一〇〇

廣田内閣

合計

二九、八〇〇

七七八、九〇〇

二、歳出

事業費

一二、七〇〇

三四八、〇〇〇

利子等

七〇

九四、九〇〇

補助費

〇

七、五〇〇

諸拂戻金等

九、九〇〇

二二〇、一〇〇

計

一二三、七〇〇

六七〇、五〇〇

資本勘定

一、歳入

追加豫算

合計

益金

七、一〇〇

一〇八、四〇〇

公債

〇

三八、〇〇〇

雑収入

〇

一、五〇〇

合計

七、一〇〇

一四七、九〇〇

二、歳出

鐵道建設費

一、五〇〇

四九、〇〇〇

鐵道改良費

二、七〇〇

八九、三〇〇

自動車線設備費

一、五〇〇

三、〇〇〇

減債金

五〇〇

一一三、〇〇〇

合計

六、二〇〇

一六三、六〇〇

二、歳出
 鐵道建設費
 鐵道改良費

一、五〇〇
 二、七〇〇

四九、〇〇〇
 八九、三〇〇

自動車線設備費
 減債金

一、五〇〇
 五〇〇

三、〇〇〇
 二二、三〇〇
 一六三、六〇〇

合計

六、二〇〇

歳入不足額の補填

歳出に對する歳入の不足約千五百七十萬圓は資本勘定所屬の前年度よりの繰越資金を充當する。

追加豫算の内容

一、鐵道建設費 地方資源の開発、産業の振興または國防の整備等より必要にして且鐵道經濟上有利と認めらるゝ新線廿線九百廿三キロの工事に十一年度から着手することとした、なほ追加新線の選定に際しては東北及び北海道の振興を考慮した。

二、鐵道改良費 運輸數量増進に伴れて輸送力の増加、保安設備の改善を行ふ必要ある外軍事上の必要等もあり、新に線路の増設及び改良等に要する經費を追加し、十一年度以降四ヶ年度に支出することとした、右新規追加工事中主なるものは金澤津幡間線路増設（總工費七十二萬圓）關門聯絡線新設（同千八百萬圓）木田操車場新設（同百二十萬圓）松戸、我孫子間電化（同百四十萬圓）

三、自動車線設備費 交通系統の整備を促進する等のため十一年度から新に十四線九百キロ餘の設備に着手するため所要の經費を新規追加し十一年度以降三ヶ年度に支出することとした。

四、減債金十年度首現在鐵道負擔公債總額十九億二千三百三十萬圓餘の萬分の百十六の三分の三に相當する二千二百二十八萬七千圓と前年度減債金との差額を追加豫算した。

昭和十一年度における一般、特別兩會計の調整と鐵道用品資金一部繰替使用計畫 鐵道用品調達のために保有する用品資金三千二百萬圓餘の中七百萬圓を十一年度において一般會計に繰替使用せしめる計畫とした右の結果資金の運用は窮屈になるを免れないけれども目下の處用品

の調達配給に差したる不便を生ぜしめない見込である。

第二豫備金支出

關東局、朝鮮總督府各特別會計の第二豫備金支出は左の如し。

(單位圓)

關東局特別會計 三笠宮御警衛諸費
朝鮮特別會計 種穀給與費補助

一〇七、三四四
六六、四六〇

特別會計實行豫算

特別會計は左の如く何れも大藏省の査定額通り承認された。(單位千圓)

部 局 別	歳 入	歳 出
對支文化事業	九、四八〇	三、六九〇
健 康 保 險	三〇、二一〇	三〇、二一〇
勞働者災害扶助責任保險	二、八三〇	二、八三〇
造 幣 局	一四、三二〇	七、九三〇
同 資 金 部	一四、二二〇	一八、二二〇
印 刷 局	一一、一一〇	八、一八〇
專 賣 局	三八一、四九〇	一八一、二八〇
大藏省預金部	一七九、六四〇	一二六、一六〇

教 育 基 金

二〇

商 債 整 理 基 金

二、三五四、一一〇

公 債 金

七八三、九七〇

二、三五四、一一〇

三八三、九七〇

印刷局 一一、一一〇
 專賣局 三八一、四九〇
 大藏省預金部 一七九、六四〇

一八、一八〇
 一八一、二八〇
 一二六、一六〇

教育基金 二〇
 商債整理基金 一一、三五四、一一〇
 公債金 七八三、九七〇
 國有財産整理資金 七、七七〇
 教育改善及農村振興基金 六、七〇〇
 關東局 二八、五九〇
 陸軍造兵廠 九九、九〇〇
 千住製絨所 六、一〇〇
 海軍工廠資金 八六、二四〇
 海軍火藥廠 七、六五〇
 海軍燃料廠 二五、五三〇
 帝國大學 二九、三四〇
 同資金部 一、四四〇
 官立大學 一三、〇三〇
 同資金部 五二〇
 學校及び圖書館 一七、四二〇
 同資金部 二二〇

〇
 一一、三五四、一一〇
 三八三、九七〇
 七、七七〇
 六、六四〇
 二八、五九〇
 九九、九〇〇
 六、〇九〇
 八五、四四〇
 七、六五〇
 二五、三二〇
 二九、三四〇
 四、六一〇
 一三、〇三〇
 九八〇
 一七、四二〇
 一二〇

米穀需給調節	二三四、九九〇	二三四、九九〇
家畜再保險	五二〇	五二〇
通信事業	四二〇、六三〇	四〇一、六五〇
資本勘定	五三、九二〇	六〇、六五〇
用品勘定	四七、二〇〇	四七、二〇〇
業務勘定	三一九、四九〇	二九三、七八〇
簡易生命保險	二七六、八八〇	一四八、五五〇
郵便年金	一八、九〇〇	六、六九〇
帝國鐵道	一、一三六、六二〇	一、〇四三、八五〇
資本勘定	一四七、九四〇	一六三、六三〇
用品勘定	二〇九、六八〇	二〇九、六八〇
收益勘定	七七八、九九〇	六七〇、五四〇
朝鮮總督府	三一八、二八〇	三一八、二八〇
朝鮮鐵道用品資金	二三、二五〇	二三、二五〇
朝鮮簡易生命保險	九、五三〇	五、一八〇
臺灣總督府	一三三、四七〇	一三三、四七〇
臺灣官設鐵道用品資金	七、五〇〇	七、五〇〇

樺太廳
南洋廳

三三三、三一〇
七、三七〇

三三三、三一〇
七、三七〇

尙ほ右の閣議において地方財政救済と、地方負擔の均衡を圖るため内務省が地方財政調整交付金制度の暫定案として十一年豫算に計上した

朝鮮鐵道用品資金	一三三、二五〇
朝鮮簡易生命保險	九、五三〇
臺灣總督府	一三三、四七〇
臺灣官設鐵道用品資金	七、五〇〇

	一三三、二五〇
	五、一八〇
	一三三、四七〇
	七、五〇〇

樺太廳	三三三、三二〇
南洋廳	七、三七〇

	三三三、三二〇
	七、三七〇

尙ほ右の閣議において地方財政救済と、地方負擔の均衡を圖るため内務省が地方財政調整交付金制度の暫定案として十一年豫算に計上した臨時町村財政補給金二千萬圓は一年限りの暫定策として豫算増額及び法文化等を行はず、不成立豫算通り總額二千六萬圓に正式決定を見たが、閣議の席上潮内相は本年度の臨時補給金は地方財政救済の恒久的對策確立に至るまでの暫定策として取敢へず不成立豫算通り承認したものであるが、これは一年限りのものとして十二年度豫算編成の際までには地方税制の全面的改正案と關聯して根本的對策を樹立し計畫の範圍を擴大するとともに法律案として通常議會に提案したい。

と述べ、馬場藏相の諒解を求めると同時に閣員一同もこれを諒とした、よつて内務省では特別議會終了後、直ちに地方税制の改正案と並行して一般地方財政の根本的救済策樹立を目標として交付金制度の再検討に着手することゝなつた。

政府提出の法律案

特別議會に政府より提出する法律案中、豫算を伴ふもの二十六件は四月十日の閣議で決定されたが現内閣の實行せんとする政策の一端を示すものとして注目に値する、提出に決定した法律案左の如し（名稱はなほ多少變化するやもはかられず）

東北興業株式會社法案、東北振興電力株式會社法案、職業紹介法中改正法律案、昭和十一年度一般會計歲出の財源に充つるため公債發行に關する法律案（赤字公債）、昭和七年第一號法中改正法律案、昭和九年第七號法中改正法律案（以上滿洲事件費公債）、對支文化事業特別法中改正法律案、土地賃賃價格改定法案、關稅定率法中改正法律案、思想犯保護監察法案、米穀自治管理法案、競馬法中改正法律案、農村負債整理組合法中改正法律案、製鐵業獎勵法中改正法律案、重要肥料統制法案、自動車製造事業法案、昭和六年第四十號法中改正法律案、商工

組合中央金庫法案、輸出組合法中改正法案、輸出絹織物法中改正法律案、重要輸出品取締法中改正法律案、朝鮮鐵道用品資金特別會計法中改正法律案、臺灣私設鐵道補助法中改正法律案、臺灣拓殖株式會社法、重要産業統制法中改正法律案

内務省の機構改革斷行

地方行政機構の改革にさきがけ内務省においては、内務省分課規程の一部を改正し、地方局内の行政、地方債、財務三課の中、地方債課を廢止し、新たに庶務課を設置して庶務、行政、財務の三課となし四月一日付發令と同時に即日實施した。

従來同一地方財務の取扱に對しては、地方債課と財務課とに分れその結果地方行政分立の弊に陥り地方債の認可に當つてもほとんど半歳を要し地方行政に多大の支障を來したが、今回の改正で綜合的監督指導が行はれ事務の刷新を期待される、特に庶務課の新設は今回大藏省から承認された二千五百萬圓及び地方財政調整交付金制度と地方税制の根本的調査立案に當るため將來は新時代に則し選舉法の改正、六大都制の實施、中間機關の設置等の重要調査關係各省との聯絡協調等益々機能を擴大する方針である。

内務省地方局内課の廢合とともに四月一日付左の如く發令された。

内務書記官 永 安 百 治

庶務課長を命ず

同 井 田 完 二

財務課長を命ず

事件關係責任者の處分

二・二六事件關係内務省責任者の處分は特別議會も切迫し且地方長官の大異動があるので、それ以上明に決定することになつた事件を全然軍部内の問題とし警察側としては全く不可抗力となす者は輕罰を主張し、反對に防犯側に立つ者は發生前の處置に遺憾の點ありとし嚴罰をもつて臨むべしと主張してゐるので、内相もすこぶる頭を悩ました責任者として處分の對象となる者は警視廳小栗警視總監、本間警務部長、安

事件關係責任者の處分

二・二六事件關係内務省責任者の處分は特別議會も切迫し且地方長官の大異動があるので、それ以上明に決定することになつた事件を全然軍部内の問題とし警察側としては全く不可抗力となす者は輕罰を主張し、反對に防犯側に立つ者は發生前の處置に遺憾の點ありとし嚴罰をもつて臨むべしと主張してゐるので、内相もすこぶる頭を悩ました責任者として處分の對象となる者は警視廳小栗警視總監、本間警務部長、安倍特高部長、内務省唐澤警保局長、相川保安課長、中野警務課長その他警視廳課長級で、潮内相、湯澤次官等内務省首脳部の意向を綜合するに

今回の事件は必ずしも豫測し得べからざる事柄ではないが、警察側としては如何ともなし難かつた事情は諒とせねばならぬ、従つて直接責任者の失態といふことは出来ないから徒らに形式にとらはれず、大乗的見地から寛大の處置を採るべきである従つて譴責または訓告の兩處分が豫想されるが、譴責となれば首相の決裁を要し、訓告なれば内務大臣限りで處斷し得る。

これにより最も公平なる處置として小栗警視總監及び唐澤警保局長は休職のまゝ譴責とし、本間警務部長、安倍特高部長、相川保安、中野警務兩課長は譴責として二十日後の地方官異動の際北海道總務部長その他に左遷し、一時閑地において適當の機會に登用の途を講ずること、なり、その他の課長級に至つてはたゞ單に訓告に止める方針に決し四月十七日の閣議に附して正式決定し即日左の如く發表した。

即ち文官懲戒令により唐澤前警保局長、小栗前警視總監、本間警務部長、安倍特高部長、相川内務省保安課長の五氏を譴責處分とし内務省中野警務課長以下關係課長、所轄警察署長を訓告となつた。

譴責

元警視總監 小栗一雄

元内務省警保局長 唐澤俊樹

警視廳警務部長(勅任) 本間精

内務大臣の訓告

同特別高等警察部長(奏任) 安倍源基

内務省保安課長(勅任) 相川勝六

内務省警務課長 中野與吉郎

警視廳警衛課長 伊能芳雄

同特高課長 毛利基

同特別警備隊長 岡崎英城

麹町警察署長 三瓶奎三郎

表町警察署長 井熊順次郎

四谷警察署長 五十川捨造

警察機能の強化

内務省は非常時局に處する警察機能強化のため、特別議會に提出する警察行政關係の第二號追加豫算案決定のため、十六日次官々舎に湯澤次官、萱場警保局長、兒玉會計課長以下警保局首脳部參集

治安警察確保を基礎として對策協議の結果、總額約二百七十五萬圓を計上、潮内相の決裁を経て正式に大藏省に要求することに決定した。

警察電話架設費二百萬圓、特高、外事、圖書刑事その他警察行政の職務執行を敏活ならしむるため新しく十六府縣に警察電話を架設する。

特高警察網擴充に要する經費約五十萬圓、二・二六事件後の治安警察強化を期するため活躍特高警察専門の優秀なる刑事、巡查等を主として

重要府縣を中心に増員する。

怪文書取締に要する經費 約十五萬圓、怪文書取締に關する單行法律案は特別議會に提案することに決定したのでこれが施行に伴ふ圖書警

察官増員。

治安警察確保を基礎として對策協議の結果、總額約二百七十五萬圓を計上、潮内相の決裁を経て正式に大藏省に要求することに決定した。警察電話架設費二百萬圓、特高、外事、圖書刑事その他警察行政の職務執行を敏活ならしむるため新しく十六府縣に警察電話を架設する。特高警察網擴充に要する經費約五十萬圓、二・二六事件後の治安警察強化を期するため活躍特高警察専門の優秀なる刑事、巡查等を主として

重要府縣を中心に増員する。

怪文書取締に要する經費 約十五萬圓、怪文書取締に關する單行法律案は特別議會に提案することに決定したのでこれが施行に伴ふ圖書警察官増員。

外事警察擴充に要する經費 約十萬圓、最近における國際關係逼迫に伴ひ我國にも各國のスパイが侵入してしゅん動せんとする傾向濃厚となつたので諜報制度の擴充を期す。

選肅運動と内務地方局の方針

政界の淨化、積弊一掃を目標に起された選舉肅正運動は、昨秋の府縣會議員選舉並びに過般の衆議院議員總選舉を通じて一般國民に實際の政治を施し、國民教育自省の機運を醸成せしめたが、潮内相はこの運動を更に一步進めて恒久的國民の公民教育運動とすべしとの見解から大村地方局長を中心として具體的方針を研究せしめた、十三日地方局長室で局議を開いた結果大體左の如く決定今後選舉肅正中央聯盟とも協力して新指導精神の下に趣旨實現に邁進し、更にこの運動を地方行政改革の根幹とする純日本の自治運動にまで發展させる意向である。

一、根本的な指導精神を確立し、一層組織的に恒久的公衆教育を目標に一種の國民精神作興運動とする。

一、地方議會改選並に衆議院總選舉で地方有力者が違反をなし地方自治體の醜狀を遺憾なく暴露した事實に鑑み、今後は地方自治體の淨化刷新に全面的目標を置き我國の政治行政の根本的立直しを期す。

一、右淨化刷新運動の母體として現在の市町村選舉肅正委員會並に部落懇談會等の組織を擴大強化して強力な運動單位とし自發的更生運動を起さしめる。

一、肅正運動當面の目標として六月の東京府、神奈川縣、八月の北海道、明年三月の佐賀縣等の選舉並に青森、宇和島、來年三月の東京市、

長崎市等三十六市の市會議員の選舉及び本年中には行はれる一千三百四十町村、明年中には行はれる五千七十三町村、合計今明兩年にわたる六千四百十三町村會議員選舉における肅正運動を通じて國民の政治的道義心を昂めること。

私學刷新と國體明徹徹底

文部省では各私立大學に對し助成金を交付して財政の基礎を確固たらしめると同時に學校事業の營利化を矯正する方針で學校經理教員組織内容設備等に對し嚴重なる監督を加へるため昨年來私學監督機關を特設し、醫藥關係の各學校を中心として私立各大學、中等學校等につき詳細なる調査を遂げ更に今後も續行することになつてゐるが、今日までに調査した結果によると學校團の基礎薄弱經營者及び職員組織の不適當等により學校經理内容設備上遺憾の點少からず學生、生徒の學力不充分なる者も相當多いので平生文相は斷乎たる決意を以て私學監督に當ると共に、優良なる學校を積極的に助成し他面において不正學校を徹底的に改革しその實績を示さざる場合は容赦なく最後の處分を斷行して官學、私學の差別撤廢の趣意を徹底せしむることとなつた、特に醫藥關係の各學校は卒業後それ〴〵尊い人命を直接扱ふ重大責務を有する關係上いやしくもその教養上欠くるが如き向ある時は、その指定を取消し當然付與さるべき卒業後の資格はく奪等の嚴重なる措置をとるものと見られる。

尙ほ亦た平生文相は文部省關係における各學校、教化團體、宗教團體その他の各社會教育團體等を通じて、一般國民の國體明徹觀念の徹底を圖るため、就任以來種々考究を重ねつゝあつたが今回いよゝその第一着手として小學校、中學校、高等女學校並びにその他の各種中等學校等における修身、國語、地理、歴史、公民等の教化書を根本的に改正すると共に、各學校の教授要目等に對しても大改正を加へることになり、今回それ〴〵の各關係局に對してその改正立案を命じた、即ち教授要目の改正について、主として普通學務局及び實業學務局において立案し、教科書の改正に關しては圖書館において互に各局と聯絡をとりながらその立案を急ぐことになつた、しかしてこの中で最も重大なるも

のは各學校の教科書改正であるが、小學校の教科書は目下文部省で立案實施してゐる教科書大改正の計畫實施中で、昭和十一年度國語讀本卷の三まで完成してゐるが、第四卷より更に國體明徹に關する記事を充分取入れてその目的を達成し、中等學校の教科書については從來の檢定制度をそのまゝとして更に文部省でも教科書を編纂しこれを一般出版會社と自由競争的立場において出版せんとするものである。

を圖るため、就任以來種々考究を重ねつゝあつたが今回いよいよその第一着手として小學校、中學校、高等女學校並びにその他の各種中等學校等における修身、國語、地理、歴史、公民等の教化書を根本的に改正すると共に、各學校の教授要目等に對しても大改正を加へることになり、今回それらの各關係局に對してその改正立案を命じた、即ち教授要目の改正について、主として普通學務局及び實業學務局において立案し、教科書の改正に關しては圖書館において互に各局と聯絡をとりながらその立案を急ぐことになつた、しかしこの中で最も重大なるも

のは各學校の教科書改正であるが、小學校の教科書は目下文部省で立案實施してゐる教科書大改正の計畫實施中で、昭和十一年度國語讀本卷の三まで完成してゐるが、第四卷より更に國體明徴に關する記事を充分取入れてその目的を達成し、中等學校の教科書については從來の檢定制度をそのまゝとして更に文部省でも教科書を編纂しこれを一般出版會社と自由競争的立場において出版せんとするものである。

しかして更に一方、文部省は國體の明徴國民精神作興の徹底を期するため速かに教學刷新評議會の答申案を決定すべく、過日來再三教學刷新評議會省內幹事會を開き、文部省原案の作成を急いでゐたが、漸く十七日その決定を見たので來る二十四日省外合同幹事會を開催し更に二十八日には特別委員會を開催することとなつた、その議案内容は大體教育制度内容の改善等の全般にたわる十數項目となつてゐるが、主要項目は左の如くである。

- 一、初等學校より高等諸學校にわたつて各科目時間數の全般的大變更を行ひ、修身、國史、公民科等の時間を増加すること。
- 一、初等學校より高等諸學校にわたる全般的教授要目の改正を行ふため各種學校別（高等學校、實業專門學校、青年學校、中學校等）の教授要目改正委員會を設置すること。
- 一、大學は日本精神作興に關し特に特別講座を設置すること。
- 一、文部省は絶えず各大學教授の講義内容に精細な注意を拂ひ必要がある場合には適宜適當なる要求、注意をなすこと。
- 一、精神文化研究所を擴充すること。

外務 最初の首腦會議

有田外相は就任以來新外交政策の樹立に關し慎重考究中であつたが大體次官の更迭も終り人事も今後漸を追うて刷新する方針が確立したのでいよいよ政策問題に手を染めることとなり、四月十四日午後四時半から就任後最初の幹部會を次官々舎に招集。

有田外相、堀内次官以下東郷歐亞、桑島東亞、栗山條約、松島通商、天羽情報、栗原調査、岡田對支文化の各局部長等出席。

まづ有田外相から現下の國家内外の諸情勢に善處すべく從來の外交方針を再検討するため自主積極の新政策に基づく新外交方針を指示し、各首腦部の意見をも聴取する筈でなほ席上來る五月一日より開かれる特別議會における外相演説の内容についても種々意見の交換を行つた。而して更に同十八日午後、外務次官々官に第二回首腦部會議を招集し來るべき特別議會において、中外に闡明すべき帝國政府の外交方針に關し重要協議を遂げ大體の方針が決定したので、更に二十一日會議を續行し最後の決定をなすこととなつた、しかしして我外交方針は要するに議會における外相演説に盛込まれるものであるが、その精神は先に帝國が國際聯盟を脱退したる際發布された詔書の御趣旨を奉戴し、世界の平和に貢獻すべく自主積極の方針を體するものである、中にも當面の問題たる對支對ソの政策には最も重點をおき、支那に對してはいはゆる三原則に準據して、日、滿、支三國平等の立場において國交の調整を圖り、ソ聯に對しては從來の方針を踏襲して極東における不必要なる大兵力の撤退方を要求し、また極東において跋扈しつゝある赤化勢力を掃蕩することによつて、東亞の平和を確保すべきことを強調する筈である、これ等日、滿、ソ、支の關係は目下帝國が直面しつゝある重大にして、しかも微妙なる問題だけに世間の視聽も深くこゝにそゝがれて居り、従つて有田外相の議會演説は大いに關心を持たれるに至つた、外相演説の骨子は大要左の如くである。

一、帝國の外交方針は聯盟脱退に際して發布された詔書に明示されてゐるところであつて、政府はこの御趣旨を奉戴し、世界の平和に寄與せんとするものである、しかしして日本民族の生存發展には進んで努力を拂ひ、同時に列國との親善關係を促進するものである。

一、最近ソ聯政府が極東方面殊に滿洲國に對して探りつゝある積極的動向については帝國としては無關心たり得ない、即ち帝國はソ聯が極東に進駐せしめつゝある不必要なる大兵力に對してその撤退を希望するものであり、これによつて始めて滿ソ、滿蒙國境における諸紛争の根源を芟除し得るものと確信する、他面帝國は日ソ兩國間に介在する諸懸案を迅速に解決することにより、日ソ間の友好關係を増進すべきものと信じ、これが實現を希望するものである。

一、日支關係の調整は日、滿、支三國間に平常關係の確立せられることを先決問題とし、従つて先づ南京政府に對しては北支の特殊性を正確に認識せしめなければならぬ。

一、極東における赤化運動は益々猛烈となる傾向があり、帝國としてはこの際斷乎としてこれを排撃すべきである。

最近ソ聯政府が極東方面殊に滿洲國に對して探りつゝある積極的動向については帝國としては無關心たり得ない、即ち帝國はソ聯が極東に進駐せしめつゝある不必要なる大兵力に對してその撤退を希望するものであり、これによつて始めて滿ソ、滿蒙國境における諸紛争の根源を芟除し得るものと確信する、他面帝國は日ソ兩國間に介在する諸懸案を迅速に解決することにより、日ソ間の友好關係を増進すべきものと信じ、これが實現を希望するものである。

一、日支關係の調整は日、滿、支三國間に平常關係の確立せられることを先決問題とし、従つて先づ南京政府に對しては北支の特殊性を正確に認識せしめなければならぬ。

一、極東における赤化運動は益々猛烈となる傾向があり、帝國としてはこの際斷乎としてこれを排撃すべきである。

一、英國との關係は通商上の全領域において利害の衝突今日より甚しきはない、よつてこれが市場、資源、領土の諸問題調整につき卒直なる意見の交換をなす用意を有するものである、また米國に對しては日米兩國相互の理解により太平洋問題その他につき更に一步を前進すべきである。

一、通商經濟の全般については帝國政府は世界に向つて市場、資源の開放と自由なる交通を要求する、即ち日本は通商自由の原則を確守するものである。

一、以上列國との和親を増大するために、この際特に文化施設を考慮する必要あり、歐米に對しては日本文化の紹介に努め、同時に東洋に對する認識を深めしめる必要を痛感する。

因みに有田外相の重大訓令を携え、本省と出先官憲との緊密なる聯絡を計るため北米、中米及び南米巡閱の要務を帯びた松永直吉公使は四月二十八日横濱出帆の平安丸で出發することに決したが、同公使は六月初旬ニューヨークで開催される全米領事會議に出席、二・二六事件の真相と現下の國內情勢を詳細に説明し、國際難局に對處すべき外交官の態度について有田外相の抱負、精神を傳へ、積極的な心構へをもつて前進するやう注意を喚起することになつた、從來は單に概括的な外交方針を傳達するのみであつたのに反し、この外交官精神の強調は國際非常時に處する外務省の自主的積極性の現れとして各方面の注目を引いてゐる。

なほこの機會に通商關係の調整新市場の開發、移民問題の解決に向つても拍車をかけるが、邦品進出の方途に關しては當業者に先んじて研究することになり特に亞米利加局第二課の永岩事務官を同行せしむることになつた、同氏は各國駐在の領事館と聯絡をとり、各國民性趣味

嗜好等を研究し、如何なる商品が向くかを調査した上、各地に産する特産品、風俗繪ハガキ、人形、商品分布圖等を持歸り展覽會を開いて一般に公開する豫定であるが、これは輸出貿易の上からも、商品學の立場からも絶好の企てとして稱讚を博してゐる。

外相各國大使接見

愈々自主積極外交の第一着手に踏み出した有田外相は在京各國大使に對し外相就任の公式挨拶を行ふとともに帝國外交政策の大綱に關し各國の諒解を深めるため十六日午前十一時より省内大臣室において在京外交團と初の接見を行つた、即ち外交團首席グルー米國大使を最初にユレーネフ（露）アウリツチ（伊）クライブ（英）ピラ（佛）謝（滿）ベロゾ（伯）ゲレデ（土）許（支）の九大使に對しそれ〴〵五分づゝの會見を行ひ更に午後二時半より同様パプスト（和）公使を首席とする十六公使團に對し同四時より四各國代理大公使に對しそれ〴〵接見を行ひ同五時過ぎ終了した。しかして右の席上、在京スイス公使ヴァルターツルンヘル氏から有田外相にスイス・アルプス山中に咲く珍しい高山植物の種子廿九種類が贈られた。

日本人が自然を愛し草花を愛する事はかねて知つてゐる。そしてスイス地方を旅行した日本人から同地の高山植物を見てこの上なく喜ばされたと云ふ事もよく聞いてゐた、今スイスの草花の各種類をひとそろへ御贈りしますから日本の適當な權威の方に御届け願ひたい。

と云ふ微笑ましい花を贈る言葉までついてゐた。これはツルンヘル公使が故國のシュレーテル教授に選擇させて、苦心の末とり寄せた種子廿九種だつた。

如何にも自然の明媚を誇るスイス國民らしい贈り物に、初めて會つた有田外相も大喜びで早速帝大植物園、林野局に届けて各權威の丹精を待つ事になつた、日本から贈つた櫻が世界各國でパーツと花を開いてゐる様にやがて來る秋、來る春にはアルプスの珍花が我が國に可憐な花を結ぶ——と同時に贈られた小さな一粒の種子から大きな親善の花も結ばれて、日本人が花を愛する様に、花を愛するツルンヘル公使

を喜ばせるときも來よう。

子廿九種だつた。

如何にも自然の明媚を誇るスイス國民らしい贈り物に、初めて會つた有田外相も大喜びで早速帝大植物園、林野局に届けて各權威の丹精を待つ事になつた、日本から贈つた櫻が世界各国でパーツと花を開いてゐる様にやがて來る秋、來る春にはアルプスの珍花が我が國に可憐な花を結ぶ——と同時に贈られた小さな一粒の種子から大きな親善の花も結ばれて、日本人が花を愛する様に、花を愛するツルーンヘル公使

を喜ばせるときも來よう。

各省政務官決定

政務官の人は選は多少の遷延を重ねつゝあつたが、結局政府最初の案に還元することとなり、四月十四日の定例閣議に諮り左の如く決定、即日正式發令された。

任外務政務次官(一)

從五勳四 猪野毛利 榮(政友)

陸軍工兵少尉正八勳四 松山常次郎(政友)

任外務參與官(二)

正四勳四子爵 鍋島直繩(研究)

任内務政務次官(一)

從四勳四男爵 肝付兼英(公正)

任内務參與官(二)

從四勳四 中島彌團次(民政)

任大藏政務次官(一)

正七勳三 丹下茂十郎(政友)

任大藏參與官(二)

任陸軍政務次官(一)

陸軍砲兵大佐從三勳三子爵立見豐丸(研究)

任海軍參與官(二)

勳四永田善三郎(民政)

任司法政務次官(一)

正五勳四野田俊作(政友)

任司法參與官(二)

正三勳三子爵秋月種英(研究)

任文部政務次官(一)

陸軍三等主計正五勳四山本厚三(民政)

任文部參與官(一)

勳四作田高太郎(民政)

任農林參與官(二)

勳四小林絹治(政友)

任商工政務次官(一)

從四勳四池田秀雄(民政)

寺島權藏(民政)

任商工參與官(二)

正五勳四前田房之助(民政)

任憲法政務次官(一)